

その他「ざらめ」「あなめ」「がごめ」「ひばつのまた」「えぞいしげ」「まつも」「ながまつも」「かやものり」「あをさ」「あをのり」「みる」「あまのり」「ゑぞつのまた」「ぎんなんぞう」「ほそふくろのり」「ゑごのり」「いざす」「おごのり」「ふくろのり」「てんぐさ」等も産するが別に書きたてる程のものでない。

第四節 鯨漁業

樺太に於ける鯨漁業の有望なことは誰しも知る所で、三十六年中の收穫高は十九萬三千五百六十四石に達し實に樺太水産物全收穫の八割を占めて居る。今その發達の經路を見ると二十七年には八千七百四十七石であつたが、五年後の三十一年は六倍の増額となつて五萬七千六百九十石に上り、更に五年を経た三十六年には三倍三分の驚くべき増額を示して居る。尤もこの三十六年は露領最終の年で又露領時代中に於ける鯨漁の一番多かつた年であるが、昨四十年には二十四萬石といふ三十六年にも凌駕した巨額に上つたのである。然しながら三十六年の收穫を同年北海道に於ける鯨の總收穫百一萬三千九百三十八石に比べると約五分の一で、天鹽の増毛留萌苦前三郡の收穫數と大差は無い。即ち北海道に較べて及ばざることはいくらでも將來に於て大に發達の餘裕があるから南半の鯨漁業亦有望なりと言はざるを得ない。其漁場數を所在方向に依て計算すると東海岸五一、アニワ灣五八、西海岸八八、總計百九十八箇所で、最多いのは西海

樺太に於ける鯨漁業の有望

三倍三分の驚くべき増額

鯨の總收穫百萬石
將來に於て發達の餘裕

九町以内に短縮する能はざる規定

建網漁業者には至極便利

海濱一帯の後方に連り乾場に適當

蜿蜒數百間の沿岸を獨占

岸アニワ灣次は東海岸である。數に於ては東海岸でもアニワ灣に下らないが鮭鱒を主とする漁場の兼業であるから勢ひ斯様になるの止むを得ない。各漁場間の距離は九町以内に短縮することが出来ない規定で、西海岸マウカからクシユンナイ附近に至る間は往々六百間の距離を有する所がないでもないが、その他の所は規定以上の距離を有し甚しきに至つては數里の間一つの漁場も見ない所があるけれども別に元網を距る百五十間以内に副網として更に一統の建網使用を許可したから、實際の距離は短いのが三百間内外を保つ様になる。これでも北海道根室地方に比べると非常に距離が長く、隣網の位置如何に依つて利害を自己の網に及ぼす如き憂は比較的少ないから自然漁夫同士の間も争も無く、建網業者には至極便利であると言はねばならぬ。沿岸の形勢は一言で盡くすことは出来ないが概して階段状をして居る處が多い。即ち高きは數百尺を超え低きも數十尺を下らない。頂上が稍平らたい丘陵は海濱一帯の後方に連つて乾場とするに最も適當である。從來露國時代の時には漁業權なるものが不確實で永久その地に占據し得る保護を受けて居らなかつたから、態々高い金を拂つて土工を起し丘上の平地を利用する途を講ずる者も無く、只海濱の平地を原のまま使用するのが例であつた。従つて土地の嶮阻な場所に居た者は蜿蜒數百間の長きに亙る沿岸を獨占して狭きを憂ふる者としては無かつたが、今や鱈、鯨等

惜むらくは沿岸の屈曲に乏し

勢ひ漁夫を増すか機械力で陸揚する道な海底の状況も亦一様ならず俗に平磯といふ廣大平坦な岩礁

狂瀾怒濤を中途より挫く大効力

樺網(撈つた魚を容れた儘船下に吊して海中に保持する網具)をして風波の難に遇はさしめないのは漁撈の目的を達するに最も必要のことであるが、惜むらくは沿岸の屈曲が乏しいため数十の樺網を安全に容るゝ良灣が無い。西海岸ラクマカは樺網として名高いけれども之に收め得べき樺網は僅に二三十に過ぎないので其他の樺網と稱するものは、ほんの五つか六つの網を容るゝ始末である。然かも此等の小灣すら数が多くない故に、樺太漁場で故障なく完全に漁獲物を收め様としたならば、勢ひ漁夫を増すか、機械力で陸上する道を講ずるか、乃至港灣の修築岩礁の掘鑿を行つて、樺網なり袋網なりを容れる場所を適置の地點に設けなければならぬ。海底の状況も亦一様でない、砂質平坦の地もあれば岩礁起伏の場所もある。中にも特に我々の注目を惹くのは俗に平磯といふ廣大平坦なる岩礁が水深二三尺の下で海岸から數十間乃至百數十間の沖合に至るまで一面に布かれてあることで、この現象は大泊附近及西海岸トコンボ以北トコタン附近に至る十五六里の間に最も著しい。干潮に際すると沿岸數千間に亙る一帯の岩礁は全く露出して、殆んど陸上平地の様な氣がする。かゝる岩礁は漁船が海岸に近づくことが出来ない不便もあるけれども、一面から見ると狂瀾怒濤を中途から挫いて磯際を襲はしめない大効力があるもので、操業上どれ丈け便宜を與へるか測り知ることが出来ないものである。殊に前述の樺網なるものは何れも地形の屈曲によつて形つくられたのでなく、皆岩礁の缺陷から生じた凹所であるかと思ふと、利益の頗る大なるものあるを感ずる。若し北海道地方に於けるが如く之を開鑿して袋網を造り漁船を通じ漁獲物を收容するの設備を施したなら便利は一層多きを加へるであらうと考へる。

一般より見薄て漁夫も稀

漁期は年に依つて早晚あり

水深は網建場即ち沿岸を距る二三百間の所で深さも六七尋を出ないので、多くは四五尋が普通である。これを北海道の八九尋乃至十四五尋に比べると海水が一般に淺く従つて魚群の運動が活潑で漁業の容易でない筈であるが、樺太の現状は一般より見て未だ漁人も稀薄であるから随つて魚を驚かす事故も少なく、魚群が放卵を始めると眞黒な一團となつて岩を踰へ岸邊に泳ぎ、容易に退かないから今日では甚しき障害を認めないものゝ、十年二十年と將來永くこの現象を維持することの出来ないのは勿論であるから行々は漁撈上大なる困難を齎らすであらうと思ふ。漁期は始終兩期共年に依つて早晚はあるが、始期は大抵左表の如くである。

地	名	三十二年	三十三年	三十四年
東海岸	トナイチャ	五月二十二日	五月二十二日	五月二十七日
	ワレチ	五月十七日	五月十二日	五月十二日
大泊	アルチル	五月十三日	五月十三日	五月十五日
	レリ	四月二十九日	四月二十八日	四月二十六日

西	シスカヤバード	四月三十日	四月二十九日	四月二十六日
海	岡	四月二十五日	四月二十六日	四月二十八日
岸	クシエンナイ	四月二十三日	四月二十一日	四月二十三日

これで見ると東海岸は五月中旬から下旬、アニワ灣西海岸は何れも四月下旬であつて、終期は一般に六月上旬から下旬までの間とする。

漁船は一漁場から二十隻
「サンパ」船
及「ホツツ」船
起し船
汲舟
一艇二百圓
より二百五十
圓まで

漁船は一漁場に付數隻から多きは二十隻を備へて居る。多量の漁獲物を處理するには成るべく多いのが便利であるけれども、普通「サンパ」又は「ホツツ」船九艘、汲舟四艘合計十三艘内外を使用して、汲舟は便令その他の用事を辨ずるために用ひ、「サンパ」又は「ホツツ」船中の五六隻は枰船と稱して漁獲物を收容する枰網を船底にぶら下げ海中に支持する用に供する。又一隻は起し船と稱して網底を手操り魚を一隅に驅り集める用に備へ其他二三隻は汲舟と呼んで漁獲物を枰網から汲み上げる任務に服するものである。人に依つては土地の状況如何を考へて起し船には風の抵抗と傾斜の少ない傳馬船を用ひ、汲舟には船脚が淺くて容易に淺い所を航し得る船(ヒラタ)を用ふるものもある。船體の大きさは「サンパ」又は「ホツツ」船で最廣部口徑八尺から一丈一尺内外、汲舟では三尺五寸から四尺位が普通で、北海道で造り全形の儘汽船に積んで回送して來るものもあり又解船として持つて來て此地で組立てるものもあり、又越年漁夫に冬期間用材を近山に求めさせて自家雇の大工に作らすもある。北海道から輸入すると大きなので一艇二百圓から二百五十圓まで、小さいので四五圓から七十圓までの値段であるが、此地で前記の方法に依り造作すると殆んど北海道製の半分で仕上げられる。

漁具の點は
刺網が絶無

費額も低廉
なるの利益
魚族は豊富
で巧緻を競
ふ要無し

北海道の漁
業史に徴し
ても大なる
疑問

樺太漁業の經營は全然邦人の事業に屬して營業者は大部分北海道の漁業者であるから、今日南部の鯨漁業も北海道に於けると異なる點が無いのは勿論である。唯漁具の點が刺網が絶無なのと従來から「兩起し」と稱する建網を使用して居たとの違ひがある。「兩起し」といふのは兩端を枰舟で繋いで、中央から左右に網底を繰り起す装置のものでは體網の幅が長くて六十尋に達するものもあるが普通は横三十尋乃至三十五尋大きくて四十尋位が普通である。又横三十五尋に對する縦幅は八尋乃至十尋あつて平網の長さは網建場の位置により百七八十尋から二百五六十尋にもなる、高さは水の深さに應じて四五尋を目度として調製する。けれども深い所に使ふ分には網の構造如何によつて收獲に少なからざる影響を與へるから種々の工夫を費すこと必要であらうが、樺太の如く魚族が豊富で澤山獲れる所では別段巧緻を競ふ程の必要も無いから構造などを詳しく述べるにも及ぶまい。

收獲は漁場の増加設備の擴張に伴ふて年々増加する。殊に副網使用の途が開けた今日而も將來幾多の新規漁場の設定があつたならば昨年中の二十四萬石よりも尙多數に上るに相違ない。然しながら只この盛況を十年後も持續することが出来るや否やは北海道の漁業史に徴しても大なる疑問

疑問としなければならぬ。今鯨の産額を見ると西海岸が一番でアニワは二番東海岸は第三位を占めて居る。今三十六年及三十九年の産額を統計すると。

地方別	三十六年	三十九年	平均
東海岸	一四、三〇九 _五	三、七二八 _五	九、〇一九 _五
アニワ	二六、五五九	一五、一四七	二〇、八五三
西海岸	一五二、六九六	一二四、〇六〇	一三八、三七八
計	一九三、五六四	一四二、九三五	一六八、二五〇

斯くの如く漁場数と比較して漁場の價値を判じること出来、又魚族分布の厚薄も自然明瞭となつて来る。一網に對する收獲高は三十九年に於て五千石に上つたものもある。三千石以上のもも數統あり千石乃至二千石のものは一々擧げる違も無い盛況で、北海道の三百石が普通で五百石ならば豊漁、千石に上れば非常な大漁といふに比べ實に驚くべき相違と言はなければならぬ。人々が一漁權の爲に數萬金を投じて惜まないのも無理は無い。漁獲物の處理は從來搾粕に製造する一途ばかりであつた。これは舊來の習慣と創始の際設備に餘日も無かつたからであるが、今後努力の供給が漸々饒かになつて來れば食用品たる身缺鯨イカニシの製造を見ることが出来るであらう。北海道北見地方では人口も少なく勞力も足らず、鯨の形は矮小で脂肪も少ないから、身缺鯨

魚族分布の厚薄も自然明瞭

實に驚くべき相違

著し遜色なし

大日本水産會社の鯨鹽

相當した改良方法の研究

今日に倍したる優等の製品

を造るに適應せず、誰も之を製造するものは無いが、樺太の鯨は形の大き、身缺鯨に最も適當なる後志地方に産出した鯨と比べて毫も遜色が無いのであるから他日必ずこの産出に努力しなければならぬ。鹽藏漁は露人スコノフなるものがコルサコフ附近のフタヤバーチで三十一年このかた製造に著手し三十四年に規模を擴張して三十六年には千六百樽を製造した。而してこれを浦鹽に輸出したりなどして前途頗る有望な事業であつたが戦争と共に廢せられたのは遺憾である。然しこの業を行ふに必要な水藏用の氷は容易に沿岸で求められるから大に天與の形勝を利用することが大切である。幸に大日本水産會社が昨年からは鯨鹽藏の事業を試み豫斯の効果を収めるに努めて居るが、斯くの如き有望なる事業は各人競つて従事して利源開發の途に進まなければならぬと思ふ。

搾粕の改良も亦一問題である。將來乾燥機械の應用に依つて製法を一變する曉になれば何も言ふことは無いが、天日乾燥を主とせる今日でも之に相當した改良方法の研究も御粗末には出来ないのである。從來樺太で取つて來た方法を見ると成るべく少數の漁夫で多量の收獲物を處理したいといふ考であつたから、其仕事は總て勞力の省減が主で製品の精良などは思ひも寄らなかつた所である。然しながら少しづつ、手人れをして製造器具の改良、乾場の擴張などに注意をしたならば必ず今日に倍した優等の製品を得るであらう。

漁夫は從來建網一統で五六十人を使用する例であつたが魚族の豊富な方面では殆んど人員の増

漁場數次の
經驗にて判
断を下す

自然漁村で
求むる必要

給料は露領
時代より高
價

勞苦の劇し
いは當然

給料は雇主
によりて相
違あり

加に比例して收穫も大きかつたから各人は競ふて増加するの傾がある。再昨三十八年の如きは
一統に付六七人乃至三百人の漁夫を使役したが、餘り澤山過ぎて利益を減じた例もあるから、
幾何の人員が最も經濟に適して居るかといふことは各漁場に於ける數次の經驗を積んで來なけ
れば容易に判断を下し兼ねる。又漁夫は北海道と同じく大抵函館附近から青森、秋田、巖手等の
各縣から備入るのである。只漁況の如何で臨時に使用する「手間取り」といふ者だけは鱒漁業
其他の小漁業が發達して沿岸の人口が増加して來たならば自然附近の漁村で求むる必要に迫ら
られるであらうと思ふ。現今の事情はこの様な次第で豫め豊漁を目論見て多數の漁夫を雇入れ
置くにも及ばず經濟上至極便利である。給料は露領時代に於ては幾分か高値で、收獲十一分の一
乃至三十分の一を俗に九一と呼んで與へて居つたが三十九年になつてから西海岸漁業者の申合
で「九一」の歩合を鯨百石に付三十五圓と定めた。多量の收獲物を限ある人員で處理するのであ
るからその勞苦の劇しいのは當然で、かの三四百石を以て普通とする北海道地方の有様に較べ
到底同日の談ではないけれども、一人當收獲を三十石としたならば一人の配當金十圓で、漁夫に
取つては相當な利益と言はねばならぬ。給料は雇主に依つて相違があるけれども今一例を擧げ
ると。

船頭一人	給料	百圓
下船頭一人	同	六十圓

起舟船頭一人	同	四十五圓
岡廻り三人	同	四十三圓
磯舟乗二人	同	四十三圓
並傭七十人	一人平均	四十圓

これは一漁期百二十日乃至百五十日間の賃金で一日に割當てると二十七錢乃至三十三錢に過ぎ
ない。しかし傭主の方から見ると食費なり往復の旅費などを支拂ふて大した費用を負擔するか
ら、これでも薄給でないといふことである。

樺太に設備
を見ざる工
夫

漁業經營の
方法に人
から依つて
同じ

近來北海道では漁獲物曳揚器械の應用等があつて多少人力を省く工夫が行はれて居るが樺太で
は未だその設備を見ない。只粕塊を山上へ曳揚げる装置の試験に著手したものが二三あるばか
りである。漁業製造兼業の今日では海陸何れに關するものたるに拘らず器械力應用の餘地が多
くなければならぬ譯であるのに、この工夫の見るべきものが甚だ少ないのは眞に歎かわしい次
第である漁業の經營方法は人に依つて一様でない。殊に資力の多少如何に依つてその趣を異に
して居る。露領時代では樺太の事情が未だ世間に知られず、資力ある漁業家の自ら來て漁業を試
むる者は少く所謂企業家の手で營まれたものが十中の八九であつたため、資力も従つて乏しく
豫め收獲を見込んで擔保に入れ高利の賃金を融通することなどが多かつたが、一旦我領有とな
つて事情が全く前日と異り、資力ある漁業家の自ら手を下して經營に従ふ者が多い計りでなく

收穫の確實なるは一昨年来の實況

富之樺太論

一七〇

收穫の確實なことは一昨年来の實況で漸く世人の信する所となつたから、薄資の小漁業家も亦資本融通上非常の便利を得る様になつた。今試に漁業家が西海岸中等の漁場で新規に建網漁業を起すものとして經費を見積ると。

収入	金一萬五千八百七十五圓	總	高
内		榨粕	一千石
	金一萬五千圓	油	七十石
	金八百七十五圓	總	高
支出	金一萬三千九百七十二圓七十五錢	漁舍	費
内		漁船	漁具費
	金四百七十二圓七十五錢	製造	器具費
	金三千九百七十七圓五十錢	消耗	品費
	金一千八十六圓	雜品	費
	金二千四百圓八十錢		
	金三百四十圓三十錢		

漁舍を最も經濟的に建築する方法

古船を北海道方面より買求め計を立つ

函館を根據とする準備

漁夫費	金四千百圓	荷造費	金五百五十一圓五十錢
漁舍費	金一千四百五十九圓五十錢	却費	金九百九十二圓六十五錢
漁具費		益	金

因に漁舍を最も經濟的に建築する方法は漁夫傭入の際に大工木挽の心得ある者を多少高給で漁ひ入れ、漁業の片手間に建築せしめるので、本計算はこの方法に據つたものである。茲に漁舍費といふのは單に假小屋に關する費用を見積つたのである。漁船漁具費中二千五十七圓五十錢は漁船の費用であるこれも經濟的になれば自家傭入の大工に當らす方が利益であるが初年は斯様な猶豫も無からうから古船を北海道北見地方から買求める計算を立てた。消耗品中の大部分は米、味噌等食料費である。即ち前表の如く漁夫六十人を使用して搾粕一千石油七十石を得るとすると前表の如く差引千九百二圓餘の利益を見ることになる。尤も漁業特許料額の如何で初年は利益を得ないこともあり丸で損することもある。

露領時代の樺太出漁者は函館を根據として總ての準備をしたのであるが今は小樽方面に住んで居る漁業家が澤山で遠隔の漁業家も皆小樽を根據地とする様になつた。特に樺太漁業資本はこれまで函館資本主の手に依つて支出されて居つたが漁業の狀態が明かになつてから小樽方面か

將來は小樽
を根據とす
る者増加す

鮭鱒漁業は
大漁に次ぐ
今後開發す
べきもの少
なし

一時的増收
を期する不
得策

鮭の多きに
反して鮭少
なし
互に似て漁
期も同じ

らも續々と投資する様になつたので、將來は小樽を根據とするものが愈々、澤山になつて來るであらう。

第五節 鮭鱒漁業

鮭鱒漁業は鯨漁に次ぐ大漁業で殊に日本人が最も早く著手したものである。であるから漁場の如きも河川附近等有望の位置は既に開けて今後開發すべきものはその數が極めて少ない。勿論網と網との距離を縮めたり或は保護河川に接近して漁場を設けたならば尙或は多少の増加を見ぬでもないが、最も魚族の減少を招き易くその上三十四年來減少の傾があるこの漁業に斯くの如き方法を以て濫りに一時的の増收を期するのは決して得策で無いのである。

思ふに明治二十八年以前は樺太鮭鱒漁業の大順境で、收獲は年に依つて差はあるが大抵二萬石乃至三萬石を上下したが其後三十年には三萬五千七百石三十六年には三萬一千七百石の漁獲があつた。一昨三十九年は四萬九千五百石昨年は一躍十萬石といふ驚くべき數を示した。

元來樺太では鮭の甚だ多いに反して鮭は甚だ少ないのである。鮭は漁の最も多い年でも鮭の半分位で最も少ない年には僅に其の十分の一である。然しこの二魚族は互に似て居り漁期も同じいから通例之を一處にして鮭鮭といふ。昨年十四萬石中鮭は四萬石即ち三分の一弱しか無い三十九年にはテルベニヤ灣沿岸でのみしか捕れなかつたから僅に四千四百石に過ぎなかつたので

現在漁場數
の地方別

分布は鯨産
場たる河
川の分配に
原因するも
大なるもの
が二十八川
湖

ある。

今現在漁場數を地方別で見れば東海岸九十三アニツ灣三十九 西海岸三十七總計百六十九箇所で、鮭鱒漁業の東海岸に盛なのは恰も鯨漁業の西海岸に旺なのと一對である。建網場は大抵水際から二三百間の沖合で深きはヤンケンレン漁場の如く稀には七尋半に達するものもあるが、其最も浅いのは二尋半で稍深くても三四尋を出るのは少ない。西海岸の鯨漁場に比すると一層浅いことが分かる。東海岸の鮭鱒漁場を若干區域に分け三十九年の收獲高を沿岸線に分配比較すると、南部トニー岬邊からオチポツカ川の北部モイレトコリに至る間は最も優等で一里に對し五百三十三石餘の收獲に當り、ボロナイ河附近は之に次で四百五十石、モレイトコリからアイロツク灣に至る間の地域が又この次である。タライカ沼以東は最も劣つて居る。要するにこの分布は鮭の産卵場たる河川の分配に原因するらしい。東海岸には鮭の湖上を認むる河川中稍、大なるものが二十八川湖ある。

ノトコ川、トローケシヨマナイ川、タライカ川、タランコタン川、ボロナイ河、ナヨロ川、コタンケシ川、ニートイ川、サクコタン川、シルトル川、ウエンコタン川、カスボ川、モツトマリ川、マクンコタン川、チカボロナイ川、マヌイ川、ボロナイ川、マトマナイ川、オタサン川、アイ川、ナイブチ川、イヌヌシナイ川、シユマコタン川、ウエンコタン川、オチヨポツカ川、オムトー湖、トンナイチャ湖、チシナイ川

西海岸の鱈
漁場は極め
て微々たる
湖上を認め
るもの十數
條

湖川魚類
蕃殖の保護

アニワ灣では左の十四の種川がある。
大ヤマンベツ川、ノシケナイ川、ナイオンナイ川、ブツセ湖、レブンゲベツ川、ヌレヤ川、ススヤ
川、ルータカ河、タラアンナイ川、ウリウ川、ベシトル川、ドロ川、トマリオンナイ川、ナイチャ
川。

西海岸の鱈漁業は従来から極めて微々であつたが、これは従来ウツス岬の北チイカイベシポ以
北に於て鱈漁業を許さなかつたからで、調査をして見ると湖上を認めるものが十數條に達す
る。

コルボユムナイ川、ナヤシ川、シーナイ川、ウシユコロ川、トコンボ川、オコ川、アサンナイ川、
タラントマリ川、リツタンナイ川、トーブツ川、ノタサン川、ハツコナイ川、オヒツコロ川、トマ
リオロ川、ナヨロ川、エビシ川、オタス川、ライチシカ川、コタントル川、ヘモイラフナイ川、ナ
イトコロ川、ホロツ川、チオナイ川、ソコタン川、オルクナイ川。

即ちこれである。然しながら東海岸西海岸アニワ灣共湖川魚類の蕃殖を保護するために大抵の
川で鱈を捕ることが出来ぬ様になつて居る。

漁則は地方に依つて多少の差があり、同じく東海岸でも北に位するボロナイ河附近は稍や早く、
オチヨボツカ川附近は少しく遅れる。即ちこれを表にすると。

地名	鮭	鮭	鮭	鮭
ボロ	ナトキシラズ	河	附	近
オチヨボツカ川附近	七月上旬	七月上旬	七月上旬	七月上旬
八月下旬	八月下旬	八月下旬	八月下旬	八月下旬
九月上旬	九月上旬	九月上旬	九月上旬	九月上旬
九月中旬	九月中旬	九月中旬	九月中旬	九月中旬
八月下旬	八月下旬	八月下旬	八月下旬	八月下旬
七月中旬	七月中旬	七月中旬	七月中旬	七月中旬
七月上旬	七月上旬	七月上旬	七月上旬	七月上旬
八月上旬	八月上旬	八月上旬	八月上旬	八月上旬
八月中旬	八月中旬	八月中旬	八月中旬	八月中旬
八月下旬	八月下旬	八月下旬	八月下旬	八月下旬
七月上旬	七月上旬	七月上旬	七月上旬	七月上旬
七月中旬	七月中旬	七月中旬	七月中旬	七月中旬
七月下旬	七月下旬	七月下旬	七月下旬	七月下旬
六月上旬	六月上旬	六月上旬	六月上旬	六月上旬
六月中旬	六月中旬	六月中旬	六月中旬	六月中旬
六月下旬	六月下旬	六月下旬	六月下旬	六月下旬
五月上旬	五月上旬	五月上旬	五月上旬	五月上旬
五月中旬	五月中旬	五月中旬	五月中旬	五月中旬
五月下旬	五月下旬	五月下旬	五月下旬	五月下旬
四月上旬	四月上旬	四月上旬	四月上旬	四月上旬
四月中旬	四月中旬	四月中旬	四月中旬	四月中旬
四月下旬	四月下旬	四月下旬	四月下旬	四月下旬
三月上旬	三月上旬	三月上旬	三月上旬	三月上旬
三月中旬	三月中旬	三月中旬	三月中旬	三月中旬
三月下旬	三月下旬	三月下旬	三月下旬	三月下旬
二月上旬	二月上旬	二月上旬	二月上旬	二月上旬
二月中旬	二月中旬	二月中旬	二月中旬	二月中旬
二月下旬	二月下旬	二月下旬	二月下旬	二月下旬
一月上旬	一月上旬	一月上旬	一月上旬	一月上旬
一月下旬	一月下旬	一月下旬	一月下旬	一月下旬
終	終	終	終	終

漁具は土人等が八九十尋の小曳網を使用する外他は皆角網である。その構造は鯨網と大差は無
く只網目の比較的大きいのと内方に障子網と呼ぶのを附けて一旦入つた魚が容易に出ることが
出来ない仕組になつて居る丈けが違ふ。大きさは網横約三十尋乃至三十五尋手網は網建場の
位置に依つて伸縮あることは勿論であるが大抵二三百尋内外である。

漁船は「サンバ」「ホツツ」傳馬、平田、川崎、磯舟など區々で一定しないが、漁網監視者たる船頭の
乗るべき「ホツツ」船一隻外に起し船として「ホツツ」一隻雑用として磯舟一二隻あれば事が足り
る。海岸の暗礁が多い地方は漁獲物運搬の便を圖つて平田船を用ふるなど、船の種類は地方に依
つて多少の變更あるのが例である。

收穫に就ては鱈は年に依つて豊凶の差が著しいので、漁業者及土人に至るまで隔年に豊凶があ
るものと信じて居る。之を統計に徴して見ると必しも左様ではないけれども年によつて收穫高
に大差のあるのは事實である。三十三年が三十年收穫の三分の一にも充たない九千九百石であ

年に依つて
豊凶の差

内方に障子
網

十四萬石と
いふ空前の
增收

つた如き、又昨年^に於ける收穫が十四萬石てふ空前の增收を示した如き、この漁業の状態如何を察することが出来る。今豊漁と稱せられた三十六年及三十九年の統計を上げれば。

地 方 別	三 十 六 年	三 十 九 年
東 海 岸	二一、〇五四 ^石	三四、六七一 ^石
ア ニ ヲ	三、八九九	一〇、六五八
西 海 岸	二、一〇七	二、三二〇
計	二七、〇六〇	四七、六四九

即ち東海岸は最も好況でアニヲ灣は之に次で居る。

鮭は鱈の如く豊凶の差が著しくないけれども亦近來減つて來る傾があつて著しくその收穫を減じたといふ。然し昨年^の如きは四萬石といふ驚くべき數を示して居る。これは眞に空前の大收穫で三十九年度に比べて約十倍の增收である。三十九年では漁網の數を増加したに拘らず、東海岸四千九百三十六石西海岸四百五十石合計五千三百八十六石餘を産したに過ぎない。而して鱈に比べると湖上河川の水質を撰ぶことが甚しく産卵場の區域が廣くないから魚族の減耗を招き易い。

漁場一箇所の收穫東海岸北方ではボロナイ河附近ウチントンナイに至るまで又南方ではオチヨボツカ川を挾んで其の南北の地が最も多い。其他河川に接近して居る場所は相當の收穫がある。

鮭は河川の
水質を撰ぶ

收穫物の製
造方法

即ち最も多い所で鱈八九百石以上千石内外鮭四五百石を産し或はその以下である。收穫物の製造方法は鹽藏ばかりで加鹽の量は百石に付百三四十俵から二百俵までである。漁夫は一網に付多きは三十五六人少なきは十四五人の間で規模の大小に應ずるから別段定まつた譯でない。

漁期に先ち
函館を出帆

漁業の方法は從來帆船を用ひ鹽其他營業用の物品並に漁夫をも之に乗せて、漁期に先ち函館を出帆したのが例であつたが、我領土となつてからは自然汽船の往來も頻繁となり容易に仕事が出来た様になつたから、これまで通りの方法は變革を來さんとして居る。然かし今尙ラルベニ灣内の漁業家は主として帆船を用ゐるから漁期になると帆影が出没し殊にボロナイ河口には時に澤山の帆船が繫留して頗る壯觀である。今帆船に依らないもの、收支計算の一例を掲げると。

漁期になる
と帆影の出
没

收 入		支 出	
金七千圓	總 高	金五千二百圓	鹽 鱈 四 百 石
		金千八百圓	鹽 鮭 百 石
		金四千六百五十六圓	總 高

内

金二百圓	漁 舍 費
金七百七十五圓	漁 船 漁 具 費
金千二百五十圓	漁 夫 費(二十二入)
金三百六十二圓	消 耗 品 費
金六十七圓	雜 具 費
金九百七圓	製 造 費
金三百圓	貨 物 輸 入 運 賃
金七百九十五圓	賣 却 費
差引金二千三百四十四圓	益 金

右の様な收獲を得るものとするに二千三百圓の利益が得られるけれども、鱈漁業の豊凶が年に依つて違ふから實際になると意外の齟齬を來たすことがあるのは勿論である。けれども鱈漁業に比すると概して経費を要することが少なく、幸に好漁場を得るとその収益が鱈漁業に優る場合が無いでも無い。

第六節 鱈漁業

鱈漁業に比して経費が少なし

沿岸到る處の棲息

先を争ふて渡航し鱈漁業に従事す

四十年には大に發展して三十三萬東の漁獲は西海岸ではクシユンナイ以南

樺太の沿岸到る處鱈の棲息して居ることは以前から期して居つた所であるが實地の調査をしてから益々其の饒多なることを認めたのである。けれども従來此漁業を營んだ者は甚だ少なく、コルサコフ帝國副領事の報告に徴しても露領當時に在つては僅かに西海岸の一部分で僅少の漁獲があつたのを認めただけである。即ち三十五年に乾鱈千九百九十九貫、三十六年に四千七百貫の産額があつたに過ぎない。然るに樺太を占領するや北海道及東北諸縣の漁夫が先を争うて渡航し鱈漁業に従事したのであつて、三十九年中鑑札漁業許可數三千幾百といふ中その大半は鱈配繩業であつた。その盛況思ふべしである。然し三十九年中實際に著業したものは僅にその一部分に過ぎなかつたのである。調査の結果に依ると西海岸で従事した船の數は三百十九隻で漁夫は二千七百八十八人、收獲は乾鱈十八萬八千二百八十六束、骨粕八千五百六石であつて、アニツ灣及東海岸では著業者の數が極めて少なかつた。昨四十年には大に發展して漁獲高は三十三萬束價格は三十三萬圓に上つたのである。

西海岸で鱈漁業の行はれたのはクシユンナイ以南でマウカを中心とし南方トコンボ附近に及んで居る。中にもピロチからトンナイケシ、トブケシからノタサンの間は漁業者の集合する者が殊に多かつた。今この漁場を假りにマウカ漁場及ノタサン漁場の二に區別すると、マウカ漁場はトコンボ以北アブマイに至る二十里間の沿海で、沿岸の地勢は概ね丘陵を背にして險峻な處が少ない。トコタン以北は一帶の砂濱でその以南は波浪岩の一脈が沿ふて居る。稍灣形をなす所で

切間を生じ
て漁船の出
入に適す

沿岸は概れ
峻峻の地勢

海底が平坦
で兼業する
利益

生賣を目的
として鱈業
に従事

は切間を生じて漁船の出入に適する。その破浪岩の爲に今では漁船を岸邊に引入れることが出来ない處でも將來人工を加へると、好良なる船間を到る處に得るであらう。而して漁場はマウカ附近に於て最も岸に近く、南北に隔たるに随つて稍遠く概ね半里乃至一里半の割合である。水深は三十尋から六十尋まで、底質は處々に沈岩がある。次にノタサン漁場はトブケン以北ナヨロ河以南十五里間の沿海で、沿岸は概ね峻峻の地勢を示して居る。又河川が海に注入して居る附近の外は平地に乏しい。而して一般に遠浅であるから漁場はマウカ漁場に比べると岸を距ることが遠く、ノタサン、チーカイ附近では二三里の沖合に出なければならぬばかりでなく北上するに随つて更に遠い。水深は五十尋内外で海底は處々に沈岩を認めることは前者に異ならない。その漁場の價値としてノタサン、トブケン附近の外は甚しく劣等の地に位するが、海底が平坦で手繰網漁業に適するから兼業する利益があるであらう。アニワ灣内ではノトロ岬の東側で營んだものと、夏秋二季ポロアントコリ及ベルワヤバーチ等二三地方から多少の出漁者があつたに過ぎない。灣内は水が浅いから好漁場を得られないにしても、秋冬の交生魚の缺乏して居る時に生賣を目的として鱈業に従事したならば必ず相當の利益があるであらう。

東海岸は概して遠浅であつて沖合へ遠く出漁しないと相當の收穫を期することが出来ない。その上漁期中常に霧が多いから中々容易に發達しさうも無い。又北部地方の沿岸は未だ調査が付

國境附近は
六月頃

現今の状態
は充分の收
獲を見ず

出漁日数の
多寡

いて居ないから明かにする譯には行かぬが片岡岬以北二十哩に至る沿岸は處々に開放した灣形の砂濱を有して居るけれども大洋の波浪を防ぐことが出来ないから漁船を繋ぐ便利が無いであらう。而して水深四五尋の海岸近い處で多數の漁獲があつた事實に依つて考へると該魚族の棲息は甚だ澤山かの如く考へられるが未だ沖合の狀況が判然しないので斷定を下すことが出来ぬ。

鱈の漁期は西海岸の實況に徴して見ると初期は三月上旬終期は六月下旬盛期は三月下旬から五月中旬までの間で、北に進むに従つて漸次遅れ國境附近では六月頃初めて岸近く移るといふことである。又秋季は九月上旬から獲られるがその期節には西から北へ強風が多く出漁の日が少ないから、現今の状態では充分の收穫を期することが出来ない。

アニワ灣内では鱈漁業が未だ盛でないから今から漁期を斷定することが出来ぬけれども、毎年五月以降には多少の漁獲がある。又秋季は西海岸に比べて風浪が甚しくないので出漁の便も多く、此の點から見ると西海岸に優つて居る。東海岸もアニワ灣と同じく漁期が後殊に北部沿岸では魚の岸に近くのは全く夏季に在るらしい。

出漁日数の多寡は必しも天候の良否ばかりに依るのでは無い。現に一昨年のは往々餌料の缺乏又は漁夫の不足などで意外の休漁をやつたものである従つて同一地方でも人に依つてその日数が一定しないのは勿論である、然かし眞岡附近に於ける出漁の大體を擧げると。

三	月	十五日間
四	月	二十五日間
五	月	二十五日間
六	月	二十日間

期間中最も多きは南風の天恵

川崎船は幅約六尺以上八尺
漁具は一般に配繩を用

この期間中最も多いは南風で殊に風力の強い奴は南から西に至るものである。強風の外に出漁を害するのは初期では降雪である。終期では濃霧である。僅かな経験で將來を推す譯には行かぬがこの表で見ると四五兩月即ち鱈漁の盛期に於て殆んど五十日の出漁を見たのはマウカ方面が如何に天恵の厚いかといふことが知れる。

漁船は主として川崎船を用ゐる。「モチツブ」船を使用するものは極めて少ない。川崎船を使用するものは船着場から各自の前濱に漁獲物を運搬する用として平田船又は磯船を併せ用ふるものである。川崎船の大きさは幅約六尺以上八尺で漁夫五六人を乗せ生鱈五十束乃至七十束を積み載せる容量を有し、「モチツブ」船は肩巾四五尺で漁夫三四人を乗せ生鱈三十束内外を積むことが出来る、漁具には一般に配繩を用ゐる。その構造は各人用ゐる所一様でないが、最も廣く使用せられるものに付大要を示すと幹繩八十尋乃至九十五尋枝絲の間隔七尺乃至九尺枝絲の長四尺乃至六尺鈎の數五十五本乃至六十五本であつて、その使用數は普通川崎船六人乗のものでは四十枚乃至五十五枚又「モチツブ」船三人乗のものは二十枚乃至三十枚を配置するのが通例である。

少なきも二十束を下らす

將來更に發達すべき見込あり
漁獲物は總て棒鱈

乾燥は棚懸法

製品は八束を一捆とする
粕は千束の鱈より四十石

收獲は西海岸に於ける、盛漁期中多きは一隻一日平均三十束以上に達し少きも二十束を下らぬ。テイヤに於ける越前地方の漁業者は一日平均四十束を得甚しきに至つては五十五束に及んだことがある。ラクマカの漁業者は一日五十束以上を釣獲した者も少くない。ノダサンでは七十束以上に及んだものもある。一期一隻の收獲多きは二千束を超え普通千二百束内外である。又漁夫一人の收獲多きは三百五十束普通は二百束乃至二百五十束とする。一昨年の如く著業時期に遅くれ又餌料の缺乏を告げるなど幾多の障害があつたに拘らず收獲が斯くの如く饒多であつたことより考へると、將來更に發展すべき見込あることは明かである。

漁獲物は總べて棒鱈にする。從來漁獲高に比し従事する者が少なかつたために製法は自然御粗末に傾くを免れなかつたが、盛期以後漸次改良を加へて來た。魚の大きさは初期には小さいが三月下旬から漸々大きくなる、五月中旬には大小混交するが概して大形で、平均一貫五百匁乃至二貫匁、大きなものは二貫五百匁以上三貫三百匁に達する。乾燥は棚懸け法に依り、干場狹隘の處は三段懸けを爲して居る。五月上旬までは約一箇月にて乾了るがその後は霧又は雨の爲更に多くの日數を要する。製品は八束を一捆として纏め小樽なり函館なりへ回送して販賣するものが多い。價格はマウカで一束七十五錢から一圓十錢の間を上下し、マウカから小樽までの運賃諸費は一捆五十錢乃至八十錢を要する。又粕は千束の鱈から三十五石乃至四十石を得られ價格は百

比較的澤山の資本を要せず

石に付千圓乃至千二百圓に及ぶ。百石の運賃はマウカから小樽まで百圓かゝる、漁夫は給料を定めて備入れるのと利益配當の約束で備入れる者となる、後者は歩方フカタと稱する方法でこの業に經驗ある兩羽越後地方等の入稼漁業者を採用して居る。

漁船一隻を以て漁業を經營するに要する資本は素より大小一でないが昨年従事した漁業者中には従來北海道西海岸各地に出稼した者が樺太に轉じたのが多かつたので此等は比較的澤山の資本を要しなかつたけれども、新規に組織した者には凡そ左の資金を要して居る。

金九百七十四圓三十五錢

内 譯

金二百九十五圓

漁具、漁船、製造器具費

内

金百十圓

川崎船一艘附屬品共

金百五十圓

延繩百枚分

金十五圓

釜一箇

金二十圓

粕製造器具其他

金二十三圓五十錢

筵其他

内

金十圓五十錢

筵百五十枚

金八圓

苦百枚

金五圓

改良中間繩二十把

金三十圓

大工道具炊事道具類

金三百七十圓

諸給料

内

金百圓

船頭一人給料

金二百二十五圓

漁夫五人給料

金四十五圓

雇女二人給料

金九十三圓八十五錢

食料及薪炭諸費

内

金六十三圓

米十俵

金四圓二十錢

味噌一樽

金二圓

醬油一樽

金二圓二十五錢

鹽一俵

金二十圓

酒其他食品

第二編 富の樺太

第三章 樺太の漁業

富之樺太論

金二圓四十錢

木炭三俵

金百十二圓

自函館至マウカ運賃

内

金六十圓

川崎船一艘運賃

金三十一圓五十錢

汽船賃九人分

金二十圓五十錢

漁具製造器具其他運賃

金五十圓

鑑札料其他

内

金十圓

鑑札

金四十圓

諸雜費

前記の外尙一漁期中食費其他の費用百五十圓を要する、餌料代は資金中重なるものであるけれども、出漁日數及餌料の種類に依つて大差があるから算に加へて居ない。一昨年初期には鹽鯧「チカ」を用ひ鯧漁開始後は鯧を使用した。漁業者中餌料を準備した者は極めて少數で來航後餌料缺乏の爲眞岡で石油箱一箱三圓五十錢乃至五圓の鹽鯧を求め、生餌としては土人が曳網で得た「チカ」一箱一圓五十錢乃至二圓で購入した。鯧も四月中は一箱一圓乃至一圓五十錢でなければ購入することが出来なかつた有様であつて、斯の如く餌料が高價であつたため漁船一艘で百

生餌は土人が曳網で得たる「チカ」を用ふ

五十圓以上の餌料を費した者も少ないが、之を充分に使用した者は收穫も多く相當の利益を收め得たのである。一覽表を左に掲げる。

鯧收穫一覽表

地名	船數	人員	計束	一隻平均	高石數
アラクワイ	一〇	六九	一〇、一六〇	一、〇一六	四〇九
クメコマイ	二二	一五一	一二、九三五	五八八	五四五
ウエントマリ	四	二二	六〇〇	一五〇	四〇
チシナイボ	一〇	一一一	四、四〇〇	四四〇	五五五
ホロトマリ	一四	一一五	八、四三〇	六〇二	三四七
ボンコタン	一六	一二三	九、五九〇	五九四	三九七
ラクマカ	一一	八九	八、一〇〇	七三六	二九八
スマルトマリ	二三	二二〇	一四、八三〇	六四五	六〇一
カヤヌシ	一	一〇	七二〇	七二〇	三八
トマリポ	四	二四	五二〇	一三〇	九〇
ウラントマリ	一六	一五八	一四、二二〇	八九九	四四〇
オコシトマリ	四	三〇	八三〇	二〇八	五八

第二編 富の樺太

第三章 樺太の漁業

一八七

近來雜漁業も大に發展

樺太の漁業は鯨を大部分として鮭鱈鱒など皆有名なものであるが、近來雜漁業も大に發展して來て殆んど此等を凌駕せんとして居る。否、昨年の收獲高で見ると雜魚の勢力は前四者を合したもののより多額であつて實に素晴らしい有様である。即ち四十年の收獲高の價額は。

第二編 富の樺太 第三章 樺太の漁業

一八九

第七節 雜漁業

ト	コン	ボ	四	三三	二、四〇〇	六〇〇	八四
オ	タ	ライ	六	六四	四、四〇〇	七三三	一四二
ト	ロ	マ	八	七一	四、〇〇〇	五〇〇	一四五
ラ	ン	ド	一五	一四八	四、三〇六	二八七	一八九
ア	サ	ン	一六	一四八	一、一五〇	八七三	四九
タ	ラ	ン	一三	一四八	一三、九六〇	四一五	五五二
オ	ハ	ト	一一	九四	五、四〇〇	六一四	一〇五
キ	モ	ト	一	一〇〇	六、七五〇	八八三	二二二
ト	マ	マ	六	五九	五、三〇〇	八八三	二四〇
テ	ー	ヤ	二五	五七	二、〇〇〇	一八二	二四〇
ビ	ロ	ツ	三一九	二、七二八	四、五五〇	一八二	一四一
合	計				一八八、八二六		八、五〇六

富之樺太論

ト	ン	ナ	イ	ケ	シ	二〇	一九三	九、五七〇	一八八	二七七
ト	コ	タ	ラ	ラ	ン	三	二七	六六〇	二二〇	三四
モ	シ	ラ	ラ	ラ	ボ	五	五六	三、九五〇	七九〇	一六五
オ	コ	ナ	イ	ボ		九	一四	三、七五〇	四一七	二二五
ア	ブ	マ	イ	ボ		二	一四	五〇〇	四五	二〇
ト	ブ	ケ	シ			一	四	六、二〇〇	四五	四八八
ト	ウ	ブ	ツ			二	二〇	二、四二〇	四五	一四三
キ	カ	ル	ス			二	四〇	二、四〇〇	四五	一四三
ノ	ダ	サ	ン			二〇	二八	一〇、五〇〇	五二五	三二八
チ	ト	シ	ナ	イ	ボ	二	二八	四〇〇	五二五	二〇
ビ	タ	レ	ン	ル	ン	一	二七	一、二七〇	五二五	一〇〇
ア	ラ	コ	イ			一	五	八五五	五二五	二四八
オ	シ	モ	ナ	イ	ボ	一	〇	一、〇五〇	五二五	二三四
ハ	ツ	バ	ス	ス		二	三	二、三九〇	五二五	一七五
ク	ア	マ	ナ	イ	ボ	一	〇	六八〇	五二五	三〇
チ	ー	カ	イ	ナ	イ	一	〇	四五〇	五二五	二五
オ	テ	コ	ロ			一	〇	一六〇	五二五	五三
ト	マ	リ	オ	ロ		一	〇	一、五三〇	五二五	八七

上に製造に際して品質を損ふことも亦大であるその製品結束法も從來八貫目を一把とし三箇所を結束し、二把を合せて一束としたが今は販路が一定しないから従つて結束法も區々である。二十四年以降の産額は。

明治二十四年	七、五九〇 _五
同 二十五	七、一五七
同 二十六	六、四七二
同 二十七	八、〇四二
同 二十八	四、〇二八
同 二十九	五、一九二
同 三十	六五〇
同 三十二	四、五四三
同 三十三	七、〇八五
同 三十四	四、三六〇
同 三十五	五、〇〇〇
同 三十六	六、四〇九
同 三十九	二六、九七八

俄然として三萬石に近き豊收を見る

漁民に取つて寧ろ便利

特許漁業一覽

即ち年額多くて八千石少きは四五千石であつたが、昨年には俄然として三萬石に近き豊收を見るに至つた。今後全島を通じて廣く採集を試みたならば少くとも三四萬石以上の産出を見るに相違ない。漁船一隻に付組合ふ人員は二人或は三人で、その收獲は多くて五十石普通は三十石である。露領時代累年の收獲を聞くと採集夫一人に付一期二百駄即ち四十石を標準にしたといふから、之に比べると收獲の差が著しいけれども、之は少數の人員で春から秋に至る數箇月間收獲を擅にした昔であるから別に不思議でも何でも無い。今漁船一隻の採集高を四十石とし、百石の價格を四百五十圓とすると百八十圓と當るから、一名の助手を用ゐて本業に従事したならば一人の收入は九十圓となる。一箇獨立の營業としては餘り價値の大なる方でも無いが、夏期即ち他の水産業が行はれない期間に主として行ふものであるから漁民に取つては寧ろ便利であると言はねばならぬ。

明治四十年度鮭鱒特許漁場一覽表

漁場番號	漁場名稱	漁獲種類	漁業料	特許者	使用漁船數	使用漁夫數
一	イナブチ	鮭鱒	五二〇 _四	小田原仁兵衛		
二	ノト	同	六一五	土門市太郎		
三	トブツ	同	五五六	相馬東一		

第二編 富の樺太 第三章 樺太の漁業

三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二
チヤカマウシナイ	イソウウシナイ	サクコタン	モサクコタン	アイハカナイボ	同	無	トイ	チャクレンコタン	ハニウシコツナイ	クチャウンナイ	ウチトナ	ナヨロ第六號	ナヨロ第四號	ナヨロ第二號	エホロコツナイ第六號	エホロコツナイ第四號	エホロコツナイ第二號
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二六四	四二五	三九三	三三五	三三六	三三七	四二二	四九一	五四六	五一〇	六九二	七五九	一、三三九	一、一四	二、二七四	四、〇九五	三、八九二	六、六五四
林	同	小	同	林	角	同	岡	石	同	林	西	同	同	永	米	尾	高
寅	寅	熊	同	寅	野	同	岡	川	同	寅	村	同	同	野	林	形	田
吉	吉	幸	同	吉	梅	同	傳	イ	同	利	利	同	同	彌	伊	六	彌
		次		郎	次		吉	チ		光	光			平	三	郎	助
三	五	四	五	六	四	四	五	四	四	五	四	五	六	六	六	六	七
一六	二〇	二〇	二五	二〇	二〇	二〇	二五	一六	二二	二九	二二	三〇	三〇	三三	三六	二六	二七

二二	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四
ノシケコタン	タランコタン第四號	タランコタン第六號	タライカ第三號	タライカ第五號	タライカ第七號	タライカ第九號	タライカ第十一號	タライカ第十三號	トロアンビニ	エロト第一號	トケシマナイ	ヤング、オチヨホン	ヤング、バナツキ	無	ム	ヤ	コ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

九八四	一、〇六七	八八〇	七六五	七三一	七二八	六八七	六一七	五四八	五〇七	三六六	五四五	五四四	三三四	三〇九
有田清五郎	石川	同	同	同	同	木田長右衛門	許勢甚七	同	同	同	同	笹野	同	石川
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

四	四	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	四	四	四
二三	二七	二〇	二〇	一四	一五	一七	二四	一四	一三	一四	一三	一五	一五	一五	一三

八九	九〇	九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	一〇六
チ	ム	同	サ	オ	ト	フ	モ	コ	無	ヌ	無	同	ナ	ホ	チ	カ	
ユ	ラ	ム	ン	マン	ン	レ	ン	ン	ン	ツ	ツ	イ	ラ	ベ	ス	カ	
ボ	イ	岬	ク	ペ	マ	マ	シ	ヨ	チ	ケ	ケ	ト	サ	キ	ト	カ	
ソ	第一	第二	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	第一	
ベ	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
小	同	澤	瀧	齋	千	鍋	濱	村	相	木	上	田	山	中	齋	村	岡
田	田	澤	藤	藤	引	谷	田	上	木	國	太	太	太	太	太	太	太
仁	信	千	兵	兵	長	常	次	吉	太	太	太	太	太	太	太	太	太
兵	五	代	衛	衛	松	吉	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎
五	四	四	四	五	八	八	六	四	八	四	四	六	四	八	八	八	五
二〇	一九	二四	二四	三六	四六	四六	四五	四六	二〇	一三	一三	二一	二四	二一	四九	四〇	三七

八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一
エ	ボ	チ	シ	同	シ	ヤ	オ	カ	ト	ハ	ヤ	ボ	ア	ト	同	同	同
セ	レ	シ	セ	ン	ナ	ン	ン	ム	ノ	ノ	ゲ	ロ	ベ	ト	同	同	同
エ	ボ	シ	エ	ン	ン	ン	ン	イ	ヲ	ヲ	エ	ト	ラ	ト	ト	ト	ト
ン	子	子	ツ	第二	第一	第一	ク	ク	コ	コ	レ	マ	サ	ボ	ロ	同	同
カ	イ	イ	カ	號	號	號	イ	チ	シ	シ	ン	リ	ニ	ロ	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

一、二四	一、七九	九一五	三〇二	二八八	一、二二	一、一五	一、二七	二、二四	四、三〇	五、六〇	三、八九	七、三七	二、九九	二、二五	一、二八	五、六〇	三、〇五
畑	畑	高	柏	林	齋	同	澤	折	大	折	同	同	相	佐	西	折	佐
井	井	橋	原	原	藤	藤	田	原	谷	原	原	原	原	々	々	々	々
又	多	孫	孫	寅	兵	兵	信	倉	精	倉	倉	倉	原	木	富	倉	木
市	市	郎	郎	郎	衛	衛	五	吉	一	吉	吉	吉	昇	平	三	平	次
六	六	三	三	三	六	六	六	六	六	六	六	六	六	五	三	三	三
二六	二六	一三	二一	二一	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一五	一五	一五	一四

二〇〇	二〇〇	一九九	一九八	一九七	一九七	一九六	一九五	一九四	一九四	一九三	一九二	一九二	一九二	一九一	一九一	一九〇
モ	ク	ハ	ア	ア	オ	ビ	ク	チ	バ	シ	ト	モ	オ	ハ	ウ	ソ
イ	ア	ツ	ラ	ウ	シ	タ	ラ	ウ	イ	ル	ブ	ア	タ	コ	コ	シ
ン	マ	バ	コ	シ	モ	レ	ン	エ	カ	ト	ア	タ	ボ	コ	コ	ヤ
ナ	ナ	コ	コ	カ	ナ	ン	ノ	ト	ル	ル	ツ	マ	マ	ナ	ナ	ナ
イ	イ	ス	イ	ナ	イ	ル	ウ	ウ	サ	ケ	ケ	イ	イ	イ	イ	ラ
ボ	ボ	シ	イ	イ	ボ	ン	シ	シ	ブ	シ	シ	シ	モ	イ	ボ	ボ
鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫
三	三	二	二	三	二	三	三	三	三	三	四	二	二	六	二	二
〇九	〇九	〇五	〇五	〇七	〇三	〇九	〇七	〇一	〇一	〇三	〇〇	〇五	〇三	〇三	〇九	〇六
〇九	〇〇	〇五	〇六	〇〇	〇四	〇五	〇七	〇八	〇八	〇〇	〇〇	〇三	〇五	〇二	〇六	〇〇
〇五	〇二	〇五	〇七	〇〇	〇九	〇二	〇七	〇八	〇八	〇九	〇〇	〇四	〇九	〇九	〇二	〇〇
桂	米	桂	米	松	同	桂	小	元	藤	小	吉	谷	桂	大	同	桂
林	林	本	林	山	山	林	山	山	林	川	川	森	源	源	同	久
快	伊	久	伊	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久	久
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
作	郎	藏	郎	市	藏	郎	郎	郎	吉	郎	郎	郎	郎	郎	郎	藏
二〇	一八	二〇	二〇	一九	一五	二〇	九	九	一七	一三	一三	一三	一〇	一〇	一五	一三
一三五	一〇五	一〇四	九六	一二九	八五	一九〇	七〇	六二	八二	八〇	七〇	六二	八二	八〇	七〇	六二

一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八〇	一七九	一七八	一七七	一七六	一七五	一七四
ト	ト	ト	オ	シ	ラ	ボ	ボ	チ	ウ	ク	ア	マ	ポ	テ	ト	ア
コ	コ	コ	コ	シ	ラ	ボ	ボ	チ	ウ	ク	ア	マ	ポ	テ	ト	ア
タ	タ	タ	タ	シ	ラ	ボ	ボ	チ	ウ	ク	ア	マ	ポ	テ	ト	ア
ン	ン	ン	ン	シ	ラ	ボ	ボ	チ	ウ	ク	ア	マ	ポ	テ	ト	ア
岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬	岬
鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三	〇三
〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五	〇五
〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一	〇一
堀	中	堀	山	山	赤	中	荒	加	種	金	上	種	三	花	中	
谷	塚	谷	田	田	井	塚	井	藤	田	澤	入	田	井	田	塚	
八	常	八	入	入	幾	金	幸	幸	幸	友	入	銀	澤	勵	金	
太	作	太	札	札	幾	十	太	太	右	次	札	次	次	三	十	
郎	郎	郎	付	付	幾	郎	郎	郎	衛	郎	付	郎	郎	郎	郎	
三	二	一	一	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	五	七	七	七	九	九	八	六	六	六	六	八	六	四	四	八

二二六	二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九	二四〇	二四一	二四二	二四三	二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	
ナ	モ	チ	イ	モ	ト	カ	モ	テ	オ	エ	ウ	ウ	ニ	オ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
ヤ	ロ	オ	ト	イ	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	
シ	チ	イ	イ	イ	ロ	ボ	ボ	ボ	ボ	シ	リ	ロ	イ	イ	ボ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
鮫	同	同	同	同	同	鮫	同	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫	鮫		

八	八	三	三	二	二	二	三	三	四	四	五	三	〇	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三六	三六	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	
〇五	〇八	〇六	〇八	〇一	〇九	〇〇	〇八	〇四	〇六	〇八	〇九	〇七	〇五	〇三	〇六	〇九	〇四	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
〇〇	〇〇	〇七	〇五	〇六	〇一	〇五	〇五	〇一	〇八	〇〇	〇八	〇六	〇二	〇七	〇九	〇五	〇四	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
下	高	飯	新	同	中	同	佐	花	川	相	村	米	森	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
里	木	田	谷	山	山	藤	本	村	原	上	林	伊	萬	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
秀	金	清	篤	次	次	次	與	喜	代	茂	豐	三	萬	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
之	助	作	郎	郎	郎	郎	助	郎	資	昇	作	郎	作	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
一三	一七	一六	三〇	一五	一三	一八	一八	一五	一四	一四	一四	一八	一三	二〇	一五	一七	二〇	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	
二九	二五	二〇	一七	八〇	八〇	一四	二五	八三	七三	一〇	九二	一〇	一〇	一〇	八二	八五	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	

二二五	二二四	二二三	二二二	二二一	二二〇	二一九	二一八	二一七	二一六	二一五	二一四	二一三	二一二	二一一	二一〇	二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五	二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇
モ	シ	チ	エ	オ	ト	ト	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
シ	ラ	ヨ	ベ	ソ	マ	マ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
ラ	オ	ホ	ケ	イ	コ	コ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
ラ	ロ	ボ	レ	ン	ト	マ	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
鮫	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

一	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
〇三	〇七	〇六	〇四	〇三	〇七	〇三	〇四	〇一	〇七	〇一	〇九	〇七	〇一	〇〇	〇四	〇六	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇〇	〇五	〇〇	〇二	〇〇	〇〇	〇三	〇〇	〇八	〇九	〇四	〇四	〇九	〇七	〇二	〇一	〇三	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
〇三	〇二	〇二	〇一	〇〇	〇四	〇〇	〇四	〇二	〇二	〇八	〇一	〇七	〇〇	〇八	〇九	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
同	同	藤	宮	佐	佐	佐	山	同	品	同	忠	元	木	忠	宮	高	大	同	同	同	同	同	同	同	同
山	島	藤	藤	藤	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
要	鎗	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮	榮
吉	八	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎
一五	一七	一六	一九	一八	二四	一八	一五	二七	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	
一〇	一六	一〇	一六	一一	一九	一〇	一五	九一	二〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	

壽命を保ち如何なる濕地にも生育して樹幹は眞直に直径三尺高さ十七八間に達するものがある。樹の性質上克く樺太の氣候風土に適合して防風林としても魚附林としても頗る必要なもので、樺太森林植物中の大王である。

元來は高緯度
に屬して
寒帯に入る

元來樺太は高緯度に屬し植物帶上から見ると寒帯に入つて居るから、生育せる植物の種類も亦少なく主なるものは次の如くである。

榎松

榎松

山腹以下の傾斜地及山麓の適潤地に生ず徑一尺七八寸高さ十二間に達す

蝦夷松

蝦夷松

多く榎松と混生すれ共榎松に比し其數少し徑三尺高さ十七八間に達す

色丹松

色丹松

平地及濕地に生ず、高山には生ぜざる如し徑四尺高十七八間に達す

あらゝぎ

あらゝぎ

榎松及蝦夷松林中に生ず少數なり徑七寸高さ五六間に達す

みやまねす

みやまねす

榎松蝦夷松の林下に在り地に這ふ

りしりびやくしん

りしりびやくしん

同 前

はひまつ

はひまつ

高山上に生ずれども平地にも亦生ず平地のものは高四五尺に達す

とかちやなぎ

とかちやなぎ

河岸に生ず徑一尺に達す

きつこやなぎ

きつこやなぎ

同 前

さぬやなぎ

さぬやなぎ

同 前

じややなぎ

じややなぎ

河岸に生ず徑一尺七八寸に達す

どろ

どろ

河岸又は谷合に生ず少數なり徑三尺高十二三間に達す

やまならし

やまならし

乾燥地に生ず徑一尺二三寸に達す

やまはんのき

やまはんのき

河岸及濕地に生ず徑一尺五六寸に達す

みやまはんのき

みやまはんのき

山腹に生ず徑一尺内外

けやまはんのき

けやまはんのき

河岸及濕地に生ず徑一尺四五寸に達するものあり

しうかんば

しうかんば

山地及平地に廣く生ず特に山脈の中腹以上に純林を爲す、平地に生ずるものは徑三尺四五寸に達す

あかだも

あかだも

河岸肥沃地に生ず徑四尺に達する大木あり

おひやうにれ

おひやうにれ

同 前

こぶにれ

こぶにれ

河岸肥沃地に生ず少數なり徑七八寸に達す

ななかまど

ななかまど

山地に生ず徑六七寸に達す

みやまなな

みやまなな

山地に生ず少數なり徑四五寸に達す

かまど

かまど

河岸に生ず頗る少數なり徑五六寸に達す

おにくるみ

おにくるみ

山地に生ず少數なり徑五六寸に達す

おからばな

おからばな

山地に生ず少數なり徑一尺五寸に達す

いたやかえ

いたやかえ

山地に生ず少數なり徑三四寸に過ぎず

おにもみち

おにもみち

山地に生ず少數なり徑三四寸に過ぎず

しうりさく

しうりさく

河岸に生ず海岸地方に於ては山地にも生ず徑六七寸に達す

みやまさく
おほさんざし
はまなし
たかねいばら
うらじろいちご
すみ
しもつけ
まるばしも
つげ
ほさきなな
かまと
やちだも
からふとい
ばら
からふとか
しわ
たらのき
おにうごき
へうたんぼ
く
こぶのき

みやまさくら
おほさんざし
はまなし
たかねいばら
うらじろいちご
すみ
しもつけ
まるばしもつけ
ほさきななかまど
やちだも
からふといばら
からふとかしわ
たらのき
おにうごき
へうたんぼく
こぶのき

山地に生ず徑四五寸に達す
山地に生ず徑七寸に達す
海岸に生ず頗る多數なり
山地及海岸に生ず特に燒跡地に多し
同前
平地に生ず甚だ小數なり徑三四寸に達す
山地及平地に生ず
同前
多く海岸及平地に生ず
河岸に生ず小數なり徑三尺に達す
山地及海岸に生ず特に燒跡地に多し
海岸地方に生ず徑一尺七八寸に達すトブキ一附近に在り
山地に生ず頗る少數なり徑二三寸に過ぎず
溪谷に生ず少數なり
山地に生ず
海岸山地高山到處に生ず徑四五寸に達す

くまのみつぎ
つりはな
ひろばのつ
りばな
かんぼく
やちやなぎ
ほろむいつ
いじ
いそつゝじ
またたび
こけもも
いぶきひや
くしん
やまざくら
みやまがま
すみ
はりぎり
しころ
のりうづき
こくわ

くまのみつぎ
つりはな
ひろばのつりばな
かんぼく
やちやなぎ
ほろむいつゝじ
いそつゝじ
またたび
こけもも
いぶきひやくしん
やまざくら
みやまがますみ
はりぎり
しころ
のりうづき
こくわ

谷に生ず少數なり徑二三寸に過ぎず
山地に生ず
同前
平地に生ず少數なり徑一二寸に過ぎず
湿地に生ず
同前
湿地に生ず山地にも生育す
平地澤藪に生ず少數なり
多く山地に生ず
海岸の岩石地に生ず
トコンボ附近の山地に生ず徑五寸に達す
海岸附近の山地に生ず
溪谷傾斜地に生ず徑六七寸に達す
山地に生ず徑七八寸に達す
山地に生ず少數なり
海岸又は溪谷に生ず少數なり矮小にして成長不良

やまぶとう
つるらめも
どき

やまぶとう 海岸に生ず
つるらめもどき 海岸に生ず少数なり

是等の植物は地勢風位其他の關係で分布區域を異にして居る様であるが、露國博物學者シユミ
ット氏は分ちて左の六帶とした。

第一 海岸帶

第二 下層濶葉樹帶

第三 針葉樹帶

第四 上層濶葉樹帶

第五 偃松帶

第六 高山草帶

各帶に就て
の特徴

第一及第六帶では殆んど樹木の生育するものが無いので、森林帶と稱すべきものは第二帶から
第五帶までの間である。今各帶に就て特徴の概略を説明すると。

第二帶には「やまはんのき」「みやまはんのき」「いたやかえで」「からふとかしわ」「なゝかまど」
「さんざし」「やなぎ」等を生ずる。

第三帶には色丹松「えぞまつ」「とまつ」を生ずる。

第四帶には樺類「こぶのき」「はんのき」類を生ずる。

樺太の鳥獸
類

第五帶には偃松を生ずる。

河川の沿岸
に出没

序でに樺太に産する鳥獸類を挙げると、野獸の大なるものに熊が居る。北海道の熊に比べると性
質は頗る柔和で森林中到處所に棲息して居るけれども未だ人畜に害を與へたことは聞かない。
鮭及鱒の漁期に於ては河川の沿岸に出没することが多い。次に多いのは狐、兎、貂、栗鼠、野鼠、馴
鹿、麝香鹿、麝鹿猫、水獺である。鳥類には岩燕、雲雀、鳩、蝦夷山鳥、かけす、鳴、鶉、鶉、水鷄、郭
公、鶯、鶉、河原鶉、鶯、鶯、木兎、のつこ、五十雀、おなか、山雀、百舌鳥、雀、鳥、鶉、鶯、むしくい、
青鷗、鴨等である。

海豹島の膾
膾

又海豹島の膾膾は例年五月下旬から同島附近に來遊し初め七月に入つてから著しくその數を
増し十月初旬の頃は最も多數栖息して居るが其後は急に減少して十一月中旬には百頭に充たな
いのが例である。詳しい調査は付いてないが年一年頭數を増し昨年中同島に栖息せるもの四千
頭以上に上り本年亦五千頭を下らざる見込だけは請合である。

海外に聲價
を博したる
輸出品

獸皮中貂殊に黒貂の皮は最も重要視せられ露領時代には輸出品として海外に聲價を博したも
のである。

第二節 南部森林の現状

茲に南部森林といふのは東海岸マヌエト西海岸クシユンナイ間を結びつけた一線以南の全部を

いふもので、此方面に於ける森林調査の結果を示すと。

調査区域 番號	針葉樹		濶葉樹		針濶混淆		未立木地面積		計	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	燒跡	其他	面積	材積
I	二〇七、四九七	九八、五九二	二五九、三〇一	一七五、三三五	七、九〇三	一、六〇三	八一六二	二、八四六	三八五、七七	一〇〇、五二八
II	一三、九三三	七、九四〇、五六〇	六、一八三	二七、二八八	八九、二三九	三、七九〇	四、五七六	一、〇三三	一一四、八六二	五、六〇五
III	三五、八九一	一七、八三四、二八〇	一三、〇四三	一三五、一五七	六、七六七	七、六三三	一四、八一〇	五、〇九五	一三〇、六六	一、〇一〇
IV	二八、一七一	八、八五〇、四五〇	二、一〇四	八〇、三三七	八九、三三八	一、四三三	一、三五〇	一〇、三六九	二六〇、三三	三、〇〇〇
V	二五、五八八	二五、七七八、七九〇	二五、七五五	三六五、八四七	三四、九七七	七、八七〇	九、三〇〇	九、一五五	四三、八七五	三、三六六
計	六五、〇七九	一、三八九、三二〇	三三、七五四	一、八〇四、二八〇	二八三、一三四	一、六〇三	三八、一九七	二八、四九七	一、三三〇、二八二	一、七九八、三三三

(備考) 一、針葉樹は尺²(十二立方尺)濶葉樹は棚(六六、三即百八立方尺)を單位とする。

二、面積は周圍線及道路其他區劃線の簡易測量より成れる圖面に就て計算したものである。

三、林種別區劃及材積は目測に依る標準から算出したものである。

以上調査區域は總面積百三十三萬町歩の内未立木地其他を除くと、現在の立木地は百二十六萬三千町歩である。而して蓄積針葉樹では三億九千六百九十三尺²濶葉樹では千七百七十一萬棚あり。

年伐額二百
三十三萬尺

最も美しい
林相
樺太第一の
評

良材頗る多
し一千の村落
各所に散在
輸送するこ
の便

る。將來禁伐區域とすべき河海沿岸、又は運搬不便の爲め當分利用の途無い箇處等假りに約五割としても尙面積で六十三萬町歩、材積で一億九千八百四十六萬尺²と五百八十五萬棚とを有し、今百年輪伐齡に依り擇伐作業を執るものとするに年伐額は實に二百三十三萬尺²の多きに達する割となる。次に各調査區の概況を述べると。

第一區はアニワ灣内沿岸一帶の林地を包含して居るもので海岸から直ぐに針葉樹林となるのである。その樹種は色丹松、とままつ、えぞまつの三種で平地には色丹松が最も多いけれども灣内西岸ピフルナイ河以南には此の樹が無い。又西岸分水嶺山腹以上は濶葉樹林となつて居る。この區域内で大泊、アラクリ地方は露國時代から伐採した跡が少なくないけれども、中にも最も美しい林相を有して居る所はルウタカ河流域の森林で延長數十里に亙り、樺太第一との評がある。この次がタナナイ、ウリウム、ドロ川等諸川の流域でこの域の森林も亦良材に富み、灣内運搬の便利が宜しいから比較的早く伐採せらるゝ様になるであらう。

第二區はミツリヨフ及豊原方面に亙る區域で所謂ス、ヤ平原も亦この内にある。この平原は色丹松ばかりが茂つて居て良材が頗る多い。山地には針葉樹も交つて居る。又將來の殖民地豫定區域に屬して數約一千程ある露國時代の村落はこの間各處に散在したから附近の森林で自ら荒廢した處も少なくない。この地方から産出する木材は鐵道或はス、ヤ川を利用してアニワ灣沿岸に輸送することが極めて便利である。

用材の供給
不可能の状
態

禍遠くス
ナイ山脈に
及ぶ

立派なる森
林に回復

最大なる落
葉樹林

ナイブチ河
の利用

現今豊原市街に接近せる森林中の用材は一昨年来大半伐出したので最早便宜の地點で用材の供給が不可能の狀態となつた、就ては大家木工所の如き製材の原料は市街を去る三五里のノウォアレキ、ルゴウオエ地方の森林中から伐出して運搬費などに中々高く費用がかかる。木工所は近來河川を利用して川流しを行ふて居るがノウォアレキ産は角材百石に付き工場著百四十八圓、ルゴウオエ産は同百三十八圓を要すといふ。

第三區はガルキノウラスコエ及ナイブチ方面で、トブキー及ガルキノウラスコエ附近の森林は既に屢、山火に罹つて、その禍が遠く東方スナイ山脈に及んで居る。其跡地は前表に掲げた如く實に廣大で一萬四千町歩に及んで居る。唯ナイブチ河岸に柳、赤楊、「やちだも」からふとかしわ」等が残つて居るばかりであるけれども火災跡地には白樺落葉松の若木が點として生えて居るから、復び火災の害を蒙らなかつたならば漸次立派な森林に回復するであらうと思ふ。

近及ナイブチ河流域の森林は本區域中最大なる「としまつ」「えぞまつ」の針葉樹林で、ナイブチ河兩岸の半以下を占領し、その上部は針潤兩葉樹の混淆林となつて居る。この森林から伐採する樹木はナイブチ河を利用して搬ぶことが頗る便利である。

第四區はマヌエからシレントコ岬まで東海岸一帯の林地を包含して居る區域中にも林相の美良なのはマヌエ、ナイブチ間の「としまつ」「えぞまつ」林である。この内には一町歩の林積二千尺を

珍しき蓄積
を有する林

林木の成長
一般に不良

ノタサン川
の奥に在る
小面積の平
坦地
運搬一般に
便利

超過する處がある。樺太の森林としてこれ程の蓄積を有する林分は眞に珍しい次第である。この次はトンナイチャ附近の「としまつ」「えぞまつ」及色丹松の針葉樹林で、其他は多く針潤混淆林で海岸に直接して居るから搬び出すのに頗る便利である。ナイブチ河口からシヨウウンナイまでの河岸一帯は古から幾十回も火災に罹つた跡地で、トブキー附近まで續いて居る大面積の未立木地である。

第五區はノトロ岬からクシエンナイに至る西海岸一帯の森林で、ノトロからマウカまでは林相の頗る疎悪な針潤葉樹林である。この地方は氣候が頗る温和であるから、樺太では他に類の無い「やまぐくら」「ぶどう」「こくわ」「しろ」はりぎり」等の植物なども發生して居る。けれども地勢が直ちに海岸に接した傾斜地であつて常に烈しい海風を受けるから、材木の成長が一般に不良である。次にマウカ附近は近年火災の害に罹つた區域が廣いけれども、マウカ以北クシエンナイまでは頗る良好な森林で、中にもトンナイキス、ノタサン、オテコロ等は西海岸森林中最良の部分である。西海岸には色丹松の發生を見ないけれども、獨りノタサン川の奥に在る小面積の平坦地にのみ見ることが出来る。又露國時代にはノタサン、ナイロ川地方の森林から旅順口に向け木材を輸出した形跡がある。この地方では一般に運搬が便利なばかりでなく、夏季でも伐採搬出に容易である。

第三節 北部森林の現状

マヌエトグ
シエンナイ
を連絡する
一線

茲に北部森林といふのは東海岸マヌエト西海岸クシエンナイとを連絡する一線以北國境以南約二百萬町歩の地域を指すので、この部分の森林は未だ調査が行届いて居ないから詳しくは分らぬが、林況は一般に南部森林と大差は無い。

廣漠なる低
濕地延長四
五十里
林齡の老い
たる部分

北部西海岸地方ではライチシカ、エスツール、ナヤシ、ヨツキナイ川等諸川の流域で大面積の森林がある。又東海岸ではポロナイ河流域に在るのが一番である。ポロナイ河流域中我領有に屬する延長四五十の間は兩岸共に廣漠な低濕地で、この部分には老い茂つた濶葉樹がある。山地には色丹松「えぞまつ」と「まつ」種類を混生して居る。この流域の森林は林齡の老いたる部分が多くて各樹種共に直径が頗る大きなものがある。即ち蝦夷松は直径三尺五寸高さ百二十尺、「まつ」は直径二尺五寸高さ百尺、「どろやなぎ」は直径五尺五寸高さ百二十尺以上に達するものがあるといふ。ポロナイ河本支流沿岸の「どろやなぎ」は頗る廣い區域に亘つて育つて居る。材積十萬尺を下らないであらう。此河は北部に於ける大河で國境附近の地勢は大半之に依つて支配せられ、本支流共水源は無色透明であるけれども平坦濕地を過ぎる様になつて漸く褐色となる。國境を去る南方三里で倒流木が相疊積し延長四町に及ぶ所がある。この間を除くと本流の全部が舟筏の便があるから、附近の木材は悉くこれによつてテルベニヤ灣に搬び出すことが出来る。

本支流共無
色透明

調査區域内の森林は略測面積百三十三萬町歩で、本邦内地森林に比較すると青森縣内の國有林全面積の二倍に相當して居る。次に森林配置の状態に就て酷似して居る點を挙げると、アニツ灣内大泊を青森灣内青森に擬してルウタカ、ボルナイ、ウリウム、ライトコリ、ノトロの諸村を内眞部後潟長料蟹田平館岬に比べ、アラクリ、シレントコの半島を田名部及大間岬に比較する時は、ルウタカ以西の森林の佳良なのは内眞部以西の美觀に劣らない。下北半島森林の比較的不良で利用の途が未だ開けないのは、恰かもアラクリ、トンナイチャ地方の運搬が不便で利用することが出来ないのに似て居る。青森灣外三廐地方森林の豊富で輸出の便のあるのは西海岸トンナイキス、ノダサン、オデコロ地方一帯に於ける良林から海外輸出に便利なるにも比し得らるゝ、海岸地方の漁村配置の有様等彼に在つては永久的居住であるが樺太では一時的である差があるけれども、天然の配置は甚だ相似て居る。伐木事業が冬期青森で行はるゝ如く樺太でも亦實行することが出来る。其他諸般の關係がよく似て居る。

第四節 内地森林との比較

青森縣の國
有林全面積
に二倍す

下北半島森
林の比較的
不良

永久的と一
時的の別
天然の配
置

四陣數里の
間青檜鬱蒼
として茂る

調査區域内の森林は略測面積百三十三萬町歩で、本邦内地森林に比較すると青森縣内の國有林全面積の二倍に相當して居る。次に森林配置の状態に就て酷似して居る點を挙げると、アニツ灣内大泊を青森灣内青森に擬してルウタカ、ボルナイ、ウリウム、ライトコリ、ノトロの諸村を内眞部後潟長料蟹田平館岬に比べ、アラクリ、シレントコの半島を田名部及大間岬に比較する時は、ルウタカ以西の森林の佳良なのは内眞部以西の美觀に劣らない。下北半島森林の比較的不良で利用の途が未だ開けないのは、恰かもアラクリ、トンナイチャ地方の運搬が不便で利用することが出来ないのに似て居る。青森灣外三廐地方森林の豊富で輸出の便のあるのは西海岸トンナイキス、ノダサン、オデコロ地方一帯に於ける良林から海外輸出に便利なるにも比し得らるゝ、海岸地方の漁村配置の有様等彼に在つては永久的居住であるが樺太では一時的である差があるけれども、天然の配置は甚だ相似て居る。伐木事業が冬期青森で行はるゝ如く樺太でも亦實行することが出来る。其他諸般の關係がよく似て居る。

美林と對比して遜色なし。海抜二百四十米の峠に互りて、漠々際涯無慮惚世を忘る。

一般に成長状態を異にする。

工作は容易重量は軽い。

この樹の欠點は澤山の樹脂を含有するにあり。新領土草創の時代無蓋の蓄積ある樺太の山林。

勞銀に於て五割の増加。

居るのが見られる。故に内外人で青森を通過する者は森林事業に關係あるものと否とに拘らずこの美觀を稱へない者は無い。この美林と對比して少しも遜色が無いのはルウタカ河流域森林で、若しウラジミロフカからマウカ街道に入つて清水驛の釣橋を渡り、二里程で海抜二百四十米の峠に登つて四方を見渡すと、榎松の密林が遠く數十里の彼方に互つて漠々際涯無く、實に身は林の海中に在るが如き心地して恍惚世を忘れるのである。

ルウタカ河流域約四十里の中西南方アニワ灣のノトロに至る約三十里の間は榎松、蝦夷松の林がある。その蓄積の豊富なことは内眞部蟹田地方の青檜林と少しも變らず、又南部平原の色丹松林は青森、碓ヶ關地方の杉林と對照することが出来る。

次に樹種に就いていふと青檜と榎松、蝦夷松とは共に陰樹で日蔭に耐え、樹幹に枝節の多い點は肖て居るが、杉と色丹松とは共に陽樹で直幹無節の點が相同じ。けれども内地と樺太とは氣候風土に甚だしい違ひがあるから一般に成長状態を異にして居るのは到底免るることの出来ない點である。たとへば青檜は百年以上の林齡を有して居るが榎松、蝦夷松は八十年乃至九十年の壽命で倒れるものが多い。是れ假令生育期間内に相當の肥大成長を爲して居るが林地には割合に大木が少くて、青檜林は毎町平均九百尺乃至一千尺に達するけれども榎松、蝦夷松林は平均六百乃至七百尺に過ぎない。落葉松林は成長が杉と同じで性質效用を比較すると、榎松、蝦夷松は主として建築土木用材船舶用材に適し、工作が容易で重量の比較的軽い所から取扱の便利な點まで杉

と似て居る。尙製紙原料にも供する事が出来るが唯此の樹の缺點は澤山樹脂を含有して居るから節際から脂を出して家具裝飾品などに適當といふことが出来ない。落葉松は材質が堅牢で青檜に劣らず、その材料の豊富なことは驚くべき程であるが、青森地方の如く交通機關の發達しないのみか、對ひ岸の北海道ではその森林から盛に清韓地方に木材を輸出して居るから、新領土草創の時代に於て勞銀が頗る高價なので到底此等地方産木材と競争する餘地が無い。然し無蓋積の蓄積ある樺太の山林が近き將來に於て木材界及工業界に向ひ材料を供給するの時期に到來するであらうと確信する。今参考のために現時の木材價格等を比較すると大約次の如くである。

市場	相場	元木	價	造材運搬費	市場	價	備考
青	森	一尺、一〇四〇	五〇〇	一、八〇〇	並角材價格		
小	樽	三二五	六〇〇	一、四〇〇			
コル	サ	三二五	九〇〇	一、四〇〇			
コ	ン						

右の計算、原立木價に造材減り三割を加ふは普通の場合に於て簡單な比較を示したもので、固より場所の難易品質の良否などで價格の差等があるのは勿論であるけれども既に勞働賃に於て北海道より約五割の増加を見て居る。従つて將來海外に輸出すべきものは島内で比較的勞力製作賃を要せず且つ割合に價格の高直な粗材を以て適當とする。即ち土木築港用の長材又は電柱

大に有望な
る企業
當分利用の
見込無し

海面展望區
域

この分丈け
でも二萬七
千棚

其額大約四
十五萬尺

輸出發展を
試むる餘地

無料伐採

入林鑑札の
携帯

相當の料金
を納入

原料は白樺
九貫匁一俵

用材、若くは鑛業用の杭木など皆大に有望の企業で島内到處容易に冬季の積雪を利用し伐採搬出することが出来る、樺太落葉樹の外濶葉樹では白樺が最も多数で恰も内地の山毛櫨に相當する、けれども多く深山地方に在つて運搬が不便であるから當分利用の見込が無い。

次に水産と森林との關係に就ていふと、樺太漁業の盛なることが鬱蒼たる森林のあるに由ることとは争ふべからざる所で、沿岸の森林は今日以上の繁殖を計らなければならぬけれども、一方では漁業に要する多額の燃料を供給する必要がある。今、粕製造の燃料として海面展望區域外で榎松、蝦夷松の如き貴重樹種を伐採するのは事情止むを得ない所であるが、毎年漁業の薪材として伐採する數量は、現在二百三十七箇所の漁場での收穫鯨、粕を二十萬石と見積り、千石に對し松薪材約百三十八棚(幅五尺高六尺長二尺五寸にして二百敷に當る)を要する割合であるから、この分丈けでも二萬七千六百棚となり、その外、鮪漁場及雜業者に要する薪材を一萬棚とする、總計三萬七千六百棚此尺、數二十二萬五千六百尺となる。次に移住者家屋其他の建築用材等を計上すると、今後四五年の後戸數五千の移住ありて見積つて露式一戸の材量約百尺とすると總計五十二萬尺に近い。けれども平均二十箇年で改修を要すると假定すると一箇年當り材積約二萬五千尺である。

以上毎年の漁場及毎戸禁用薪材及家屋建築其他道路架橋、造船電柱用材等を計算すると其額大約四十五萬尺で、恰かも青森國有林の針葉樹賣拂豫定高の七割五分に相當する、之を調査區域

内假定年伐量に比すると僅かに五分の一に相當するから、大に海外に輸出發展を試みる餘地のあることが分かる。

第五節 伐採及利用

樺太漁業令第三條に於て「漁業權者(建網)は行政官廳の許可を得無料にて薪炭用、住宅其他漁業に要する建築及工作用並漁船漁具用の爲漁場附近の國有山林を伐採することを得」と規定してあるので、國有山林を伐採せんとするには所轄支廳長を経由して樺太廳長官に願出で、許可を受けたる物件の伐採又は搬出に従事するものは入林鑑札を携帯しなければならぬ。伐採したり造材したりするには地元で免許人の記號又は極印の打記が無ければ運搬することが出来ぬ。又伐採した材木は所轄支廳長の許可を得て相當の料金を納入した後で無ければ、目的以外に使用したり、轉賣したり、交換譲與することが出来ない。林産物特賣は、官廳又は公共用に供する用材、漁業用材、鑛業用材、自家用材、製炭原料、挽材原料、各種營業に要する資料、造船用材、重要輸出材見本等の一に相當して價格四百圓を超えないものでなければならぬ。

炭竈は目下、コルサコフ附近に十五箇あつて毎月千二百貫内外の製炭を出して市内に販賣して居る。原料は主に白樺で九貫匁一俵で一圓乃至九十錢である。次に製炭業者一箇月間に於ける收支計算の概要を掲げると。

收 入

金二百八十圓

一箇月製炭二百二十八俵賣拂高

支 出

金二十一圓二十九錢八厘 企業費償却一箇月分

金八十四圓

伐採及集材製炭費

金四圓

製炭人夫賞與金

金十九圓六十錢

俵裝費

金七十圓

製炭運搬費

合計金百九十八圓八十九錢八厘

差引八十一圓十錢二厘 (一俵ニ付利益二
十九錢弱ニ當ル)

二里内外の間を馬橋で運搬
アラクリ村製材所
旅順口方面に輸出

薪材の伐採運搬賃は一敷(五、六、二)に付一圓八十錢内外で、伐採地から二里内外の間を馬橋で運搬し、用材は百石に付て百十圓内外を要する。搬出の方法は川流し、雪車出し、馬橋の外に軌道などもあり内地と變りは無。アニツ灣内アラクリ村に於ける製材所は元と露國の經營に係つて、工場建坪七十坪の外事務所及舍宅とも又七十坪を有し、工場には十四、四馬力の可搬式蒸氣機關に堅鑿一臺を据え付けて居る。露國時代にはこの工場で盛に長板を製材し旅順口方面に輸出した形跡がある占領後民政署で之を引き受け製材事業を開始し建築用材も製作したが一昨年

樺太森林の蓄積

一大利源となるは請合

陸に於て鑛業に代表せ

八月大野九平に貸付けた。この外ウラジミロフカ舊市街の西方ススヤ河畔に新に建築せられた大野製材所がある。製材量は一年二萬石で伐木地から軌道を敷設し直ちに工場に引き入れる装置である。

樺太森林の蓄積を見るに。

一、針葉樹林	百萬町歩	五億尺 ^ノ
二、濶葉樹林	五十萬町歩	六百五十萬棚
三、針濶混淆林	五十萬町歩	一億二千萬尺 ^ノ 千三百萬棚
合 計	二百萬町歩	六億二千萬尺 ^ノ 一萬九百五十萬棚

で、斯くの如く豊富なる材料は夫々特種なる用途を有して居るから益 需要も増加して來るであらうし又鑛業の發達に従つて樺太の一大利源となるのは請合である。

第五章 樺太の鑛業

第一節 鑛業一斑

樺太の富源は海に於て漁業に代表せられ陸に於て鑛業に代表せられる。但し鑛業は未だ開發せられない處女の狀態であるが、將來に於けるその發展は必ず驚くべきものがあるであらうと信

礦産物の富源無くして大製造業の勃興を望む能はず。車輪の兩翼は、樺太の經濟的の目的

幾多の有望なる煤田將來發見の有望なるを發見

愚なる殖民來政策を仕出す

富之樺太論

する、又實際左様でなければならぬ。何となれば礦産物の富源が無くして大製造業の勃興も望む譯に行かぬ。國運の隆盛も期する譯に行かぬ。要するに礦産物は一國發動のエネルギーを與へる食物である、原動力である。將來この富源が開拓せられて海に於ける漁業と相俟ち、車の兩輪の如く鳥の兩翼の如く、隆々と盛況に向つて來た時、樺太の眞價は始めて發輝せられ、樺太の經濟的の目的は始めて達せらるゝのである。

樺太の鑛業は從來極めて微々たるものであつた。日露戰爭以前アレキサンドルフスク附近に四炭坑があつたけれども、一箇年の採掘總額は僅かに五萬噸に過ぎなかつた。又ツイミ河畔から本島北端に至る間處々に石油の溜などがあると噂さゝれたこともある、未だ採油したとの事實を聞かないのである。殊に五十度以南ではセルトナイ炭坑及海岸又は河口で薄炭層の露出なり礫になつて流れて居つたを發見して一二度採掘を試みたが之を廢業してから後、鑛業などの囁きは邦領樺太で全く聞かなくなつた。けれども三十八年から今日に至るまでの鑛産調査で幾多の有望な煤田を發見し、各所に砂金の存在するのを實見し、其他諸鑛物も亦將來發見の望あるを認識して、如何に本島鑛業の有望なるかを確認した。想ふに露國が未だ版圖に入れない二十年前から鑛業に著手して居て、領有後二十年も經過しながら斯くの如く振はなかつたのは何故であらうか。言ふまでも無く彼が樺太政策を誤つたからである。愚なる殖民政策を仕出來したからである。

第二節 樺太の石炭

樺太鑛産の主なるものは石炭、砂金、大理石、石灰石、頁岩、砂岩、安山岩、花崗岩、硅藻などであらう。今各節に分けて述べて見やう。

南部樺太での石炭産地を數へると別表の如く十九箇所で露はれた炭層は百二十九枚である。其外未發見のものもあるし、地上に露はれないものもある。

石炭産地は別表の如く十九箇所

産地	番號	品質	層厚	上盤	下盤	走向	傾斜	挾
一 ナイプナ川第一煤田	一	佳良	約三尺	頁岩	頁岩	北二十度東	西北十五度	ナシ
二 同	二	同	約四尺	同	同	同	同	同
三 同	三	同	約二尺	同	同	同	同	同
四 同	四	同	約三尺	同	同	同	同	同
五 同	五	同	約四尺	同	同	同	同	同
六 同	六	同	約三尺	同	同	同	同	同
七 同	七	同	約四尺	同	同	同	同	同
八 同	八	同	約六尺	同	同	同	同	同
九 同	九	同	約二尺	同	同	同	同	同

第二編 富の樺太

第五章 樺太の鑛業

二八	ホロナイ川支流ハン ダサ川	一七	佳良	約一尺				北二十度西	南西廿五度	ナ シ
二九	同	一八	同	同				同	同	
三〇	同	一九	不良	約三尺				同	南西三十度	同
三一	同	二〇	同	同				同	同	
三二	ホロナイ川支流ハリ ユイト川	一	佳良	約十尺				北十五度西	南西六十五度	内一尺ノ アリ
三三	同	二	同	同	頁	岩		同	同	内二尺ノ アリ
三四	同	三	同	同	同	砂	岩	同	同	内二尺及一尺 ノ アリ
三五	同	四	同	約五尺五寸	同	同	同	同	同	内五寸ノ アリ
三六	同	五	同	約九尺	同	同	同	同	同	内一尺五寸ノ アリ
三七	ハンダサ川第二硯標 附近	一	悪	約三尺五寸				北十度西	同	内一尺五寸ノ アリ
三八	同	二	同	約一尺五寸				同	南西二十五度	内一尺五寸ノ アリ
三九	同	三	同	約五尺				同	同	内一尺五寸ノ アリ

人工を加へざる沈積當時のまゝ

この表十九箇所の産地中セルトナイ及オチヨブカは曾て露人經營の下に採掘を試みた地であるが、其他は毫も人工を加へたことのない沈積當時のまゝである。
セルトナイ炭礦はマコフスキー會社で明治二十五年から經營に着手したが後四年で閉鎖して仕舞つた。四年間の出炭量は僅かに一萬二千噸に過ぎかつたが、これは全く經營が宜敷くなかつたので、囚徒を使役したと需要の少なかつたにも起因する。而してこの石炭は露領ボーエ炭に優

汽力を出す
點に於て高
島炭などよ
り優る

つて居る。ボーエ炭は小塊で碎け易く、破碎したる椽邊は形が貝の如く、黒色で光澤がある。その質は善良であるが大塊に至つては混濁物を含むし純質でない。小さいから運搬には不便であるが汽力を出す點に於ては高島炭より 12%、幌内炭より 23%、三池炭より 35% 優つて居る。
前掲石炭三十種に付近成分分析をした結果は

等	産地	炭名	成分百分中				硫黄	發熱量 トン 氏熱量計
			水分	揮發分	コークス	灰分		
III	ウリエム上流	六尺炭	一四、二〇	一七、三九	五五、九〇	七、五〇	五、一一	四、六七五
II	ナイプナ第一煤田	四尺炭	六、八二	五、六〇	三三、六〇	四、六二	一、三五	四、四〇〇
II	同	同	八、二四	一六、七一	六、二七	一三、〇三	〇、八四	四、九五五
III	同	六尺炭	五、〇二	七、三二	六、二六	一八、二五	七、七七	六、〇五〇
I	同	五十尺炭	六、二五	四、五〇	四、九七	二、三〇	〇、九四	四、四〇〇
I	同	十尺炭	三、二〇	三、八六	五、五二	五、六一	五、八一	六、〇五〇
I	ナイプナ第二煤田	十五尺炭	四、九三	二、七三	六、一三	五、三三	〇、七八	五、五〇〇
III	同	四尺炭	二、一四	三、三三	五、七〇	八、一九	〇、五九	四、九五〇
I	同	四尺炭	二、七三	三、六八	五、八二	一〇、三六	一、〇八	六、〇五〇
II	同	五十尺炭	二、六二	三、八二	七、八一	五、七四	〇、九四	三、三〇〇
I	同	四十尺炭						

III	V	I	I	I	I	III	III	III	III	III	V	IV	IV	I	I	
ノボリボノB	ノボリボノA	セルトナイ	同	同	セルトナイ第一ノ澤	同	同	同	同	同	川ノ一	南ナヤシ川	シブシナイボ川	トコンボ川	同	ナイアチ第二煤田
		五ノ澤	四ノ澤	第一ノ三	セルトナイ第二ノ澤	五	四	三	二	同	三	二十尺炭	二十尺炭	十尺炭	八尺炭	五十尺炭
一一、九七	二〇、二八	一一、九二	〇、八三	二、六二	五、三一	一、一六	四、四六	一、六三	一、四七	一、四七	二、七〇	二、〇三	一、五五	一、七四	四、三五	二、七八
三三、九二	二二、八〇	一一、四二	三七、一一	二、二六	二、三九	二、四七	二、四〇	一、二五	一、四八	一、四八	一、三五	三、〇三	三、七四	三、〇四	二、四一	三、七四
五、五五	五、〇一	六、五七	六、〇三	六、五五	六、五九	七、〇〇	六、八四	六、五五	五、七九	五、七九	五、九〇	四、一五	四、二八	四、九〇	六、二四	五、五五
			餅状	餅状	餅状	脆餅状	脆餅状									餅状
六、九六	七、二三	一〇、一一	〇、三四	一、五五	四、二〇	三、〇三	三、〇三	九、七二	九、三〇	一、八五	一、四二	四、七一	二、五八	四、一〇	七、七三	二、五八
六、九六	七、二三	一〇、一一	〇、三四	一、五五	四、二〇	三、〇三	三、〇三	九、七二	九、三〇	一、八五	一、四二	四、七一	二、五八	四、一〇	七、七三	二、五八
〇、五七	〇、四八	〇、七九	一、三九	〇、四二	〇、五五	〇、九六	〇、六三	〇、七五	〇、六四	〇、六〇	〇、五五	二、三三	〇、七四	〇、六四	〇、四八	一、三三
五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	六、〇五〇	五、七五	五、五〇〇	五、五〇〇	五、二〇〇	五、五〇〇	四、七五	五、五〇〇	五、一七〇	三、〇二五	五、五〇〇	四、二二五	六、六〇〇	七、二五〇

III	IV
北	ア
ナ	ン
ヤ	ビ
シ	シ
	三
	尺
	炭
	一、三、九五
	七、二五
	九、三二
	五、九六〇
	六、八〇
	二、七〇
	〇、五四
	一、〇七
	五、七二〇

數千萬年の風化及酸化作用
石炭の良質なるを想像
無盡蔵ともいふべき良質の包蔵

I II III IV V は苛性曹達の溶液で煮た際色つけた度を示す。
I は無色、II は殆んど無色、III は淡褐色に IV V は褐色の程度による。
之で見ると一般に硫黄分の少いのはその質の善良なるを證明するもので、灰分水比較的によく従つて發熱量低いのは一見炭質不良の觀があるが決して左様でない。何となれば採集した標本は總て地上に露出し、數千萬年の風化及酸化作用を受けたものであるからである。かゝる標本に就て分析した結果でも尙高島、三池、田川、幌内等の石炭分析表に比して遜色がないばかりでなく或點に於ては反つて優つて居る。之を以て見ても如何に樺太の石炭が良質なものかが想像される。其他石炭の流塊で存在を認めた川が左の二十二ある。

- フツテコロ、ノダサン、アキブシナイボ、アトワ、アサンナイ、オーコンナイ、シーナイ、ナイボ
- ロ、シラルシナイ、オルトアトナイ、モシラルシナイ、シラヌシの北方二小溪、ビレオ及ボロナ
- イ川、支流チルナヤレチカ、コマトイ、シシカ、チエルル、ウマンガ、シヨツドイ、キツンガイ、ボ
- ルサ

斯くの如く殆んど無盡蔵ともいふべき良質の包蔵は他日必ずや有利な經營の下に採掘さるゝであらうし、又之によつて我國力の發展に資する所が大であらう。

さて斯様に豊富なる石炭は如何に利用したればよいか、又如何に採鑛するかに就て一言述べたいと思ふ。

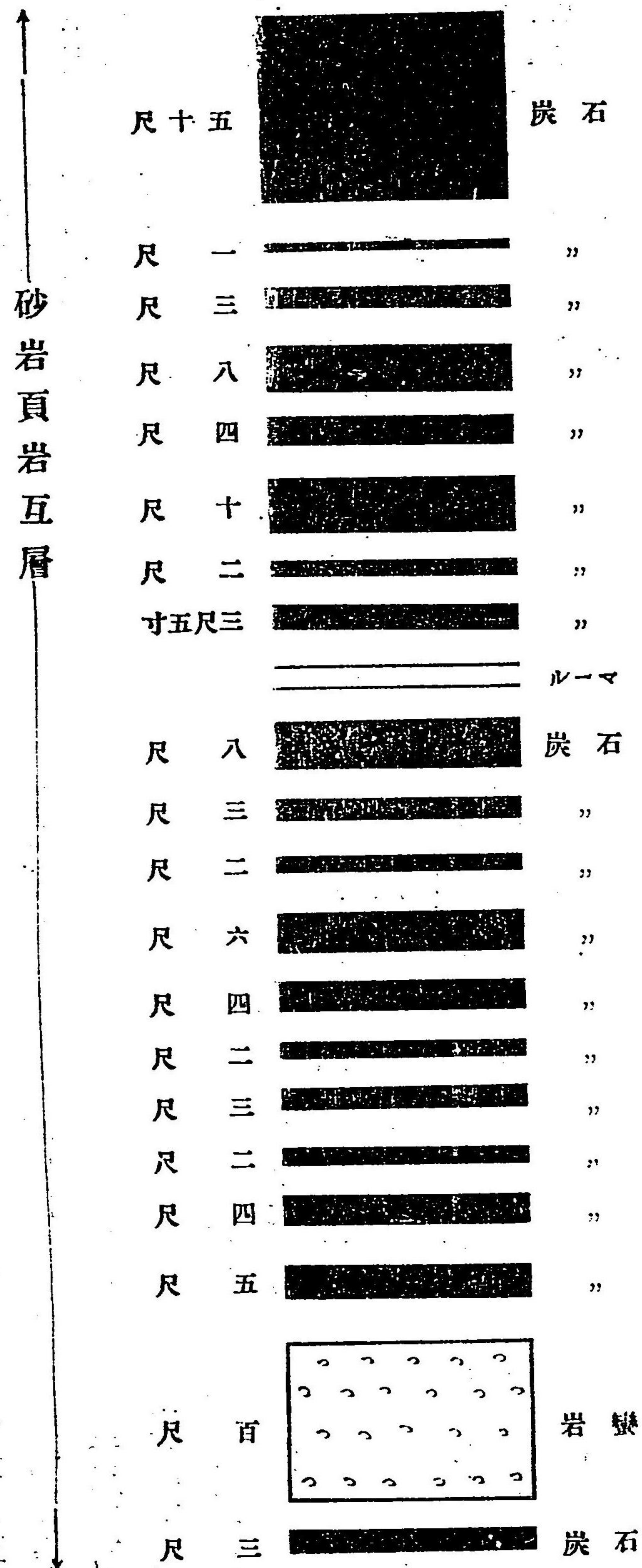
櫻花爛漫たる候
樺太の石炭も瓦斯を造るによし
砂糖を製造する燃料
コークスを製造にも適當
煉炭なども亦有望

櫻花爛漫たる候に際して東京上野公園に於ける夜景は如何にも美はしい。青白きアークライトの光は櫻花に映じて筆にも口にも形容し難いがさて下谷大通に出ると白光炯々たる光は晝を欺くやうに多大の快味を我々に與へるのである。この炯々たる白光は何であるか、即ち瓦斯燈の光である。然らば瓦斯燈は何であるか、言ふまでも無く石炭を乾溜して生ぜしめた瓦斯である。そこで樺太の石炭も瓦斯を造るに好く、之と同時に生ずるメタンエシレンは販賣するに足り、コークタンは染料を造るに足り、之と同時に生じたコークスは木材を乾溜して木精を造るに好く、沃度の製造鑛詰の製造燻製を造るに好い。又馬鈴薯より飲用アルコールを製造する時に用ゐる燃料に適する。現今砂糖中の八割は甜菜から製するのであるが、この砂糖を製造する燃料としてはコークスなり石炭なりを使用する。其他日本酒の製造麥酒の製造醱の玉粕なども製造するに由い。

百億圓の寶地下に埋没さる
水深く流緩るべく運搬上便利
ナイプチ炭田は炭量多ク品質好し熟慮を廻らすこと必要

嫌になつたと見えて今では直營で練炭をやり大に良好な成績を擧げて居る。斯くの如く樺太の炭は將來實に有望で、ホイエの石炭が五億噸下らずとしても一噸四圓として二十億圓、ナイプチ煤田を五十億と見、セルトナイ、ナヤシを二十億とし其他を合せて十億とすると總計百億圓の寶が地下に埋没されて居る譯である。即ち撫順の炭坑以上の價值がある。さてこの寶庫を開くには如何にせばよいか、先づ一千万圓程の資本金で株式會社を起し大に開發の道を講ずるが宜敷からう。中にもナイプチの大炭田に就ては、ナイプチ川が平原に出づるに従うて水深く流が緩いから運搬上便利を得ることが少なくない上、煤田附近から下流に至る間は峻峻なる山岳なく道路及鐵道の敷設に困難を感ずることが無い。故に産出の石炭はガルキノウラスコエからコルサコフに出して他に輸出するのが便利である。附近は蝦夷松、椴松等の密林を以て蔽はれて居るから鑛業用材を得るにもよい。ナイプチ炭田は炭量も多く品質も好く將來最も有望な處である。けれども之が採掘を行ふに先ち炭層の廣袤、開坑の位置等を精査し、運搬及輸出港に就て熟慮を廻らすことが必要であらう。

ナイブチ第一煤田炭層断面圖



第三節 樺太の砂金

石炭に次で述べるのは砂金である。砂金を発見したのは七箇所で、産地の地質によつて結昌片岩地方に在るもの、古生層地方に在るもの、第三紀層地方に在るもの、三に區別する。

一、結昌片岩地方に在るもの

コヌシベツ川はトンナイチャを去る六里の北方東海岸に朝する小溪で、源を西西南の結昌片岩から成れる山脈に發し、川幅は約五間深さは膝を没する。川口から上流まで二里の間は第三紀層頁岩から成つて上流に結昌片岩が露出して居る。砂金は石英片岩、綠泥片岩及石黒片岩の砂礫中から発見したが、元來片岩中を貫ける細微な石英脈中に包藏したものか分解霏爛の結果遊離したものかどちらかで砂金粒は細粒である、オボサギ川はコヌシベツ川を去る北方三十三町の所にある川幅七間内外の溪流で、總ての點がコヌシベツ川と似て居るが川口から約五町の上流までは第三紀層頁岩から成つて居る。

二、古生層地方に在るもの

サットボ川はコルサコフを去る東方約二十二里アニワ灣に注げる小溪で古生層地及第三紀層地を流下するけれども、水源地は花崗岩から成つて居るらしい。砂金は花崗岩及珪岩等の砂礫中から発見した。サットボ、ムラモルヌイ間の小溪はサットボ川を去る一里弱の南方に在つて産出状

第二編 富の樺太 第五章 樺太の鑛業

石炭の次は砂金

結昌片岩地方に在るもの

砂礫中より発見

古生層地方に在るもの

水源地は花崗岩

態までも能く似て居る。ボンボタナイはコルサコフを去る三十七里で東海岸に注いで居る。砂金は珪岩、砂岩及花崗岩等の砂礫中に發見した。

第三紀層地

方にあるも

三、第三紀層地方に在るもの

モンゼナイの南方海濱コルサコフを去ること約十八里でアニワ灣の西岸海濱モンゼナイとヨシナイとの間にある。第三紀層上部に盤化鐵を以て固結した巒岩があつて之に沿ひ砂金を發見した。この砂金は日本に例無い濱砂金で礦床學の一材料としても得難いことである。

日本に例なき濱砂金

相當の收益

これ等の砂金は何れも細粒貧弱で、川流は皆小さいから大規模の採金業を起すには不適當であるが「自かせぎ」にて經營すれば相當の收益はあると信ずる。

七萬五千圓の金塊

砂金といへば直ぐに川にころげて居るやうであるが決して左様容易に得られるものでないのである。唯の硝砂でも川底の磐に達するまで土を掘り取つて、磐から得た土を陶汰磐でゆり、比重の重いもの、中に一粒若くは二三粒を見出すのである。ウラルなどで發見した砂金は七萬五千圓といふ金塊であつたが樺太にはこんな大きな奴は無からう。

金礦は未だ發見にならないから分らぬが決して絶望であるまいと思ふ。若しあれば西海岸ウツス岬、オツテコロ川、海馬島トコロ、アニワ灣の東岸ムラモルヌイ附近、東海岸コヌシベツ及イブサキ川の上流山地であるといふ人がある。

欠

MISSING

缺點なるは
安全港の存
せざることに

商業は未だ
露國三十年
間の治績に
徴す
地方の生産
力と交通の
利便と俟つ
時代の準備

我國の一大
寶庫は主要
の利源たる
海産物は數
噸に石炭億
噸の石炭億
噸の石炭億
噸の石炭億
噸の石炭億

缺點なのは冬季海岸の凍結すること、安全港の存しないことである。これが爲めに一切の事業が妨げられて居る。先づ第一にこの障礙が撤せられたならば本島の鑛業殊に炭坑事業の發達は期して俟つべしである。

第六章 樺太の商工業

第一節 商工業一般

樺太の商工業は未だ幼稚であつて特に記載する程の價値が無い。翻つて露國三十年間の治績に徴しても、元來が監獄島と見做した程で、商工業などにはほとんど知らぬ顔をして居たのである。凡そ商工業の發達は地方の生産力と交通の利便とに俟たなければならぬのは勿論であるが、邦領に回復してから日も未だ淺く、未だ調査的準備時代とも稱すべき過渡期であるから、地方の生産も擧らなければ交通の機關も無い。従つて商工業に見るべきものは眞に止むを得ない次第である。然しながら將來何時までもこの状態を續けて行くのでは無い。言ふまでも無く樺太は實に我國の一大寶庫で、既に現在にても海には主要の利源たる海産物あり、陸には數億噸の石炭あり、斧斤會て入らない森林は領土の三分の二を掩ふて居る。其他の天産物で未發見のものも澤山あるべく、殊に胤肭獸、貂、獺其他種々なる貴重獸類は海陸共に棲息して居るし、農牧の適地も亦決して少くない。漸次實行の時代に移つて施政の大方針たる拓地殖民の實が擧がり殖

潛勢力を養ふべき時期に遭遇して居る。茲に一つの動機が與へられて火線の導くものがあつたならば瞬間にして燦爛たる光輝を發すべき素質を備へつゝあるのである。

銳意開拓に従事

既に一萬人の上を超過す

樺太の齒を列べた如く人家は整列する。豊原は本島統治の首腦として周圍に廣大なる農牧地を控へて居るから一の大都會たる面目を備ふるも近きにあるであらう。商工業者の數は現在で二千人、之を三十八年末の三百人に比較すると數倍の増加である。然しながら從來在住した露國人は皆本國に歸つて仕舞つて、斯様に澤山の營業者があつても本邦人間の賣買取引に止まるのみで無く、多くは一時的の利益を目的とする者で、生産的永遠の業を營む者の甚だ少ないのは今日の場合止むを得ないにしても残念なこと、言はねばならぬ。

産興業が盛になり、一大資本を投じて海陸交通の設備を完うしたならば商工業は期せずして發達するのである。譬へば樺太の商工業は今は潛勢力を養ふべき時期に遭遇して居る。茲に一つの動機が與へられて火線の導くものがあつたならば瞬間にして燦爛たる光輝を發すべき素質を備へつゝあるのである。

今や民間の有志は樺太實業會或は樺太開發同志會等の團體を組織して大に講究盡力する所あらんとする。政廳も銳意開拓に従事して居る。鬱然たる英氣は樺太の血管に漲つて正に煥發しなければ止まぬ。渡來者の増加、市街地の發達に伴うて商工業者の數も増して來た。ポロアントマリ、コルサコフ、ウラジミロフカ、マウカの四市街地は三十八年八月陸軍省が日本船舶の出入及本邦人の自由渡航を許可してから著しく發達して、昨年には既に一萬人の上を超過した。新築家屋の數も亦千五百棟に上つた。中にも大泊(ポロアントマリ)及真岡は既に立派な新市街を形成し、櫛の齒を並べた如く人家は整列して居る。豊原は本島統治の首腦として周圍に廣大なる農牧地を控へて居るから一の大都會たる面目を備ふるも近きにあるであらう。商工業者の數は現在で二千人、之を三十八年末の三百人に比較すると數倍の増加である。然しながら從來在住した露國人は皆本國に歸つて仕舞つて、斯様に澤山の營業者があつても本邦人間の賣買取引に止まるのみで無く、多くは一時的の利益を目的とする者で、生産的永遠の業を營む者の甚だ少ないのは今日の場合止むを得ないにしても残念なこと、言はねばならぬ。

第二節 樺太の商業

一擡千金の目的

樺太に於ける商業の濫觴

兵火を免れたる一團の聚落

顧客とするには多少の便利

西海岸中最も有望なる港

三十八年八月コルサコフ支署開設の當時渡來者の數が千人以上にも達したが、彼等は皆一擡千金の目的で諸種の商品を携へて來、上陸地點なるポロアントマリで或は天幕を張り或は假小屋を構へ争ふて商店を開始した。そこで支署令を以て營業取締規則を發布し、免許料を徴收して營業を許可したのである。これが抑も樺太に於ける商業の濫觴で、其後同地及コルサコフに市街地を設定し、土地の使用を特許したから各相當の家屋を新築して營業を出願し、商業者の數が増加して來た。

豊原では露國人の家屋が幸にも兵火を免れて、一團の聚落をなして居つたから、三十八年九月支署開設と同時に一時使用を許可して渡來者を收容し、十月支署令で營業取締規則を發布したから、續々營業出願者があつた。尙豊原はその時露國人の幾分が在留して居つたから、之を顧客としたものは多少利する所があつたと思ふ。又一昨年九月新に市街地を設定して土地の使用を特許したから、その後續々移住者があり、且つ樺太の首府である所から大にその發達も目覺しくなつて來た。

真岡に支署を置いたのは三十八年十月であつたが、元來真岡は樺太唯一の不凍港として西海岸中最も有望なものであつたから、支署開設に先つて上陸する者多く、營業の出願も少なくなかつ

一面著々市街地創設の計
新築家屋で營業

内地との交通杜絶の有様

冬季は到底商業の隆盛を望まれず

一般生活上に必要なる物資

たが、何分開署間際であつたから一と先づ假許可を與へて營業せしめ、一面著々市街地創設の計劃を定めて土地の使用を特許し、三十九年五月初めて營業取締規則を發布し更めて本許可を與へたのである。それから後は新築家屋で營業する者忽ち増加し昨年末には約千人の多きに達した。

右に述べた如く商業者の數は各市街共著しく増加し、一般渡來者の數もその割合で殖えたから各營業共相當の收入があつたのである。中にも貸座敷、料理屋、飲食店及藝娯妓等は初め最も多くの利益を占めたから此種の營業者は特に著しき増加を見なければならず毎年十二月末から翌年三月末までの間は結氷又は流水の爲内地との交通が殆んど杜絶の有様であるから、新來の渡航者が無い計りか、舊來の渡航者も多くはその以前に歸つて仕舞つて、殘留する者は極く少ない。そこで冬季は到底商業の隆盛を望む譯に行かぬ。即ち最近調査を以て見れば現住者が全島を通じて一萬八百六人なるに對し商業者は千五百二十六人の多きに達して居るから、その商況も自然活潑なる狀況を保つことが出来ぬ。殊にこの影響を受けて最も多くの苦痛を感ずるのは料理店飲食店、藝妓等で、追々廢業者を出して居る。又一般生活上に必要な物資は極く一部分の外大多數は北海道其他の地方から輸入するものであるから、之が輸送に多くの日數と費用とを要し價格も多少高直になることは免れない。然し幸に必用な日用品に缺乏を告げる憂も無く、相當價格を維持して圓滿に賣買せられて居る。

大泊に數十軒の海産物問屋

海産物々價

海産物に就ては大泊に十數軒の海産物問屋がある。雜漁業者と一般の取引をして居るがマウカ方面より仕込んで小樽函館方面に輸出する。相場は素より商況に依つて上下はあるが一般の値段は

鯨 粕	千六百圓より千五百圓位
鯨 鯨	千四百圓より千三百圓位
笹 目	千三百圓より千二百圓位
身 欠	三圓八十錢より五圓内外
白 子	百石千五六百圓位
海 鼠	五十圓位
鹽 鮭 鱈	圓に二貫三百目位
數の子	二千八百圓より二千九百圓位
棒 鱈	圓に三貫目位
北 寄	十七八圓位
鱈 粕	千百圓より千二百圓位
保つ子粕	千二百圓より千三百圓位
雜 粕	千三四百圓位

又昨年八月本島海産物の函館相場一斑には當時の新聞記事があるから便宜の爲めそれを轉載する。

言 論

本島の海産物最近函館相場

鯨粕(尙不勢) 夏肥手段落と共に内地の賣行は全然杜絶したる譯けにもあらざるべけれど爰許問屋筋が安直の電照を爲すも尙應せざるを見れば形勢の不味なるを證憑する處なるべく這般來の好況時にありては實に千九百圓以上の高直もなほ買辭せざるの得意時季も今となりては殆んど夢ならん乎と疑かはるゝ程にて高直は需用を減退せしむる原則なりと云ひ百五七十圓乃至二百圓以上の大下落を示したる人氣の作用は蓋し偉大なりと云ふべし以上の如き趨勢なるを以て大勢は益々軟走りて眼先一段の安直に蹴落さずんば止まざる乎の如く賣物としては相應に品嵩み居れど買人の付口餘りに安き爲め商談中絶の有様なり

本島鯨粕	千三百四十俵	千六百八十圓
同 同	二百三十俵	千六百六十五圓
同 同	二百七十俵	千七百二十圓
同 同	百 俵	千六百圓

▲鯧粕(品薄) 小鯨粕は廣尾厚岸釧路方面より弗々入荷あり格別多大の賣物あるにはあらざれど鯨粕の弱氣は自然本品にも影響したると一頃の如く需用頻繁ならざることにより人氣は次第に下押され極上千六百三四十圓より以下千五百五七十圓の成行を小弱く持合居れり而して鯧粕は樽舞の薄漁なる結果を告げたる爲め弗々小口物の入荷あるに過ぎず去れば相場も千七百八十圓より千七百圓撈みを維持して入荷の都度夫々手合行はる

廣尾小鯨粕	五十俵	千六百圓
樽舞鯧粕	百七十俵	千七百五十圓より千八百圓

▲鯨粕(弱持合) 品不足なると其頃は思惑手口の買蒐之れあるとに依り未だ目立つ程の低落を示さざるも盛況時にありて千四百三四十圓の取引ありしものが千三百五七十圓の取引なるを見る時は大勢の如何を推知せらるべく此處小弱く持合居れり

本島鯨粕	三十二俵	千三百四十圓
同 同	三十俵	千三百五十圓

▲鯨粕(成行買) 鯨粕の暴落に比すれば左程の安直にもあらざるべき乎千四百五七十圓の成行なほ極上物にもせよ他肥料の割合に安からざる相場なれば跡荷にして碌々出廻らざれば格別左もきに於ては尙二三十圓の下直に落さるゝやも計られず去れど如何のものにや

本島鯨粕	四十二俵	千四百四十圓
------	------	--------

同 同 二十六俵 千四百三十圓

同 同 二十五俵 千四百三十圓

三場所同 八十俵 千四百六十圓

▲**胴鯨**(押目貫) 千七百圓の高直に進めらんず活況も鯨粕の反動安に連れて五六十圓より次千五百七八十圓となりたれど直頃は弗々手出するものある爲め荷主も無三の安直には手放す振合あらざる旁々此處持合の姿

▲**雜粕**(區々) 白子は矢張り好人氣にて品により二千二百三十圓より二千三百五十圓にて入荷の都度取引あり長魚粕栗子粕其他の雜粕は人と品とに依り一定の標準あらざれど高直は不引合なるを以て見送りの姿なれど成行買氣惡しからず扱て僅かに出來せしは

本島白子 十二俵 二千圓

▲**乾魚**(薄商内) 身缺内地の手薄筋よりは弗々注文送り來れるありて場景も稍色のき薄來れるも新規の入荷なるに藏入物は氣筋の持物丈けに安直は頑として手放なさざる爲め取引抄々しからざりき

本島身缺(一九〇)四十三俵 七圓二十錢

▲**鯨鱈** 季節間合ある旁々需用地よりは碌々注文あらざれど思惑手口は透さず蒐集するあり本日は歌棄物四十俵は三千九百五十圓の高直に出來せり

歌棄數の子 四十俵 三千九百五十圓

▲**乾鰹** 先行の不引合なる情報に人氣は矢張り目勝ちにて棒鰹は上二貫目内外開鰹は上二貫三四百目の唱ひれど未だ特筆大書すべき程の交戦なかりき

本島棒鰹 八十九箇 二貫七百目

同 同 四十五箇 二貫目

▲**其他** 煮干を初め黒干帆立耳干チカに至るまで品なき爲め更らに取引なかりき

▲**鹽鱈**(尙安人氣) 鮭は一番荷は一貫八百目の好直に取引ありしも二番荷以下漸次安直に落さるべく品待の姿而して鹽鱈の先行の不印に相場は日一日と安直に落して株口物を以て注目せられ居りし米林店分の千六百五十九箇は上中込みにて三貫百目に手合あり桂商店分は品位稍劣れるため三貫三四百目に交渉中なりき

本島鱈込 千六百五十九俵 三百貫目

左に商業の種類及員數並物價表を掲げて前述の不足を補はう。

諸營業調査表 (四十年四月末日調)

營業名	地名	コル	サ	コ	ウ	ラ	ジ	カ	ミ	マ	ウ	カ	計
物品小賣													
		二六二						八一				一七一	五一四

下宿業	牛乳搾取販賣	金錢貸付	倉庫	印刷	屠夫	人力車	小貸	賃座敷	雇人	裁縫	洗濯	屠獸	質屋	寫真	運送	遊藝	遊藝
-----	--------	------	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

二二 | 二二四五五六四三九五七四七八九

| | - | | | | | | | - - 二 | - 二二一五

二六二 | | - | - - | | | - 二 - - 二四二三 |

二二二三五五五六六八〇〇〇一三四

乘合馬車	汽船	湯舟	解舟	俳優	代書	古商	屠賣	娼妓	渡船	理髮	宿屋	物賣	貨物	飲馬	藝食	料理	請負
------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

一五四九五六九四四〇六六〇三三五六一五九四

| | 二 | 四二二一 | 二九九七二三五〇八

| 一五三 | 二八一 | 三四八八 | 三八〇〇七 二六〇

一一一一二二二三三三三三五五七七八九一二
五五六八〇三四六〇一九七八七一〇九九

則が發布された。

第三節 工業

昨年初現在樺太に於ける工業者の数は百五十人内外で、商業者の總數と比較して實に十分の一にも満たないのが分かる、且つ營業開始の時も概して商業者に後れ今漸く緒口に取り懸つた様な始末であるから、生産力も亦多くは未知數に屬し、到底統計的に述べる譯に行かぬのである、今暫く主なるもの、二三を擧げて概略を述べると。

一、製酒

現在酒類の醸造業者は全島を通じ三十九人で、醸造高は清酒千百三十二石濁酒八十五石、二百十七石である。此等は三十九年八月以降普通の製造業として許可して居つたので、その以前に於ては總て北海道其他の府縣から供給を仰いで居つたのである。然しこれでは多額の運賃を要し價格も従つて高く、一升の代價が一圓以上にも上つたので俄かに製造を許可したのである。昨年調査の造石表は

地名	業者	石			合計
		清酒	濁酒	酒	
大泊	六	六三〇	〇	!	六三〇
豊原	五	七〇	!	!	七〇
眞岡	二二	四三三	!	!	五二七
合計	三三	一一三三	!	!	一二一七

であつて、大泊の營業者は六十石乃至百五十石を製造し、豊原の營業者は五十石乃至三十石を製造し、眞岡の營業者は十三石乃至百十石を製造する。又濁酒ばかり五石以内を製造する者が十二人ある

二、製材

目下木工場が二箇所ある。孰れも洋式の鋸を据付けて蒸汽力を運轉する装置である。その中豊原に在るのは大家七平の經營する所で設備は稍完成し、一日に八十三尺乃至百六十六尺の製材をする生産力を有して居る森林の部にも述べたアラクリの製材所は元と樺太廳の經營であつたが今は大野九平に機械を貸付け事業休止の姿である。

三、煉瓦製造

工場は目下四箇所ある。大泊に一箇所、豊原に三箇所、その中豊原に在つて鈴木某の經營に係るものは設備が既に完成し毎年七十萬本を製出する豫定である。樺太政廳はこの事業が公私の建物其他の建築上最も必要なものと認め若干の補助を與へて創設を助けたのである。將來一般の需要者に對して相當の便利を與へるやうになるのであらう。次に豊原に在るもの、他の二は專

漸く緒に取り懸つた始末

製酒

一升の代價一圓以上

洋式の鋸を据え付け蒸汽力を運轉す

事業休止の姿

七十萬本を製出する豫定

一般の營業者とは趣を異にする

小規模の個人經營

最も必要なる有利の事業

海産物を原料とする製造業

資本は少なく規模は小

ら守備隊經理部への納品を製造するもので一般の營業者とは趣を異にして居る。大泊管内ベルワヤバーチに在るものは前記鈴木某の經營する所であるが成績良好でないため廢業するとの噂がある。

四、造船

眞岡管内に三箇所ある。皆小規模な個人の經營で創業日淺く成績の見るべきものは無いけれども、その内坂本庄内の二造船所は昨年中數隻の川崎船を製造して多少の利益があつた水産業者の淵藪たるマウカ方面に在つては最も必要で有利な事業であるから將來益、發達するであらうと思ふ。

五、海産物製造

海産物を原料とする製造業としては大泊に罐詰製造所四箇所、鹽魚製造所一箇所、眞岡に罐詰製造所及鮮製造各所二箇所豊原に沃度製造所一箇所ある、此等は皆最も樺太に適當な生産業の嚆矢で特筆する價値があるけれども惜しいかな規模が小で殆んど試験的企業たるに過ぎない。けれども皆前途は有望であるらしい。外に木炭製造金物製造其他諸種の製造業者が漸く増加して來て、資本は少なく規模は小さいけれども漸次他地方からの輸入品を減じ且在住民に利便を與へることも少くない。中にも木炭及菓子のは最も然りである。

營業者	地名	大	泊	豊	原	眞	岡	計
酒類製造			一				二	三
木炭製造			六		六		〇	一五
金物製造			四		四		三	一〇
菓子製造			四		三		〇	六
蹄鐵工			三		一		二	六
豆腐製造			二		三		五	六
罐詰製造			四		〇		三	六
麵製造			〇		〇		一	三
造船			〇		〇		〇	二
印刷彫刻			一		三		〇	四
煉瓦製造			一		一		〇	二
製材			一		一		〇	二
馬車製造			一		〇		〇	一
味噌製造			二		〇		〇	二
鱈油製造			〇		〇		〇	〇
鹽魚製造			一		〇		〇	一

清涼飲料水製造	一〇〇〇	〇	〇
沃度製造	〇	〇	〇
食麵麩製造	四二	二七	四五
計	一〇〇〇	二七〇	一〇〇〇

諸職人賃金調表 (昨年初調)

名	稱	十二月末賃金	一月末賃金	備	考
大工	一日	六〇〇	五〇〇		
左官	同	六〇〇	五〇〇		
木挽	同	六〇〇	五〇〇		
木屋根	同	六〇〇	五〇〇		
労働者	同	五〇〇	四〇〇		
至自		一〇〇	〇〇〇		

第四節 商業補助機關

樺太に於ける金融機關としては豊原に北海道拓殖銀行支店、真岡に泰北銀行支店がある。前者は主に國庫事務取扱のため、後者は漁業者の便を計つて設立したのであるが、何分商工業が發

金融機關

銀行を利用する丈けに秩序整はず
御役人の月給積立

コルサコフに七軒の質屋

大家の石造倉庫が第一

家屋保険を取扱ふ

經濟的距離の短縮

達して居ないのと移住民が銀行を利用する丈けに秩序の整つて居ない所から甚だ微々として振はない、四十一年三月調の拓殖支店の統計に徴すると、預金は四萬五千圓乃至四萬八千圓位なものでこれは樺太廳の御役人が月給積立と僅小なる商人の預け金、其他の科目は殆んど無い、荷爲替の如きは二百圓乃至百圓位に止まる。泰北銀行も貸出は十萬圓内外で別段書き立てる程の必要も無い。尙此種の機關としては大泊に七軒の質屋があり、真岡、豊原にも一二軒はある。其他高利貸などもある。

倉庫業としては大泊に在る大家の石造倉庫が第一である。西谷回漕店、郵船會社の代理店にも所有の倉庫あり、又陸軍から拂下げになつた木造の大きな倉庫が會社事業になつて居る。真岡にも二三倉庫が無いでも無いが到底完全なものとは言へぬ。

保險事業としては大阪火災保險會社外一社の出張所で家屋保險を取扱ふて居るばかり、陸上貨物などには全然保險しないから不便極つて居る。海上保險は總ての輸送貨物に附し之れは内地と同様である、此種のことにも就ても結論で述べる。

第七章 樺太の交通

第一節 樺太の交通如何

交通機關の設備は時間と勞力との省略を意味するもので、即ち經濟的距離の短縮を生ずるもの

殖民政策の骨子

現状は頗る幼稚

歴史的参考の過去の葬

大阪商船會社の所有船

である。殊に新開地では其開發を促かす唯一の要件で、之が計畫を先にし完備を計るのは殖民政策の骨子であつて、既に古今の殖民史上に明かなことである。

露國時代に於ける樺太は一の流刑島であつて、如何にその交通機關が不完全であつたかは今更説く必要も無い。日本の領有になつてからは銳意之が設備に努めたけれども、如何せん兵馬倥偬の後を承けて諸般の整理施設に忙しく未だ實行することが出来ないので現状は頗る幼稚なものである。然しながら之が完備を計るのは實に急務中の急務であつて今や著々計畫を進めて居るから、現状は歴史的参考の過去に葬られ終れ、開發の實蹟が旭日の東天に冲する如き勢で舉がるのも蓋し遠き將來であるまいと思ふ。今現在に於ける交通の状態を述べて樺太に志を有する諸士の参考に供し將來の施設に資する材料とする。

第二節 内地及海外との交通

樺太外國間の交通としては陸路で露領サガレンに至るもの、外は浦港、元山及び釜山等に至る日本海航路があるがこれは昨年來大泊に寄港しなくなつたので、小樽へ行つて乗船しなければならぬ。

邦領樺太と露領樺太との間には未だ直接通信なるものが開かれない。郵便は總て日本海航路に依つて浦鹽を経由して居る。この航路は補助條件の下に政府の命令する所であつて、大坂商船

七八回乃至十回の遞送

マツカに陸揚する郵便物

通信の生命懸つてこの一線に在り

忽ち馬脚を没して泥田と化す

會社の所有船二隻で大泊小樽函館敦賀浦鹽元山釜山及下の關各港間に年八回の航海を行ふものである。電信も未だ直通を見るに至らず總て内地及浦鹽を経由して居る。

本島内地間の通信は占領當時直ちに之を開始して整備を圖つたが未だ充分の發達を見るに至らない。即ち郵便物は御用船、日本郵船會社定期船及日本海航路の船舶に依つて大泊と小樽との間に毎月七八回乃至十回の遞送をやつて居る。然かし毎年一月から三月まで冬期三箇月間は流水或は結水の爲船舶の航行が自由でないで、唯碎氷設備を有する御用船で大泊或は眞岡と小樽間に毎月二回乃至三回の航路をなし得るばかりである。眞岡に陸揚する郵便物は約十七里の山道を非常の困難を犯し、豊原及大泊に遞送しなければならぬ様な有様で、冬期に至つては實に多大なる困難と不便とを感ずるのであるが、これは現今の事情で止むを得ないとしなければならぬ。内地間の電信は大泊宗谷間の海底電線に依るもので今尙單線であるから時に輻輳遅延を免れない。しかし内地との交通困難なる冬期間には樺太内地間通信の生命は繫つてこの一線に在りといふべしである。

大泊より露領サガレンに通ずる道路は實に樺太内の幹線で、豊原、ガルギノウラスコエ、ドブキ、ナイブチを経、東海岸に沿ふてナヨロに至り、ポロナイ河を溯つて露領オノール、アレキサンドルに達するのである。この道路は露領時代の築造で路幅は三間乃至四間もあるが構造が極く粗惡なためか、一朝雨でも降らうものなら忽ち馬脚を没する泥田と化するので、橋梁暗梁

山道を設けて海岸線を
 廃棄
 國境までは
 完全なる設
 備の必要
 一日の行程
 二十里を越

の如きも假設的のものが多から偶、修繕をやつても直ぐ破壊して仕舞う。特に大泊、ソロウキヨフカ間は海岸線で時々波浪の爲に道路の趾さへも無くなることがあり、又ナイプチからナヨロまでは別に道路の築造も無く、或は海濱砂礫の上を歩みたり或は密林伐開の中を通るので人馬の困難は勿論屢、杜絶の悲運に陥つたので、民政署は改築を急務とし一昨年夏大泊、豊原間、豊原、ドブキー間の道路及橋梁の改修に著手し、又新にコルサコフ、ソロウキヨフカ間に山道を設けて海岸線を廢棄した。斯くの如くにして今や大泊、ドブキー間二十二里の道路は全く舊來の面目を一新して至極安全に車馬の通行を見るに至り、沿道の各村落には驛遞を設けて旅人の宿泊及人馬の繼立に使用して居る。けれどもドブキー以北國境までの間は未だ完全なる設もなく、漁場或は土人部落に宿泊し得るばかりであつて、通行が頗る困難であるから、この地方を旅行せんとするものは、豫め相當の準備を整へなければならぬ。彼の犬橋は冬期此の地方に特有な交通機關で通常八九頭から十五六頭の犬を用ひ、通行の疎らな積雪の上が最も適當である。橋の構造は普通馬橋と變らず、幅が僅かに一尺乃至二尺長さ十二尺乃至十八尺で。其形は小舟の様である。可成的重量を減らすを主眼として巧に製造されてあるから四十貫目迄の荷物は積まれるが主として乗用に供し一日の行程二十里を超えることは容易なものである。この橋はアイヌ土人の専用で一度之に乗ると、良く犬が訓練せられて居るのとその操縦の巧妙なるに驚かない者は無い。ナヨロ以北國境に至る間はギリヤーク土人が馴鹿トナカイを使役して橋を曳かし

未だ開始を
 見るに至ら

函館小樽間
 の定期航路

數隻の碇泊
 を見る

て居るものもある。行旅の用を辨することが多い。

外國間の海運としては前にも述べた日本海命令航路の一つがあつたが樺太よりの直接航路は無くなつて仕舞ひ、他の航路は未だ開始を見るに至らない。他日或は露領サカレン若くは沿海州との間に直通航路の開始を見るかも知れない。現今日本海命令航路に甲乙二線がある、甲線は門司を基點として交通丸を、乙線は小樽を基點として宮島丸を使用し年八回左記各港間の定期航海をする。すべて小樽で連絡する様になつて居る。

甲線 門司—馬關—濱田—境—宮津—敦賀—浦鹽—敦賀—七尾—伏木—夷—新潟—函館—小樽—浦鹽—元山—門司

乙線 小樽—函館—新潟—夷—伏木—七尾—浦鹽—七尾—敦賀—宮津—境—濱田—門司—釜山—元山—浦鹽—小樽

次に内地との海運は先づ小樽大泊間に政府の命令に係る日本郵船會社の定期航海がある。本航路は北海道廳の命令に係る函館小樽間の定期航路に接続するもので汽船二隻を用ひ四月から十二月まで毎月四回乃至五回の航海をする、昨年も本年も使用した汽船は高松丸上川丸の二隻であつた。

又御用船のコルサコフ又はマウカと小樽との間を往復して陸軍の用を辨するものもある。その他自由航路の船舶は毎年一月から三月迄を除いて數隻の碇泊を見ないことは無い。

五等品	同	八	同	一個	二二
小荷物 一才以下	一箇	一八	五石未滿	一個	二二
同 二才以下	同	二四	大樽六才	一個	四八
小荷物 三才以下	同	三〇	中樽二才六分	同	二一
魚菜漬物中樽二才六分	同	二一	同	同	二一
酢 同	同	二一	中樽三才五分	同	二八
同 德利二本拵一才九分	同	一五	中樽二才六分	同	二一
燒酎 同八本拵一才五分	同	一二	魚菜漬物大樽六才	同	四六
麥酒 四打入四才	同	三三	半紙六貫入四才	同	三二
麥粉 五十斤入一才二分	同	一〇	同 塵紙四貫入二才六分	同	二一
砂糖 中樽四才五分	同	三六	判綿 十二貫目十二才	同	七二
同 蓮包三才三分	同	二八	綿 布團十貫目十才	同	六〇
玉子 中樽三才五分	同	三一	素麵 函一才二分	同	一〇
同 函二才	同	一八	同 同二才	同	一六
硫酸 函五才	同	六四	油 中樽二才七分	同	二二
同 二枚拵六才	同	三八	油 小樽四拵一才一分	同	九
疊表 十枚拵三才	同	一九	薩摩芋 俵六才以上	同	三八
薄緣 十枚拵四才五分	同	二九	粟吹 十貫入六才六分	同	四二
	同		洋釘樽十六貫入二才三分	同	二〇

吹蕨 同 三才六分	同	一八	荷車 一輛二十五才	同	一、六〇
卷蕨 同 三才	同	一五	小錨 四貫以上八貫以下	同	二一
石灰 吹二才七分	同	一七	同 八貫以上十二貫以下	同	三二
鹽 三斗入二才二分	同	一四	早切 五本拵七才	同	三九
戸、襖、障子 二枚並三才	同	二〇	空函 二才	同	一〇
板 六分一間一才九分	同	一一	實子繩、棕梠繩	同	七
鯨釜 二十才	同	一、三〇	草履、草鞋、藁繩、木皮類	同	七
白銅 銅	同	五〇	野菜 類	同	七
新銅 銅	同	一、〇〇	石炭 吹入	同	一、五〇
活馬 貨	同	一〇、〇〇	石材 一箇二才以下	同	五三、〇〇
活牛 貨	同	六、〇〇	紙幣	同	二〇

第三節 樺太の交通

樺太の地形は東西に狭く南北に長く、五十度以南でも尙百十里の海岸線を有して居るから、交通は一般に陸に依るより海に依る方が便利なばかりでなく、海岸は概して天然の良港には乏しいが少し灣形をして居る所は決して船舶の出入が出来ないので無。之に反し陸上は山嶽が重疊し密林が繁つて居るから交通は到底容易で無く、從來から陸上の交通に發達を見なかつた

陸に依るより海に依る方が便利

片輪のみの
進歩は駄目

樺太郵便電
信局

のは全くこの理由に依るものである。けれども樺太の利源を開拓し拓殖の進歩を圖らうとするならば片輪のみの進歩では駄目で、海陸兩々相俟つて完全を策せなければならぬのである。今や政府はこの方針で沿岸航海の開始、通信機關の擴張通路驛遞鐵道の施設など著々として計畫を定め漸次之を實行せんとして居るから、程無く交通機關の完備を見るであらうと思ふ。

樺太の郵便電信局は樺太廳長官の管理に屬して居て、普通郵便の全部を開始して居る。本局は豊原に在つて支局は大泊、クシエンナイ、ガルキノウラスコエ、セラルコ、シスカ、ナヤス、ルウタカ、海馬島の十箇所に在つて、大泊、豊原間は毎日一回汽車便、豊原、ガルキノウラスコエ間は隔日一回人夫送りになり、其他も亦隔日乃至一週間の人夫送り或は便船送りになつて居る。

三十九年中コルサコフ(大泊)郵便局で取扱ふた件数は

引		配	
受	達	受	達
通 常	一、〇三六、三三九	通 常	八八二、〇二八
書 留	九、一五三	書 留	一二、九六八
小 包	一、九五七	小 包	五、八七四

函館との通
信統計

又昨四十年中函館との通信統計は左の如く、如何に函館と漁業上の關係が深いかが知れる次第

である。

月次	發 信	著 信
一月	六一三	七二八
二月	七〇九	一、〇四九
三月	九四〇	一、四七六
四月	一一四七	一、八二三
五月	一一二四	一、五八九
六月	一、四四三	一、八〇六
七月	一、七三五	二、〇八九
八月	一、二三四	一、四六二
九月	七三四	一、一三六
十月	六九六	一、〇三六
十一月	六〇五	八三五
十二月	七四二	八二〇
計	一一、四五二	一五、八四九

公衆の便を
計

公衆電報は元と守備隊通信所で取扱ふたが今到る所の郵便電信局で掌理し、公衆の便利を圖つ

て居る。

内地、臺灣、樺太相互間小包郵便料金

二百匁迄	四百匁迄	六百匁迄	九百匁迄	一貫二百匁迄	一貫五百匁迄
三十錢	三十五錢	四十錢	四十錢	六十錢	七十錢

(注意) 一貫五百匁以上の小包郵便物は臺灣及樺太へ輸送又は還付することを得ず

内地臺灣樺太間には普通小包の交換をなさず

内地臺灣樺太相互間に交換するは單に小包と表記するも書留小包として之を取扱ふ。

電報料は内地より樺太までは内地間の二倍で、樺太より内地へは普通の料金である。然しながら二倍とは甚だ高い次第で、凡そ殖民地への便利を計る上から見ても低減するのが至當なるに拘らず斯くの如きは方法の宜敷を得たものと言ひ能はぬ。

電話は大泊、豊原、ガルギノウラスコエ及ノトロの各郵便電信局に於て設備せられてあつて、大泊、豊原の二市街には既に交換の事務が開始されて居る。これは昨年の五月からで公衆に多大なる便利を與へて居るが、加入登記料などは次の如くである。

種別	單獨及共同線加入	連接加入	名義書換料
----	----------	------	-------

甲	金二十五圓	八圓	七圓
乙	金十五圓	五圓	五圓
丙	金十圓	三圓	三圓

甲はコルサコフ乙はウラジミロフカである

電話使用料年額

種別	單獨加入	共同線加入	連接加入
甲	八十四圓	六十圓	十圓
乙	七十二圓	五十四圓	三圓
丙	六十圓	四十八圓	三圓

又昨年八月から大泊、豊原、ガルギノウラスコエの間に電話通話事務が開始された。その電話料呼出料は左の如くである。

加入區域外通話區域		一通話電話料		一回ノ呼出料	
大泊	豊原	三錢	三錢	二十錢	二十錢
豊原	ガルギノウラスコエ	三錢	三錢	二十錢	二十錢
大泊	ガルギノウラスコエ	五錢	五錢	三十錢	三十錢

電話加入登記料

低減するが至當

露領時代に
比ぶれば非
常の進歩

四十年度に於ける電話交換度数は大泊市内二十三萬四千四百三十二回豊原市内二萬二千八百二十五回大泊豊原間及び同地ガルキノ間二萬七千四百三十五回である。次には道路である。樺太の道路驛遞鐵道などは皆幼稚の時代に屬しては居るが、露領時代の當時に比ぶれば非常な進歩である。殊に輕便鐵道の如きは領有後僅かに一年で敷設を終つたのは樺太の交通史上に特筆大書すべき事柄であらう。先づ現在の主なる道路から概略を述べやう。

一、大泊國境間の道路

幹線道路と
しては狹隘
に失す

この道路は樺太の幹線道路で實に貴重なる動脈の任務を帯びて居る。將來殖民地としても最も有望な地域を通過し、多數の村落はその沿道に在つて陸上交通上極めて樞要な道路ではあるが現状は前にも述べた構造の甚だ不完全極るもので車馬の頻繁な幹線道路としては狹隘に失するから遠からず改修の實行を見るに至るであらうと思ふ。

二、豊原、眞岡間道路

車馬の通行
も自由

この道路は樺太の内部と西海岸との連絡線で豊原からダリネエまでの二里間は露領時代から開鑿されてあつて車馬の通行も自由であつたが、それから以西眞岡まで十六里の間は南樺太の山脈が連亘してルウタカ河その間を流れ、山嶽谿谷が重疊して地勢頗る峻嶒であつたためか流石の露國も遂に道路を開く目的を達し得なかつたのであるが、我領有後一番に急設の必要を認め、三十八年中旬から作業に著手し僅々五十日で幅四間の道路を竣功し、大小百餘の假橋梁を架

設して連絡を完うし、三里乃至五里毎に驛遞を設置すると共に又豊原、眞岡間の電線も架けて不完全ながらも交通通信の開始を見るに至つたのである。

三、マヌエ、クスンナイ間道路

この道路は北緯四十八度附近の樺太中最も狭小な部分の東西兩海岸を連絡するもので延長約八里交通上極めて重要な線路であるが、露領時代の工事で極めて御粗末ばかりでなく南樺太山脈が中央を横貫して居るから勾配の急に失する箇所多く、到底車馬を通すことなどは出来ないから樺太廳でも昨年實測を行ひ改築に著手する計畫を立てた。

四、大泊、オチヨボカ間道路

この道路はアニワ灣沿岸と東海岸の連絡線で大泊を起點としサウスチャノスコエを過ぎキムナイ川を縫ひトンナイチャ湖畔に沿うてオチヨボカに達する。延長十五里露領時代の築造であるから道路として見られない。他日沿道に農村漁村の發達を見たならば必ず改築の必要を生ずるであらう。

五、豊原、ルウタカ間道路

この道路は豊原から起り、ブリジネ、トロイツコエ、ウスベンスコエ、ペトロバウロスコエ、ワスリリセンスコエ等を経てルウタカに達するもので延長十一里露領時代の開鑿に係つた。ルウタカはルウタカ河の河口に近く現今樺太廳出張所の所在地で附近の一帯は農耕に適して居る

改築に著手
する計畫を
立つ

延長十五里
露領時代の
築造

唯一の本線あるのみ

干潮の時などは馬通ずるに必要なる設備を要す

し移民の數も少なくないから將來益、發達の見込がある。しかし現今ルウタカに達する道路としては唯一の本線あるのみで而かも築造が不完全であるから人馬の通行は甚だ困難で、冬季積雪の際に馬橋を通じ得るばかりである。大泊から陸路ルウタカに行くには本道路に依ると非常な迂回になるばかりでなく通行の難が前の通りであるからソロウキヨフカ渡船場からス・ヤ川を渡り海岸四里の間を通つてルウタカに至るが良い。又冬季アニワ灣が結氷するとソロウキヨフカから直ぐ馬橋を驅ることが出来る。

六、大泊、アラクリ間道路

この道路は大泊を起點とし南方アニワ灣の海岸に沿ふて居るもので、コルサコフ、メレヤ間チビサニ、アラクリ間各三里は纔かに車馬が通じるけれども中間のメレヤ、チビサニ間五里の海岸は岩石の突出して居る所が多いから干潮の時でない馬を通ずることが出来ない。この沿道には漁場も多く舟楫の便があるから將來交通の完全なる設備を要求するに至るであらう。驛遞に就ては、我領有に歸してから内地を旅行する者が益、増加し交通の不便も甚しかつたから政廳では三十八年九月大泊、ドブキー間に開設を許可し漸次豊原、眞岡間の道路に及した。現在の驛遞は皆私設で相當の補助を與へ官有の露式家屋を貸與し又必要と認められた箇所限り二頭乃至四頭の官有馬匹を貸し與へて居る。その後驛遞營業者に一定の命令條件の下旅人の宿泊人馬の繼立を爲さしめたから一般交通上に多大の便益を與へる様になつた。その箇所及宿料賃

金などは左の如くである。

大泊、ドブキー線 大泊、ミツリヨウフカ、豊原、ノオアレキサンドル、ポリシヨイタコエ、

ガルキノウラスコエ、ドブキー

豊原、眞岡線

ダリチエ、瀧ノ澤、大曲、清水、逢坂、眞岡

大泊、アラクリ線

サウキナバーヂ、メレヤ、ペールイカーメン、チビサニ、アラクリ、

大泊、オチヨボカ線

キムナイ

人馬車橋賃金指定額

賃金種別	馬	車橋	乘	馬	駄	馬	摘	要
一里ニ付		三〇〇		二〇〇		二五〇		三割増
風雨惡路		三九〇		二六〇		三二五		三割増
夜行		四五〇		三〇〇		三七五		五割増

乗馬旅行者で案内者が要ると一日賃金六十錢、馬車馬橋二人以上の乗合であると三割引、普通

案内者一日賃金六十錢

不
充
分
な
が
ら
碇
泊
出
入
の
所
あ
り

營
利
事
業
と
し
て
經
營
す
る
こ
と
困
難
を
生
じ
た
る
命
令
航
路

富之樺太論

豊原	ホムトフカ	ヨミカリ	ヨソカイ	バトレチャ	バトレチャ
著同	著同	著同	著同	著同	著同
一〇、五〇〇	一〇、二〇〇	九、三〇〇	八、五〇〇	八、四〇〇	八、三〇〇
三、四〇〇	三、二〇〇	二、三〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇

榮大町	大泊	バトレチャ	ヨソカイ	ヨソカイ	ヨシカリ
著同	著前	著同	著同	著同	著同
六、二五〇	六、一五〇	九、一〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇	八、〇〇〇
一〇、五〇〇	一〇、四〇〇	九、二〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇	〇、五〇〇
三、四〇〇	三、三〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、三〇〇	〇、五〇〇

二九二

水運は元來天然の良港に乏しい所から未だ發達の域には達して居ないが、それでも不充分ながら大小船舶の出入碇泊の出来る箇所が無いでも無く、河川も亦流水を除去して多少の改修を施したなら舟楫を通ずることが出来る、しかし何分出入の物資も少なく漁村の發達も見ず、漁業に要する人夫なども總て直接内地から仰いて居るのであるから、河川運送又は沿岸海運業を營利事業として經營することが極めて困難である、故に官憲では補助條件の下に二三必要な命令航路を開始せしめ、貨客の交通及郵便の遞送を便にする方針を採つた、その實行した命令航路は西

西谷回漕店命令航路

廻り線、大泊ノトロ、海馬島、ヲコ、ヲハトマリ、眞岡間此外クシエンナイ外四五箇所に至る別線がある。

東廻り線、大泊ミナベツアイロツプ、トンナイチャ間
毎月東西各四回及

鹽谷回漕店命令航路

灣内東廻り線、大泊、チビサニ、アラクリ、ドウブツ、ナイオンナイ、オマンベツ間
灣内西廻り線大泊、トレイチャーチ、ルウタカ、ボロナイボ、リヤトマリ、チイシエサン間
毎月東二回西四回の割で、外にアラクリ及ルウタカ間に各一回の特別航海がある。

東廻り線

大泊	ミナベツ	アイロツプ	トンナイチャ
三、五〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	
四、〇〇〇			
四、五〇〇			

ナ	ウ	ク	ノ	眞
ヤ	シ	ス	ダ	
シ	ロ	ン	ナ	岡
著	發	著	發	著
四	四	四	三	三
			一	一
			四	三
二	二	二	二	二
二	二	二	〇	〇
小	ノ	海	オ	眞
	ト	馬	コ	
樽	口	島	し	岡
著	發	著	發	著
七		六	六	六
一	一	一	一	一
七	六	六	五	五
二	二	二	二	二
五	五	四	四	四

折角の航海
失敗に歸す

渡船料は河
幅の大小に
て差等あり
要するに樺
太の交通は
未だ幼稚は

現住民が雙
肩に懸る大
責任

砕氷船の設備も大に必要である。昨年連勝丸が冬期航海に従事したときは、大禮丸が航海した時
と異なり、不凍港の評あるマウカ港が五百間程結氷したために折角の航海も失敗に終つて仕舞
つたのである。

最後に渡船のことをいふと樺太は湖沼が多く、橋の架つて居ない河川も少なくないから渡船場
を設けて交通上の便利を圖つて居る。渡船料は河幅の大小で差等はあるが大抵五十錢以下十五
錢迄、牛馬一頭に付ては五錢乃至二十錢の割増である。道路も不完全、鐵道も不完全港灣と來ては御話に
要するに樺太の交通は未だ幼稚の時代である。道路も不完全、鐵道も不完全港灣と來ては御話に

ならぬ而して此等は内部産業の開発と相俟つて初めて完成を期するので一朝一夕に愆深いこと
を望む譯に行かぬ。今日までの短日月に茲まで進歩して來た功果は寧ろ稱賛に値するものであ
つて、今後の大成は現住民が双肩に懸る大責任であると言はねばならぬ。

結論

樺太の將來

吾人は彌々進んでこの論を結ぶべく樺太の將來に就て一言を述ぶる時となつた。讀者は吾人が幾章かを費して説明し來つた一斑に依つて如何に樺太が北門の寶庫であるかを了解せられたであらう。然り樺太は實に北門の寶庫、ポーツマス條約に於ける當然の領土、日露戰爭に於ける露國唯一の贈物としても特殊なる開發の力を注かねばならぬ。西比利亞大陸と相應呼して海には千萬圓の漁業收穫あり陸には百億の石炭あり、如何なる人々でも喜んで渡航し瞬く間に三四十萬の人口を數へ百萬二百萬の聲を聞くが寧ろ當然なるべき筈であるに、實際に照して僅か三萬か四萬の住民に止まるには何か此の間に理由が無くてはならぬ。理由は大にある。之れ吾人が大に述べんと欲する所のもので、如何に各章に書いた如く各事業の有望なるを説いても此等に對する政策が不幸にして誤つて居つたならば、橋の無い川も同然到底目的の彼岸に達することが六つか敷いのである。樺太の政策は果して誤つて居ないであらうか、果して殖民地經營の正鵠を得て居るであらうか、吾人が樺太の爲常に懸念する所は全く茲にある。この結論の主旨も亦全く這般の範圍外に出でない、否これが吾人結論の目的である、眼目である。抑も樺

樺太の將來
北門の寶庫

露國唯一の
贈物

海には千萬
圓の收穫

石炭は百億
の噸あり

瞬く間に三
十萬の人口

これが吾人

結論の眼目

滿洲韓國以
上のもの

滿洲熱より
韓國熱

明日の一圓
より今日の
五十錢

太の經營が戦後に於て爲すべき事業の第一であるべき筈は上述の次第でも明かに判ること、滿洲韓國の開發と明りに軒致すべきものでない、否その開發の効果が直接富國上に影響する實に滿洲韓國以上のものがある。試みに問はん、韓國は果して世界三大漁場圏の何れかに在るか、滿洲に果して百億の炭坑があるか、或は吾人の未知數があるかも知れない。然かも現在に於て樺太に匹敵する丈の財源はあるか。無い。然り全く無いのである。それにも拘らず樺太に向つて眼を注ぎ來る士の少ないは氣候が悪いためか、將た治政が誤つて居るためか、乃至僻遠の地であるためか。

滿洲熱より漸次韓國熱に推移し來らんするもの、これ實に我國企業界の趨勢である。空前の株式應募額を出して社會を驚かしめた南滿鐵道の四字は今や世人の頭腦に古くならんとして居る人は滿洲經營を忘れたのであらうか、左様でない。韓國に新たなる東洋拓殖會社が創立せられたからである。醜醉中の韓國熱。實に素晴らしい程盛である。飛驒高山の養蠶家は全村擧つて移住せんと決議したではないか。若し養蠶が韓國に適して斯業の人が出かけて行くならば、樺太には日本國中の鑛山業者などが先を争ふて行くべき筈である。然るに中央資本家の口から樺太の「か」の字も聞かぬ。之れ果して何故であらう。

成程國家經濟の上から見れば何處を先より開發しやうとも任意である。「明日の一圓より今日の五十錢」成るべく便利で利回りの早い所へ行くが得策であらう。然かし殖民地の經營として左

結論 樺太の將來

嗚呼極北の地未だ全く王化に浴せず

樺太經營の眼目は漁業也

中々馬鹿にされぬ大富源

願くば樺太のセシルロイズ出でよ
殖民地は多く農業國

様いふ譯には行かぬ。苟も同時に我利權に收めた殖民地である以上、各、開發の特徴を發揮して獨立經營の實を擧げなければならぬ。嗚呼極北の地未だ全く王化に浴せず、文明の露を蒙らないのであるか遺憾の極と言はざるを得ない。

言ふまでもなく樺太經營の眼目は漁業に在る。若し樺太から漁業を除いたならばその價值の大半を失つて仕舞ふは知れたことである。殊に軍事上の價値は全く零と言つてもよいから、樺太の開發は實にこの一事にかゝるのである。けれども漁業以外に鑛山もある、森林もある。中々馬鹿にされぬ大富源で農業牧畜等亦相當に有望であるから、北溟の孤島有爲辣腕の士が來り會するに遇うならば、將來如何程進歩發達するか殆んど測り知れない運命を有して居る。樺太の經營も亦百年の長計、願くば樺太のセシルロイズ出でよ、樺太のロード、クライブ出でよと念じざるを得ない。

世界列強の殖民地は多く農業國である。稀れには商業のみの目的或は軍事上の目的で殖民地なるものが無いでもないが、嚴格なる意味から言へば軍事上の殖民地などは有り得べからざることである。この故に従來「殖民」なる術語は單に農業といふ小範圍に限られ、殖民地と言へば直ちに土地の肥沃如何を問ふの有様を呈した。英國が北米、濠洲、亞細亞等に有する殖民地、獨逸が南亞弗利加に有する殖民地、其他米佛諸國が有する殖民地が總て農業を主として居るのは勿論で、日本が滿洲、韓國乃至臺灣を殖民地として居るも亦實に農業本位の外に出ないのである。

樺太は此等と大いに異なる

露西亞の亞流を學ぶ必要は斷じて無
歴山二世の犠牲

實に未だ世界に類例無き新創の殖民地

門戸閉鎖主義

何となれば母國に於ける人口の増加と耕地の減少とは到底自給の途を講ずることが出來ず勢ひ殖民地を設けて食物の供給を仰ぐ必要に迫られたからである。然るに北海の新殖民地樺太は此等と大に撰を異にして居る。樺太は農業牧畜にも望があるに相違ないが、是等は畢竟漁業及鑛業といふ大目的に附隨せるものに外ならない。若し樺太に漁利の得るものが無くして、農業により多少の食物を得るに止つたならば、吾人は軍事上にも價値の無い僻遠の地に年々多額なる費用を投じて之を維持し、徒らに世界に對して領土の廣きを誇る露西亞の亞流を學ぶ必要は斷じて無いのである。かの露西亞が我と千島を交換した目的は歴山二世が野心の犠牲たるに止まつて、爾來單に囚人を送り殆んど形式的に開拓せしめたもの、漁利の大なるに氣付くべく餘りに遲鈍であつた。斯くの如く樺太は漁業を以て生命として居る。既に漁業を生命として立つた以上、樺太は農業殖民地にあらずして漁業殖民地たる實體を具備して居るものである。漁業殖民地、これは實に未だ世界に類例無き新創の殖民地で、世界の經濟史に一頁を飾るべき愉快なる事實である。世界三大漁場の一に位して各國の有せざる殖民地を領する我日本も亦誇りとすべきでは無いか。

斯く有望なる漁業殖民地に人の集らないは抑も何故か、樺太政廳が根本に於て殖民政策を誤つた、門戸閉鎖主義を取つた、これが抑も最大の原因である。然らば門戸閉鎖主義とは何であるか。政廳が殖民を歓迎する様にしなから來らぬのである。既に對岸近く北海道の舊殖民地を

樺太は一時
的の出稼地

六七十萬圓
の漁業料

漁業の根據
は函館小樽

マツチ箱の
やうな汽車
マウカの外
は冬期凍る
一文の金も
落ちて來な
い

非道いのは
密輸出も遣
りかねぬ
十二三萬圓
の伐採料

残高二十二
三萬圓は純
然たる國庫
の歳入

成行主義

樺太の漁業
經營に於て
大なる缺點

控へ、又滿洲朝鮮などの新殖民地があるから餘程待遇を良くしなければ殖民の實の擧るもので無い。如何に形式的に舊式露人の家屋も貸付ける、麥や豆の種も與へる、牛馬も貸與するにしたら所で、樺太如き偏頗なる漁業殖民地に利益の見込立たずして留まる者は無い。

今の樺太は殖民地にあらずして一時的の出稼地である。漁期になると澤山の漁夫が北海道やら東北地方からがや／＼群集して來て、大變賑やかな様であるが、さて漁期が済むと一漁場に數人の留守居を残して置いて皆去つて仕舞ふ。樺太の富を悉皆漂つて持つて行き、樺太廳は僅かに六七十萬圓の漁業料で萬事を維持するといふ有様、國家といふ上から見れば何でも無いもの、樺太の獨立經營から見れば實に割の合はぬ次第である。内地開發の實など斯くの如くにして果して行はれるであらうか、漁業の根據は函館小樽で、營業者は無論北海道の精華ともいふべき紳士諸君でもあらうが、樺太から見れば別に有り難くもあらず、マウカなどは西海岸唯一の不凍港と誇るもの、樺太のマウカにあらずして北海道のマウカたる觀ある、恰かも戦争以前の長崎縣稻佐が露國の如く思はれたのと好一對で、少し極端な話であるがこれは全く實際であるこの上交通の便は無い、汽車といつてもマツチ箱の様なもの、眞岡の外は冬期凍つて仕舞う、農業の保護が不充分である、漁夫に供給する物資も無い、漁夫が根據地から一切の食料なり用品を持つて來て用事を済ます、樺太そのもの、上には一文の金も落ちて來ない。これでは甚だつまらぬ話で既に過去三年間の經驗に照しても當局は今に何とか工夫を付けるべき筈である。

加之ならず留守居を命せられた漁夫は平氣で森林の伐採を遣つて居る。これは無論樺太廳の無代拂下であるが、彼等は自分さへ良ければ樺太の經營位如何なつても構はず、どし／＼と伐採を行ふ。漁舎を立てる。小漁民に賣り付ける。甚だしい亂暴をする。非道いになれば密輸出をも遣り兼ね間敷き有様であるとの話、官では何の必要があつてこの様な出稼人を歓迎して居るのであるか、専門技師の調査によれば建網漁業家から十二三萬圓の伐採料を上げることが出来る、其他木材輸出十萬圓、内地の製材五萬圓合計三十萬圓の收入があるとして經費四五萬圓を差し引き残高二十二三萬圓は純然たる國庫の歳入となるので、何も土地使用料の二萬や三萬の金を徴收するにも及ばぬことである。樺太の森林政策が誤れること斯くの如く、恰かも自分の刀で自分の腹を切つて居ると變りはない。若し森林權を擔保として、一千萬圓の島債でも起さうものなら、富源開發の勢は素晴らしいことであらうに、又森林法制定の場合には木材輸出會社も製紙會社も起せるだらう、滿韓内地の輸出を一步進めて歐米にも出せるだらうに斯様な英斷も無く成行主義に任せて其日暮しの出稼策に嚙り付いて居るのは随分おかしな問題である。

樺太の漁業經營に於て大なる缺點は獨り建網のみを公許して刺網を絶対に許可しないことである。久しい間の問題も先日解決した様であるが既に漁業を以て本位とするからには刺網に限らず小漁業者一般を漁村漁村に植ゑ付ける方法を取つて永久の財源を維持して行くが經營の宜敷を得たものである。樺太政廳の有司は建網絕對の經營法を以て北海道地方の如く刺網建網兩漁

消極的事
勿れ主義

求心力と遠
心力

北海道なり

業者の紛擾絶えない様な弊害は未だ曾て之を認めないから建網漁業者に取り最も慶すべきことであるなど言つて居るが、これは極めて消極的事勿れ主義で、言を漁夫の紛擾に籍りたる苟安の退嬰策であると言はれても仕方があるまい。苟も進歩開發を旨とすべき殖民地では何事でも甲乙二箇のものを對照させてその間より眞の精髓を得る途を講じなければならぬ。求心力と遠心力とが兩々相俟つて車の回轉が出来たる如く、總ての經營は所謂共食政策より見出すが至當であり順序である。政廳は小區劃の雜漁業者をして主に鱈漁業で漁民一家の生計を支へしめんとして居る様に思はれるといふ人もあるが、網漁業に依らず釣漁業ばかりで生活を立てんとするのは殆んど不可能の漁業を漁民に強ゆるものである。天下中を探しても寡聞斯の様な事實を聞かない。釣漁の技術は全國に冠との評ある山口、島根の漁民でも網漁業に依らずして生活を立て、居る者は無く、北海道中根室、天鹽、利尻、禮文の鱈漁業は最も盛であつても尙鱈刺網漁業で家計を立て、居るではないか。

凡そ昔しから刺網を拒むものは大要二説あるに過ぎない。一は刺網漁獲法の極めて舊式な上に賃金との收獲比準が頗る不經濟なりとの説で、一つは建網業者との紛争絶えることが無いから取締の方法に困るとの説である。成程刺網は舊式で收獲が少ないかも知れない。然しながら實際に照し新式なる建網のみが必しも重寶なもので無い。舊式であるから駄目であると一概に排斥するけれども樺太だけで通用するかも知れぬが北海道なり歐洲へ持て行けば誰も相手にして呉

歐洲などへ
持つて行け
ば誰も相手
にして呉れ
ぬ大資本は自
ら大資本の
用を辨す

巡邏船の手
前を胡麻か
す

殖民の目的
と矛盾
官民一致北

れぬ。勿論大資本を以て建網の大計畫を立てれば收支の益金が小資金の刺網より生ずるものに勝るのは當然である。何も不思議なことではない。然し民生は千種萬別で悉く大資本漁業者たることが出来ない、大資本は自ら大資本の用を辨じ、小資金亦自ら小資金の途を得、大小長短各、適所に向つて活動し、初めて開發の實が擧るのである。樺太廳は六七十萬圓の漁業料を見込んで建網業者のみに漁業を許可して居るが、建網業者の暴戻は甚しいもので山林を盜伐したり、雜漁業者に命じ曳網をもつて漁獲せしめたり、巡邏船の手前を胡麻化したり、其他あらゆる悪事をして隠れたる間に樺太の富を傷けて居る。金額に見積つても大した高で漁業料などに比べて甚だ割の合はぬ有様である。こゝに來ると刺網業者の方がどれだけ目に見えぬ間に大きな貢獻をするかも知れない、一切の漁具漁夫を内地から運搬して來て、その漁獲物は又サッサと内地へ輸送して終ふ、御負けに彼等が本島に在留するのは一漁期間丈けといふ建網業のみを守つて居ず、大に刺網漁業を免じたならば薄資の者でも出來得るから、漁具其他の日用品なり漁夫の如きも本島の需要に待つであらうし、且つ漁獲物の如きも本島在住の商人と直接取引をするであらうから勢ひ開發の實が擧るに相違ない、樺太廳が建網業者のみに漁業を許可するのは小漁業者の渡航を禁止するに外ならない。これではいくら移住を奨励しても何の役にも立たないのである。殖民の目的と矛盾するも甚しい。況して紛争に懼れを抱く位ならば寧ろ始めから漁業を許可しない方がよい。官民一致北門の新天地を開拓しなければならぬ必要に迫つて居るにも拘らず、一に

門の新天地
を開拓しな
げればなら
ぬ

特典もこれ
だけあれば
申分無し

角を矯めて
牛を殺すも
の

大間違

極めて慾深
い取り方を
する

富之樺太論

多数の漁業者を壓伏せんとするのは果して何を苦しんでかと思はざるを得ない。畢竟當局に確定した方針が無いからで、もういゝ加減に立ちそうなるものである。いくら刺網がアイヌの舊物でも沖合の鯨漁獲は建網で役に立たぬ。漁業術の進歩せる那威でも英國でも乃至鼻の先の北海道でも刺網を使用して居るに、何故樺太ばかりが兩法許可制を取らないのか、刺網壓迫の根據が無いではないか。

政廳は常に魚族の蕃殖を害するといふて刺網を許可しないが、建網業には別に副網を許して居る。特典もこれだけあれば申分無しであるが、樺太開發には差して貢獻無き出稼連中に與へて實際の小漁業家には何等の恩恵が無いのである。これが抑も小漁民の不平を増す原因であると思ふ。何が故に刺網を禁止したか、これは先年鱈漁業の不利があつて、うるさい程何やかや請願が來たので當局は大方毎年こんなものであるだらう位の考より實行したに過ぎない。

斯く言へばとて何も絶対に建網業を禁止せよなどいふ極端論を唱へるものではない。斯くの如きは所謂角を矯めて牛を殺すもの、蛇蜂取らずになつて仕舞うので、唯建網漁業を許可すると共に小漁業も亦許可せよといふのである。從來より五十萬圓乃至六七十萬圓の收入が建網漁業者から納まるに得たりとし、唯一の財源が建網に待たなければならぬ如く思ふは大間違ひ、何となれば建網業者は前にも述べた如く多数の使用者を有するに乘じて極めて慾深い取り方をする。一尾も餘さず捕へんと努めて居るから却つて蕃殖を害するのみでなく、其の中礦山が開發せら

どうもあや
ふやな頼り
無いものに
信を置いた
ものだ

山は坊主に
されて

百年の大計
は目前の小
計より大切
である
冷々たる風
馬牛同前
である

國旗の輝け
る下に安心
して仕事に
従事する

結論 樺太の將來

れて河が石炭臭くなつたり、森林が伐採せられたり或は潮流の關係よりして沿岸に近づかない結果になり、沖合でなければ獲れぬやうになれば當局は果してどうするか、財源が枯渇して仕舞うではないか、どうもあやふやな頼り無いものに信を置いたものだ。數年ならずして樺太の沿岸に漁獲が無くなつたならば大資本に富める建網業者は何時まで樺太に戀々として居らぬ。樺太廳には恩も義理もないといふ調子でサッサと沿海州なり白令海に適所を求めて逃げて行くに相違ない。此時に際し、税金は上らず、人は居ず、山は坊主にされて果してどんな成算があるか、與り聞きたい。苟も樺太の領有が一年二年と限れるにあらず、永久の領有である以上、百年の大計は目前の小計より大切である。彼建網業者なるものはたとへ一時的に財源の貢獻をしても、移民の出稼性質のものであるから利を追ふて來り利が無ければ去つて仕舞ふ。冷々たる風馬牛同前である。既に樺太は殖民地である。漁業殖民地である。漁業殖民地には漁業殖民が必要で、出稼的の移民は別段必要でない有難くない。さればこの際建網以外の場所でも蕃殖を害しない限り刺網組合を設けて刺網を許可するか、或は小規模の建網法を布くとかして、網の如何を問はず、小漁業家の營まれ得る方法を取らねばならぬ。土著性の漁民これが眞正の殖民政策の骨子で、元來露領時代から出稼の習慣性になつて居つたにしろ最早今日は我國の領土で航海の便もあれば監督官廳もある。國旗の輝ける下に安心して仕事に従事するのであるから是非殖民にしなればならぬでないか。好例として一事を擧げるが、占領當時から三十九年にかけては家の建築

そう樺太樺
頭に黄金が
落ちて居る
てもまいし
資本の薄弱
な者は丸で
苦しみに行
く高税金を
拂はねばな
らぬ腰掛的

断然たる改
良の所置
收獲高の多
寡に準ず

年中嚴密た
る監視
實は役人の
遊び船

大日本水産
會社が申譯
的にやつて
見たる無形
なる損失莫
大

西比利亞及
歐露本國
はこの上な
る顧客

西比利亞鐵
道を利用す

天の與ふる
時に取らな
ければ却つ
て災がある
とかや

が盛であつたけれども昨年五六月から、とんと建たなくなつた。そう樺太樺太といつたつて路頭に黄金が落ちて居るでもあるまいし、小漁民に手厚き保護を與へると共に航海の便と輸出と産業の奨励を計り一日も早く開發政策を確立しなければ續々住み込んで來るものでない。一體元來當局は漁業に酔ふて利源を増す方法を取つて居らぬ。資本の薄弱な者は丸で苦しみに行く様なものである。治政の遣り方が萬事究屈で、高い税金も拂はねばならず、土地の所有は許可せられずして使用料を收めなければならず、物資の供給すべきものもなく需要先も無く、寧ろ北海道の方へ行くがよいとの觀念を起すも強ち無理で無い、永久的の商工業家もなく多くは腰掛的であるのはこの理である。

それから漁業料であるが、現今は優先權と競争入札の二つになつて居り、樺太廳に納める金高は人に依つて異つて居るから、勢ひ不公平を免れない、こんな鹽梅式では到底漁民の待遇に力を注いで居るとは思はれないから、これ亦當局が斷然たる改良の所置に出で、欲しい、即ち現行の漁業料徴收法は全然改善して、收獲高の多寡に準じ之を定めることにしては如何か、これが最も至當であり且つ公平にして漁民に満足と與へる所置であらうと思ふ。勿論これには密獵の悞が添ふて來るといふ懸念もあるであらうが、巡邏船の數を増して年中嚴密なる監視さへすれば何も文句の無い話である、今の巡邏船は何の様なか、名義計りの巡邏船で實は役人の遊び船、斯様な調子では樺太開發も到底駄目な次第であるまいか。

又樺太廳はラクマカに水産試驗所を設置して魚粕製造器と鯨鯨製との試験に従事したは結構である。然しながら鯨の多くは從來から魚粕に製するのみで鯨鯨に製するのは甚だ稀である。大日本水産會社が申譯的にやつて見たが小規模の見本的では役に立たぬ。魚粕とせば一尾一厘二三毛に過ぎないけれども鹽藏とすると少くも三四錢の高價に上る。斯くの如くにして高貴な豊富な鯨を單に魚粕ばかりの製造に投ずるのは甚だ惜しむべき限りで、無形の上に莫大なる損失をして居るのである。然かもこの有望な鹽藏鯨の販路はどうであるか、無論内地にも幾分の輸出は望があるけれども、かくの如く多額な鯨を國民の口に満たし得べくもなく勢ひ外國に輸出するが上乘である。幸ひにも西比利亞内地及歐露本國はこの上無き顧客で、歐露のみならず歐洲人の食膳に上るが常である。炯眼にして遠大なる志に富む企業家は深く茲に思を致さなければならぬ。即ち眞岡を中心點として浦鹽斯德と連絡するとか或は近き將來に實現さるべき黒龍江線ハバロフスク、ストレンスク間の竣功を俟ちてニコライスクと連絡することかして兎に角西比利亞鐵道を利用し、直ちに歐洲なり西比利亞内地なりへ輸送する途を講ずることが最も必要である。天の與ふる時に取らなければ却つて災があるとかや、鯨漁の華客に歐洲を有して居るのは實に天が樺太に與へた最上の賜である。若し徒らに躊躇を事として眼前の小得失に戀々とし最上の機會を逸するが如きことがあつては、東洋に於て新に經濟上の活動を初めた露國は直ぐに私の販路を遮斷し、更に輸出の途が無い様にして仕舞うであらう。さなくも露國が沿岸州の鯨漁

樺太廳は何
やにして居る

無責任も甚
だしい哉

何が何やら
五里霧中

出稼的の根
性打破

冷蔵船の建
造

業に奨励と保護を加へて居るは非常なもので、北樺太の開発にもアレキサンドル府を築港するやら罪人囚徒を送るを止めるやら、鑛業、森林其他の産業に獨逸人の放資があるやら瞬く間に我を壓迫し終るに相違ない。樺太廳は何をして居るやら、いくら産出を奨励しても販路無き産出は少しも利益が無い。樺太廳で産出を激励する位ならば何ぞ之と共に販路を開く途を講じないか。二三技師の報告と一片の雜誌雜録を唯一の盾とし金科玉條として百年の消長に關する大問題を解決し去らんとするは無責任も亦甚しいではないか。元來鹽藏にするには小鯨の方がよい、北海道の釧路厚岸あたりではドシ／＼小鯨を取らせて居る。然るに樺太ではこれと反對で全然獲らせない。けれども陰へ回れば「油鯨」といふ名で漁民が密獵して居るに氣が注がぬ。かくの如く一定の方針なるものなく、何が何やら五里霧中の姿である。

近來樺太の漁業は著しく雜獵の方にも進んで來た。然かもこの雜漁業は鯨や鱈など、違ひ、殆んど絶え間なく行はれるのであるから出稼的の根性を打破すると共に、年中永住の考へを起させるに最も適當である、かくして雜漁業者が此地に固著しその業に樂みつゝある間、所謂需要供給の原理に據つて商業なり工業なり其他各種の事業がドシ／＼勃興して來る、殖民政策もどうかこの邊から考へて貰ひたい。そこで此等殖民的雜漁業者の待遇を良くするには如何したら宜いか、その方法の一として冷蔵船の建造は是非必要であらう。

先づ官憲で少々費用をかけ冷蔵船の二三隻も建造する、荷積料として無論僅かな實費位は徴收

唯一の美果
法を収める方

日本橋魚河
岸あたりの
店頭

日本海の波
濤を蹴る

するも宜からうが大概ならば無賃として漁民に便利を興へる。かうなると漁民も自然その業務を擴張し、悠々と心に安じて精を出す。殖民政策なるものは頭からガミノ、移住民を窘めつけた所で到底成功せぬので、要は官民一致お互に助け合ふ、これが唯一の美果を収め得る方法である。冷蔵船の二三隻は可なりの費用に相違ないが、之に依つて漁民の受くる利益は果して如何程であらうか、必ずこの費用を補ふて餘あるに相違ない、而してこの利益はやがて樺太そのもの、富である、今冷蔵船を使用するとすると假りにその日の朝獲れた生魚は直ちに船積として青森に仕立てる。この時間が二晝夜、それから青森より東京迄一晝夜として合計三晝夜か、れば、新しい美味しい魚が日本橋の魚河岸あたりの店先に並ぶ。而して東京市民二百萬の口に入ることも、ない。又東京のみならずドシ／＼と關西地方までも持つて行く、かうなれば樺太漁業政策も成功したと言つて宜い。たとへ今日この種の設備が無く、官憲は漁民窘めばかりに日を費して居つても、薛かぬ種は生えぬで到底殖民の實を擧げ得相にも無いから何れ必ず驕然と政策を改める日が來るべき筈である。この日が來た時直ちに冷蔵船は日本海の波濤を蹴つて津輕海峽を往來するであらう。

それから鹽を製することも少しは考へて貰ひたい、雜漁の進歩と共に内地販路の種々なる製品が出来るに相違ないが之等は最も小資本を以て經營し得、利益を見ることも早いであらう、森林その政策を誤り、漁業その政策を誤り、お負けに鑛山も亦誤つて居る。現今鑛山の採掘を許

鑛山權を與へて居ない

門戸開放主義を取らぬ様子が山

天賦の寶をもち腐りにしてはならぬ

堂々牧畜と銘打つて

現今の最急務 一千萬圓の

可して居る場所は東海岸一帯の極く悪い炭坑で西海岸の有望なる所は鑛山權を與へて居ない。であるから折角來ても何一つ事業が無い。事業無く見込立たない所に大資本を投ずる雅量家もあるまいと思ふ。以上少しく現今の缺陷を述べたが何も穴探しをして自ら快とするものでなく、一意樺太の將來を思ふからで、樺太開發には是非とも小漁民を植ゑ付け移住民を歓迎するてふ門戸開放策を取らねばならぬ。

ナヨロ出張所長の談話によると東海岸にも鑛が獲れるとのことである。その海岸一部には數の子が山の様に積まれて拾つて來るだけでも三千や四千の金は得られるとの話、これに依つて見ると東海岸の開發も大に注目すべき價値がある。何れにしても天賦の寶をもち腐りにしてはならぬ。序に農業と牧畜のことに就て一寸述べたいのは前にも書いた如く、いくら農業や牧畜が有望でも漁業と鑛山、森林が無ければ取り立て、八ヶ間敷いふ程の問題で無いことで、農業といへど米は出來ず、僅かに在島住民の需要に應じ得る丈けは出來るであらうが到底輸出などは今日の處絶望であるし、牧畜も露領時代にはバターなり獸肉なりの必要であつた所から盛んであつたが、今日穀食の日本人が代り住んでは、ホンの副業としては可からうけれども堂々牧畜と銘打つて本業にする者も少ないこと、信ずる。

現今の最急務は眞岡、豊原間、東海岸ナイブチ、豊原間の鐵道敷設で、大泊、豊原間の輕便鐵道も是非改修しなければならぬ。又ナイブチ炭山とマウカ間の炭鑛鐵道これは一千萬圓の資本があ

資本があらば出來る

早晩樺太に手が付く百億圓の石炭が有るとは露國人も氣が

築港が無くては大汽船も入つて來ぬ

冷蔵船

れば出來る話で官民合同として大に開發するもよい。我國の九州炭は今や拂底の有様で、磐城炭亦不足を告げ北海道炭が全盛である。しかし北海道炭とて何日まで無限に埋もれて居るのでないから早晩樺太に手が付く時が來るに相違ない。百億圓の石炭があるとは流石の露國人も氣が付かなかつた所で、若し媾和當時このことが知れて居つたら、償金が取れぬといつて騒ぐにも及ばなかつたであらう。北鐵の宗谷線も早晩竣成するからノトロ岬まで鐵道を延長して内地との連絡時間を短縮するも必要である樺太縦斷鐵道も早晩敷設せられなければならぬ。露國との親密を計る上にも勢ひ必要であるから、其他東西沿海補助航海、沿岸各漁場の連絡道路工事、クヌンナイから東海岸に通ずる道路、灣内よりトンナイチャ間の開發道路、各農村に通ずる道路なども急務中の急務である。

倉庫業に保險業の不完全では物資の安全を計る譯に行かず、築港が無くては大汽船も入つて來ぬ。築港に就ては眞岡は勿論、大泊も樺太の玄關として是非必要である。大泊の附近サイナバーチは解氷一箇月早く従つて船が一箇月早く來られる便利もあるが、現今大泊の方が萬事の設備もあり整頓して居るから築港は矢張り大泊の方がよからうと思ふ。碎氷船の設備も必要であらうし、又冷蔵船、これは生魚をその儘船に積み込み無代價の水(樺太では持つて來い)で冷蔵の設備をする船であるが、この船ですると小樽や函館で積みかへる面倒も無く、直ぐ横濱でも神戸でも行くことが出來、今後は勢ひこの種の船が出來るに相違ない。

銀行業も甚だ不完全

理想の殖民

而して政廳が眞に斯業發展の策を講せんと欲したならば、自ら進んでこの冷蔵船を建造し大に進取の先鞭を著けなければならぬ。絶えず數艘も準備して置いて交はるゝ無償で運搬する程の勇氣がなければ仕方が無い。銀行業も甚だ不完全で拓銀の支店位に頼る譯に行かぬ。臺灣に臺灣銀行あり、北海道に拓銀あるが如く、樺太にも樺太拓殖銀行を設立して金融機關の完備を計るか、但しは英國の東印度會社をして一部の行政權迄も附與し殖民政策を遣らした如く、近くは滿鐵會社乃至東洋拓殖會社の様に、二千萬圓位の資本金を以て一大會社を創立し、長官が其總裁を兼任して鐵道權もやれば鑛山權も附與し、森林も漁業もあらゆる本島生産事業をして同會社に經營せしめ、理想の殖民地を造つた方が宜いではないかと思ふ。

採炭目論見書 (参照)

民政署囑託片山理學士の樺太島「ナイプチ」煤田開採の意見に關する炭礦鐵道汽船株式會社起業目論見書左の如し

樺太炭礦鐵道汽船株式會社起業目論見書

一金壹千萬圓

總資本金額

内

金二百五十萬圓

第一回拂込金

内譯

金六十萬圓	汽船三隻買入費
金百十二萬圓	鐵道敷設費(五十六哩)
金二萬五千圓	鐵索架設費
金二十五萬圓	汽罐車礦車費
金八萬圓	蒸汽々罐設置費
金七萬圓	ポンプ及送風器費
金五萬圓	棧橋及起重機設置費
金五萬圓	撰礦器及洗礦器費
金二萬五千圓	鑿岩機及礦器費
金五萬圓	試錐費
金五萬圓	支柱及煉瓦費
金二千萬圓	電話架設費
金七千圓	電燈架設費
金一萬一千圓	工場及倉庫設立費
金二萬圓	社宅及坑夫舎設立費

結論 樺太の將來

金三萬圓 豫備金
 金一萬圓 創業費
 金五萬圓 運轉資金
 以上

樺太炭礦鐵道汽船株式會社一箇年間收支豫算書

收 入

一金二百十六萬圓 石炭賣上代金

但一日出炭二千噸として一箇年間(冬季三箇月間休業と看做て控除)の採掘高五十四萬噸一噸平均四圓の計算

支 出

一金二百〇四萬五千圓 總支出額

内

金九十七萬六千圓 採掘費
 金五萬圓 營業費及諸雜費
 金七千五百圓 諸税金
 金一萬圓 創業費

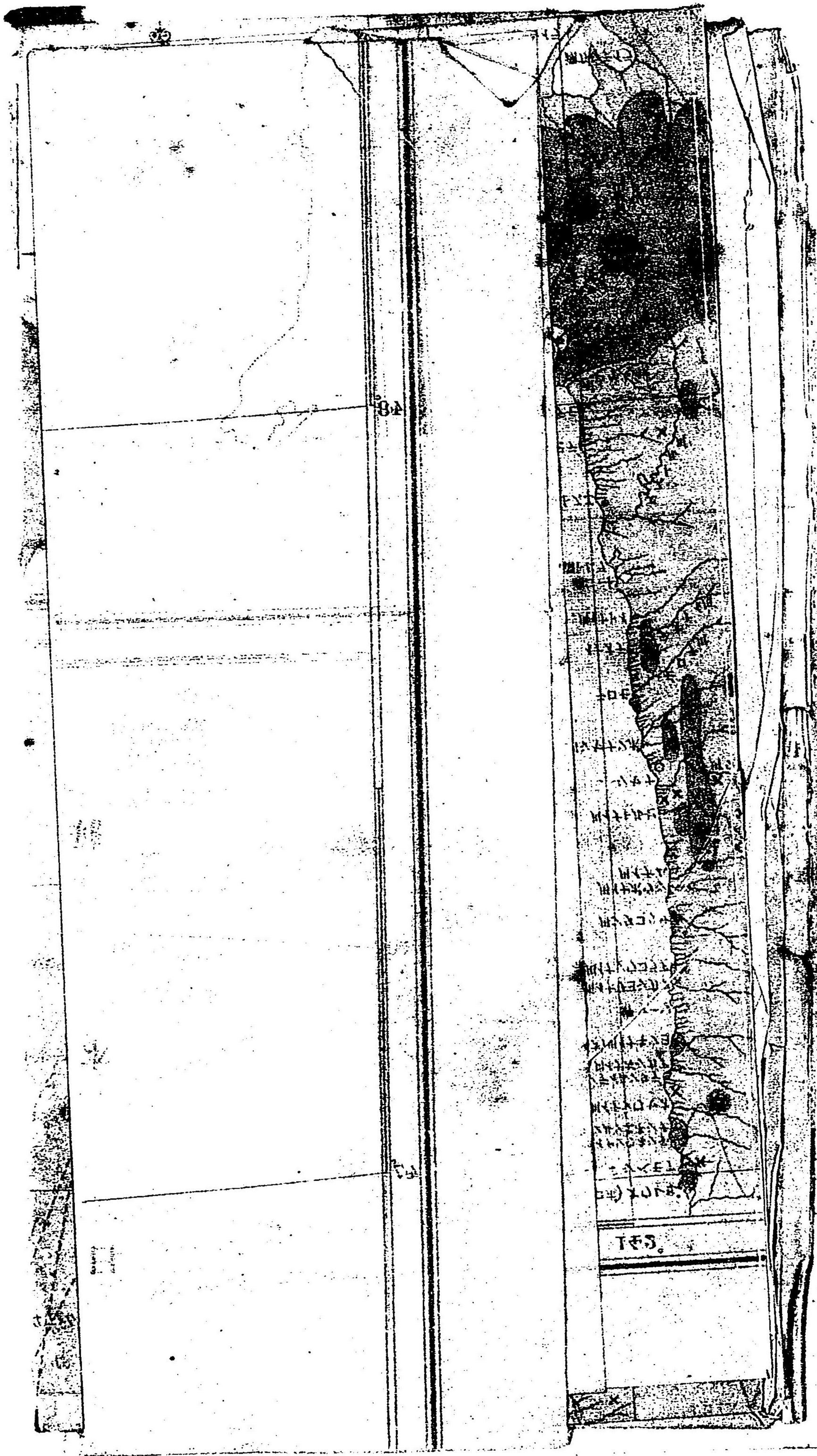
差引殘金百一萬四千五百圓

内

金四萬五千圓 準備金
 金五萬圓 別途積立金
 金九萬圓 役員賞與金
 金八十七萬五千圓(年三割五分) 株主配當金
 但内一割に該當する二十五萬圓は配當を爲さず礦區汽罐諸建物に對する基金として別に積立置くものとす
 後期繰越金 金五萬四千五百圓

斯くの如く
 有望
 官吏多くし
 て船山に上
 る
 國家の大損
 失
 根本に於て
 誤つたる政
 策は永久に
 禍根を残す

要するに樺太の將來が斯くの如く有望で爲すべき事業の累々横はれるに拘らず、官吏多くして船山に登る(或人の樺太經營評)的の方策で、あれかこれかと思ひながらも一定の方針に出でない爲、以上述べ來つた如く寂莫たる有様で、滿洲に先せられ韓國に先せられ、北門の隅にその日暮しをやつて居るのは、莫大なる富源を有するからでも國家の大損失と言はざるを得ない。何分殖民地の經營は日本での新問題で目下研究準備中に相違なからうが、研究中だとして準備中だとして現在の開發を忽がせにする譯にも行くまい。根本に於て誤つたる政策は永久に禍根を残すものであるから、當局は一日も早く殖民的の方針を確立し、世界に漁業殖民地の模範を示さなければ



ものである
北海道旭川
より位
暖かい
三千年來の
精華を示す
べき日本男
兒の大寶
庫！
世界の
漁業殖民政
策

富之樺太論

三二〇

ばならないのである。人は樺太の氣候が寒烈であるといふが決して寒氣に堪えざる如きことな
く、北海道旭川よりは寧ろ暖かい位で、現今東北振興策など、騒いで居る東北地あたりの方難澁
民は速かに樺太に移住し新運命を開拓すべしである。樺太だとして人の住めない道理も無く。世界
の中心舞臺に立ちて三千年來の精華を示すべき日本男兒が寒さ位を恐れて何が出来ぬ。終りに
臨んで言ふ、樺太は隠れたる世界の「大寶庫」、この「大寶庫」を開くには「漁業殖民政策」を要する
「大寶庫」！「漁業殖民政策」！二つを並べてこの編の結びとする。

北門之
寶庫
富之樺太論終

附

錄

北門之實庫
富之樺太論附錄目次
樺太法令類聚

官制

- △樺太廳官制 四十年三月十四日 勅令第三十三號 附一
- △樺太廳醫院官制 四十年三月十四日 勅令第三十四號 附六
- △樺太廳郵便電信局官制 四十年三月十四日 勅令第三十五號 附七

官規

- △樺太廳職員官等給與令 四十年三月十四日 勅令第三十六號 附八
- △樺太廳職員特別任用令 四十年三月十四日 勅令第三十八號 附二〇
- △技師屬技手增置並囑託員雇員使用ノ件 四十年三月二十五日 勅令第五十八號 附二
- △鐵道ニ從事スル判任官特別任用ノ件 四十年四月三十日 勅令第七十三號 附二
- △樺太廳令公布式 四十年四月一日 廳令第一號 附三
- △樺太支廳令公布式 四十年七月三十一日 廳訓令第六十五號 附三

附錄目次

△樺太廳分課規程	四十年四月一日	應訓令第一號	附 三
△樺太廳處務規程	四十年四月一日	應訓令第三號	附 六
△樺太廳支廳事務分掌規程	四十年四月一日	應訓令第五號	附 二〇
△樺太廳支廳處務規程	四十年四月一日	應訓令第四號	附 三
△徵收分掌官仕拂命令分任官ノ件	四十年四月一日	應訓令第六號	附 二四
△歳入ヲ徵收スル官吏出納官吏及出納員任命規程	四十年四月一日	應訓令第二十三號	附 二四
△歳入徵收分掌官交替任命金庫ニ通知ノ件	四十年五月十四日	應訓令第四十九號	附 二五
△樺太廳郵便電信局分課規程	四十年四月一日	應訓令第三十一號	附 二六
△樺太廳郵便電信局分掌規程	四十年四月一日	應訓令第三十三號第三十三號	附 二六
△通信雇員規則	四十年四月一日	應訓令第三十四號	附 二六
△巡查休暇規則	四十年四月十五日	應訓令第十四號	附 二五
△巡查看護歸省其他缺勤取扱手續	四十年四月十五日	應訓令第十五號	附 二七
△樺太廳文官普通試驗細則	四十年十月二十四日	應告示第六十九號	附 二六
△樺太廳文官普通試驗手續	四十年十月二十四日	應告示第六十九號	附 二六

給 與

△樺太ニ在勤スル文官ノ加俸ニ關スル件	四十年三月十四日	勅令第三十七號	附 三
△樺太廳巡查ノ在勤手當、給與品及貸與品ニ關スル件	四十年四月十七日	勅令第二百二十四號	附 三
△内國旅費規則中改正ノ件	四十年六月十二日	勅令第二百二十六號	附 四
△樺太廳職員旅費規則	四十年六月十四日	內務省訓令第十號	附 四
△巡查看守退隱料及遺族扶助料法施行令中改正ノ件	四十年五月四日	勅令第九十號	附 四
△囑託員雇員傭人給與規則	四十年四月一日	應訓令第七號	附 四
△傭人被服給與及貸與規則	四十年七月十日	應訓令第九十一號	附 四
△巡查月俸手當及宿料支給規則	四十年四月三十日	應訓令第二十七號	附 五
△巡查月俸手當及宿料支給規則施行細則	四十年五月十日	應訓令第四十八號	附 五
△巡查特別手當及宿料支給細則	四十年九月二十日	應訓令第四百四十四號	附 五
△日額及月額旅費規則	四十年七月八日	應訓令第八十三號	附 五
△旅費定額ヲ減少シ及其一部ヲ支給セサルノ件	四十年七月二十七日	應訓令第四百四號	附 五
△支廳及其ノ管内勤務巡查ニシテ防			

疫事務ノ爲旅行ノ場合ニ於ケル旅費支給方ノ件

四十年十月九日

應訓令第五百五十一號

附 五

警察

△治安警察法其他ヲ樺太ニ施行スルノ件

四十年三月二十一日

勅令第九十五號

附 五

△行旅病人及行旅死亡人取扱法ヲ施行スルノ件

四十年九月三十日

勅令第三百十八號

附 五

△樺太違警罪目

四十年四月一日

應令第二十七號

附 六

△出入船舶ニ關スル届出規則

四十年四月一日

應令第六號

附 六

△宿屋營業取締規則

四十年四月一日

應令第七號

附 六

△馬車營業取締規則

四十年四月一日

應令第十二號

附 六

△船舶運送取扱營業取締規則

四十年四月一日

應令第十七號

附 七

△解船、小廻船及渡船營業取締規則

四十年四月一日

應令第十八號

附 七

△外國旅券規則

四十年八月十四日

應令第六十八號

附 七

△代書業取締規則

四十年四月一日

應令第五號

附 八

△料理屋及飲食店營業取締規則

四十年四月一日

應令第十四號

附 八

△藝妓及酌婦取締規則

四十年四月一日

應令第十五號

附 八

△貨座敷及娼妓取締規則

四十年四月一日

應令第十六號

附 八

- △湯屋營業取締規則 四十年四月一日 應令第二十四號 附 五
- △興行場及興行取締規則 四十年四月二十日 應令第三十八號 附 一〇
- △質屋取締法令施行細則 四十年六月二十八日 應令第五十五號 附 一〇
- △賣肉營業取締規則 四十年四月一日 應令第十號 附 一四
- △屠獸場及屠獸營業取締規則 四十年四月一日 應令第二十一號 附 一六
- △市場取締規則 四十年四月二十四日 應令第三十九號 附 一六
- △醫師及齒科醫師假免許規則 四十年四月三十日 應令第四十三號 附 一三
- △理髮營業取締規則 四十年四月一日 應令第九號 附 一五
- △墓地火葬場及埋火葬取締規則 四十年六月七日 應令第五十二號 附 一七
- △汚物掃除規則 四十年四月一日 應令第二十三號 附 一三
- △煙突取締規則 四十年六月四日 應令第四十九號 附 一三
- △消防組規則 四十年四月一日 應令第十九號 附 一四

會計

△樺太廳特別會計法

四十年三月十九日

法律第十八號

附 一六

△關東都督府及樺太廳特別會計規則

四十年三月二十九日

勅令第八十七號

附 一六

△樺太國有土地管理規則

四十年三月二十九日

勅令第八十三號

附 一六

附錄目次

△政府ノ工事及物件ノ買入借入ニ關スル隨意契約ノ件	四十年三月二十八日	勅令第八十四號	附一四
△會計法其ノ他ヲ樺太ニ施行スルノ件	四十年三月三十一日	勅令第九十五號	附一四
△帳簿等ノ様式	四十年三月三十日	大藏省令第十七號	附一四
△醫院入院料藥價其他ノ料金ノ件	四十年四月六日	廳告示第十四號	附一四
△市街土地貸付料	四十年四月十日	廳告示第十五號	附一四
△漁業用土地使用料	四十年四月三十日	廳告示第十六號	附一四
△工事請負及工用品並職工人夫供給規則	四十年七月十三日	廳告示第三十六號	附一四
租 稅			
△樺太ニ於ケル租稅ニ關スル件	四十年三月二十六日	法律第二十一號	附一五
△樺太ニ於ケル租稅ノ種類及課率	四十年六月四日	內務省令第十二號	附一五
△租稅賦課徵收規則	四十年六月七日	廳令五十一號	附一五
拓 殖			
△種子貸付規則	四十年四月一日	廳令第二號	附一五

△牛、馬、豚種付規則	四十年四月一日	廳令第三號	附一七
△家畜貸付規則	四十年四月一日	廳令第四號	附一七
△牛馬ニ關スル届出規則	四十年四月一日	廳令第十三號	附一七
△許可受ケヌ家畜ヲ本島外移出禁止ノ件	四十年四月一日	廳令第三十二號	附一七
△官有建物貸付規則	四十年四月一日	廳令第三十四號	附一七
△樺太國有土地貸付規則	四十年四月一日	廳令第三十五號	附一七
△共同放牧地貸付規則	四十年十月十六日	廳令第八十一號	附一八
△市街區劃地三百五十坪以內貸付處分委任ノ件	四十年四月十日	廳訓令第八號	附一七
△樺太移住民取扱規程	四十年四月二十日	廳訓令第十七號	附一八
△樺太國有土地貸付規則取扱細則	四十年四月二十九日	廳訓令第三十八號	附一八
△牛馬ニ關スル届出規則施行手續	四十年六月十二日	廳訓令第六十八號	附一九
△種子返納又ハ辨償委任ノ件	四十年七月二日	廳訓令第八十二號	附一九
△牛馬豚種付委任ノ件	四十年七月十九日	廳訓令第九十九號	附一九
△貸付土地區域ノ件	四十年四月一日	廳告示第三號	附一九

水 産

附録目次

- △樺太漁業令 四十年三月三十一日 勅令第九十六號 附一四
- △漁業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 四十年三月三十一日 勅令第九十七號 附一六
- △臘虎臘肭獸獵法ヲ樺太ニ施行スルノ件 四十年四月二十五日 勅令第五百五十六號 附一九
- △臘虎及臘肭獸獵獲禁止ノ件 四十年四月二十五日 勅令第五百五十七號 附一九
- △樺太ニ於テ免許ヲ受クヘキ漁業ノ種類 四十年四月四日 內務省令第五號 附一九
- △漁業ニ關スル届出規則 四十年四月一日 勅令第十一號 附一九
- △明治四十年三月三十一日以前漁業鑑札ヲ受ケタル者引繼漁業ヲナスノ件 四十年四月六日 勅令第三十六號 附二〇
- △免許以外ノ漁具ヲ使用シ漁業ヲ爲シタル者ノ件 四十年四月六日 勅令第三十七號 附二〇
- △漁業用土地使用ノ件 四十年五月十四日 勅令第四十七號 附二〇
- △樺太漁業免許規則 四十年十二月九日 勅令第八十二號 附二〇
- △免許漁業ニ關スル申請書手数料ノ件 四十年十二月九日 勅令第八十三號 附二〇

- △樺太漁業鑑札規則 四十年十二月九日 勅令第八十四號 附二〇
- △樺太漁業取締規則 四十年十二月九日 勅令第八十五號 附二五
- △鯨鮪ノ建網漁業入札規則 四十年九月二十日 勅令第六十六號 附二八
- △湖河魚類ノ蕃殖ヲ保護スル河川ノ件 四十年十二月十七日 勅令第七十五號 附二五
- △漁業設備地決定願書差出ノ件 四十年十二月十七日 勅令第七十六號 附二六
- △漁業免許期間六箇年ト定メ競争入札執行ノ件 四十年九月二十三日 勅令第一號 附二九

鑛業

- △樺太鑛業令 四十年六月十八日 勅令第二百三十四號 附三〇
- △鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 四十年六月十八日 勅令第二百三十三號 附三三
- △砂鑛採取法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 四十年六月十八日 勅令第二百三十五號 附三三
- △樺太ニ於テ鑛業ヲ許可スヘキ區域ノ件 四十年六月四日 內務省令第十一號 附三四
- △樺太鑛業規則 四十年七月一日 勅令第五十九號 附三四

- △砂鑛採取法施行細則 四十年七月一日 應令第六十號 附三五
- △鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手數料 四十年七月一日 應令第六十一號 附二九
- △鑛物ノ分析、檢定及鑑定規則 四十年八月九日 應令第六十六號 附二五
- △樺太鑛業登錄規則 四十年十月十二日 應令第八十號

森 林

- △森林原野產物賣拂規則 四十年八月十九日 應令第六十九號 附二五
- △樺太漁業令第三條ニ依ル者ノ山林伐採ニ關スル件 四十年八月十九日 應令第七十號 附二五
- △森林原野產物賣拂及樺太漁業令第三條ニ依ル山林伐採ニ關スル事務取扱方 四十年八月二十四日 應訓令第三百三十四號 附二六〇
- △林產物處分ニ關スル件 四十年八月二十八日 應訓令第三百三十五號 附二六二

交 通

- △郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵道船舶郵便法及電信法ヲ樺太ニ

- 施行スルノ件 四十年三月九日 勅令第六十號 附二六四
- △通信業務ノ執行ニ關スル諸規則及其他ノ令達ニ關スル件 四十年四月二十一日 遞信大臣訓令通第三〇二號
- △明治四十年勅令第六十四號ノ施行ニ關スル件 四十年九月一日 應令第二十八號 附二六五
- △郵便物ノ配達ニ關スル件 四十年四月一日 應令第三十號 附二六五
- △郵便電信局及同支局電報取扱種別ノ件 四十年四月一日 應訓令第五十六號 附二六六
- △クステンナイ外三郵便電信支局電報取扱種別ノ件 四十年四月一日 應訓令第六十二號 附二六六
- △電話呼出地域ノ件 四十年七月三十一日 應告示第四十七號

施 行 法 令

- △樺太ニ施行スヘキ法律ニ關スル件 四十年三月二十八日 法律第二十五號 附二六七
- △巡查看守等退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 四十年五月十四日 法律第四十九號 附二六七
- △郵便法、郵便爲替法、郵便貯金法、鐵

附錄目次

附錄目次終

道船舶郵便法及電信法施行ノ件	四十年三月二十八日	勅令第六十四號	附二六
△法令其他六十二法律施行ノ件	四十年三月三十一日	勅令第九十四號	附二六
△會計法、行政執行法、治安警察法、新聞紙條例、出版法及質屋取締法施行ノ件	四十年三月三十一日	勅令第九十五號	附二七
△漁業法ノ一部施行ノ件	四十年三月三十一日	勅令第九十七號	附二七
△臘虎臘肭獸獵法施行ノ件	四十年四月二十五日	勅令第一百五十六號	附二七
△砂礫採取法施行ノ件	四十年六月十八日	勅令第二百三十五號	附二七
△鑛業法ノ一部施行ノ件	四十年六月十八日	勅令第二百三十三號	附二五
△行旅病人及行旅死亡人取扱法施行ノ件	四十年九月三十日	勅令第三百十八號	附二五
樺太案内			附二七

北門之寶庫 富之樺太論 附錄

樺太法令類聚

○官制

○樺太廳官制 四十年三月十四日 勅令第三十三號

第一條 樺太廳ニ左ノ職員ヲ置ク

- 長官
- 事務官
- 警視
- 支廳長
- 技師
- 通譯官
- 屬
- 警部
- 技手
- 官制

通譯

附二

第二條 長官ハ勅任トス

長官ハ樺太守備隊司令官タル陸軍將官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

第三條 事務官ハ專任四人奏任トス但シ其ノ中一人ハ勅任ト爲スコトヲ得

第四條 警視ハ專任一人奏任トス

第五條 支廳長ハ專任三人奏任トス

第六條 技師ハ專任六人ヲ以テ定員トス

第七條 通譯官ハ專任一人奏任トス

第八條 屬、警部及通譯ハ判任トス

屬、警部、技手及通譯ハ通シテ百十六人ヲ以テ定員トシ其ノ定員ハ長官之ヲ定ム

第九條 長官ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス但シ郵便

電信及電話ニ關スル事務ニ付テハ遞信大臣、銀行及關稅ニ關スル事務ニ付テハ大藏大臣ノ監

督ヲ承ク

第十條 長官ハ其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ廳令ヲ發シ之ニ禁錮二十五日以下又ハ罰金二十

五圓以内ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第十一條 長官ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ樺太守備

隊司令官ニ移牒シ出兵ヲ請フコトヲ得

第十二條 長官ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ高等官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退

懲戒ハ之ヲ行フ

第十三條 長官ハ所轄官廳ノ處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノア

リト認ムルトキハ其ノ處分又ハ命令ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第十四條 長官事故アルトキハ第一部長タル事務官其ノ職務ヲ代理ス

長官及第一部長タル事務官共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ事務官ノ一人ヲシテ長官ノ職務ヲ代理セシム

長官ハ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第十五條 長官ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ支廳長ニ委任スルコトヲ得

第十六條 樺太廳ニ長官官房及第一部第二部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ

長官官房

一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項

二 文書ノ往復及記錄編纂ニ關スル事項

三 官印應印ノ管守ニ關スル事項

四 褒賞ニ關スル事項

官制

附三

五 會計ニ關スル事項
六 外國人ニ關スル事項

第一部

- 一 教育ニ關スル事項
- 二 商工業水産漁獵ニ關スル事項
- 三 警察及衛生ニ關スル事項
- 四 氣象測候ニ關スル事項
- 五 他部ノ主掌ニ屬セサル事項

第二部

- 一 拓殖ニ關スル事項
- 二 土木ニ關スル事項
- 三 鑛山森林農業牧畜ニ關スル事項

長官ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ前項事務ノ分掌ヲ變更スルコトヲ得

第十七條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ長官ノ命ヲ承ケ部下ノ官吏ヲ指揮監督シ所部ノ事務ヲ掌理ス

第十八條 部長事故アルトキハ長官ニ於テ廳官吏ノ一人ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

第十九條 第一部長タル事務官ハ長官ヲ佐ケ廳務ヲ整理シ官房及各部ノ事務ヲ監督ス

第二十條 部長ニ充テラレサル事務官ハ長官ノ命ヲ承ケ事務ヲ分掌ス

長官ハ事務官ノ一人ヲシテ審議立案ヲ掌ラシムルコトヲ得

第二十一條 支廳長ハ長官ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ部内ニ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ

部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第二十二條 支廳長ハ法律命令ニ依リ又ハ長官ヨリ委任セラレタル事件ニ付支廳令ヲ發スルコ

トヲ得

第二十三條 支廳長事故アルトキハ其ノ廳勤務ノ上席屬又ハ警部其ノ職務ヲ代理ス

第二十四條 支廳長ハ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第二十五條 警視ハ第一部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ部ノ事務ヲ分掌ス

第二十六條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯通辯ヲ掌ル

第二十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第二十八條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察事務ヲ分掌シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

第二十九條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯通辯ニ從事ス

第三十條 樺太廳管内ニ樺太廳支廳ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣ノ認可ヲ受

ケ長官之ヲ定ム

第三十一條 長官必要ト認ムルトキハ支廳ノ下ニ支廳出張所ヲ置クコトヲ得其ノ位置、名稱及

管轄區域ハ長官之ヲ定ム

支廳出張所長ハ屬又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

第三十二條 樺太廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

巡查ニ關スル規定ハ別ニ定ムル所ニ依ル

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○樺太廳醫院官制 四十年三月十四日 勅令第三十四號

第一條 樺太廳醫院ハ樺太廳長官ノ管理ニ屬シ診療及醫藥ニ關スルコトヲ掌ル

第二條 醫院ニ左ノ職員ヲ置ク

院長 一人 奏任

醫員 六人 奏任又ハ判任

藥局員 一人 判任

書記 五人 判任

第三條 院長ハ樺太長廳官ノ命ヲ承ケ院務ヲ管理シ所屬職員ヲ指揮監督ス

第四條 醫員及藥局員ハ院長ノ命ヲ承ケ診療及調劑ニ關スルコトヲ掌ル

第五條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○樺太廳郵便電信局官制 四十年三月十四日 勅令第三十五號

第一條 樺太廳郵便電信局ハ樺太廳長官ノ管理ニ屬シ郵便、電信及電話ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 郵便電信局ニ左ノ職員ヲ置ク

局長

通信技師 專任一人 奏任

通信書記 專任二十九人 判任

通信技手

第三條 局長ハ樺太廳事務官ヲ以テ之ヲ充ツ樺太廳長官ノ命ヲ承ケ一切ノ局務ヲ掌理ス

第四條 通信技師ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ技術ヲ掌ル

通信書記ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ局務ニ従事ス

通信技手ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ技術ニ従事ス

官制

長官	四千五百圓	四千圓					
勅任事務官	三千五百圓	三千圓					
奏任事務官	二千五百圓	二千圓	二千圓	千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓
警視長	二千五百圓	二千圓					
支院警員長	千八百圓	千六百圓	千四百圓	千二百圓	千圓	圓九百圓	八百圓
通譯官	千四百圓	千二百圓	千圓	圓九百圓	八百圓	七百圓	六百圓

○樺太廳職員特別任用令

四十年三月十四日
勅令第三十八號

第一條 樺太支廳長ハ滿五年以上行政事務ニ從事シ現ニ判任官四級俸以上ノ官職ニ在ル者ニ限リ文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

第二條 樺太廳警部ノ任用ニ關シテハ警部消防士任用令ノ規定ヲ準用ス但シ考試委員、考査ノ方法及試験科目ハ樺太廳長官之ヲ定ム

第三條 樺太廳通信書記ノ任用ニ關シテハ通信屬ノ任用ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○技師屬技手増置並囑託員雇員使用ノ件

四十年三月二十五日
勅令第五十八號

樺太廳長官ハ營繕土木拓殖鐵道事業ノ爲臨時ノ需要アル場合ニ於テハ技師五人以内及屬又ハ技手五十六人以内ヲ置クコトヲ得其ノ俸給ハ事業費ヨリ之ヲ支出ス

樺太廳長官ハ明治四十二年三月三十一日迄俸給豫算定額内ニ於テ適宜囑託員及雇員ヲ使用スルコトヲ得

附則

本令ハ明治四十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○鐵道ニ従事スル判任官特別任用ノ件

四十年四月三十日
勅令第七十三號

滿二年以上鐵道ノ事務ニ従事スル者ハ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ樺太廳鐵道書記ニ任用スルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太ニ於ケル鐵道ノ事務ニ従事スル者ハ本令施行ノ際ニ限リ文官普通試験委員ノ銓衡ヲ經テ樺

官規

太廳鐵道書記ニ任用スルコトヲ得
滿二年以上鐵道ニ關スル判任官ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限り文官普通試驗委員ノ銓衡ヲ
經テ鐵道事務ニ從事スル樺太廳屬ニ任用スルコトヲ得

○樺太廳令公布式 四十年四月一日 廳令第一號

第一條 廳令ニハ廳令ナルコトヲ明記シ樺太廳長官之ニ署名シ公布ノ年月日ヲ記入シ同日之ヲ
公布ス

第二條 樺太廳令ハ樺太日日新聞附錄廳報ニ登載スルヲ以テ公布式ト定ム但シ別ニ廳報ヲ印刷
シテ樺太日日新聞附錄廳報ニ代フルコトアルヘシ

第三條 廳令ハ特ニ施行ノ期日ヲ掲クルモノヲ除クノ外廳令中ニ記入シタル公布ノ日ヨリ起算
シ七日ヲ經テ之ヲ施行ス但シ支廳又ハ出張所所在ノ地ニ在テハ其ノ所轄支廳又ハ出張所ニ到
達シタル日ヨリ起算ス

○樺太廳支廳令公布式 四十年七月三十一日 廳訓令第六十五號

第一條 支廳令ニハ支廳令ナルコトヲ明記シ支廳長之ニ署名シテ公布ノ年月日ヲ記入シ同日之
ヲ公布ス

第二條 支廳令ハ樺太日日新聞附錄廳報ニ登載スルヲ以テ公布式ト定ム但シ別ニ廳報ヲ印刷シ
テ樺太日日新聞附錄廳報ニ代フルコトアルヘシ

第三條 支廳令ハ特ニ施行ノ期日ヲ掲クルモノヲ除ク外支廳令中ニ記入シタル公布ノ日ヨリ起
算シ七日ヲ經テ之ヲ施行ス但シ支廳出張所所轄ノ地ニ在リテハ其ノ出張所ニ到達シタル日ヨ
リ起算ス

○樺太廳分課規程 四十年四月一日 廳訓令第一號

第一條 長官官房ニ秘書課、文書課、會計課ヲ置ク

長官官房ニ官房主事一人ヲ置キ高等官又ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ

官房主事ハ上官ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理ス

第二條 第一部ニ警務課、水産課、交通課、庶務課、臨時建築課ヲ置キ第二部ニ拓殖課、土木
課、林務課、鑛務課ヲ置ク

第三條 長官官房及各部ノ各課ニ課長一人ヲ置ク

課長ハ高等官又ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ上官ニ承ケ課務ヲ掌理ス

第四條 長官官房各部ニ於ケル各課ノ事務分掌ヲ定ムルコト左ノ如シ

長官官房

官規

四十年九月
一號及第
七十一號
四十年十月
三十一號
六十號及第
以テ改正
加テ追

四十年九月
一號及第
七十二號
三十一號
七十號及第
以テ追

祕書課

- 一 外國人ニ關スル事項
- 一 機密ニ關スル事項
- 一 官吏ノ進退身分ニ關スル事項
- 一 長官ノ官印及廳印管守ニ關スル事項
- 一 儀式典禮ニ關スル事項

文書課

- 一 公文書類及成案文書ノ接受、發送ニ關スル事項
- 一 公文書類ノ編纂、保存ニ關スル事項
- 一 統計報告ノ調製ニ關スル事項
- 一 國籍ニ關スル事項
- 一 褒賞ニ關スル事項

會計課

- 一 所管ノ經費及諸收入ノ豫算決算竝ニ會計ニ關スル事項
- 一 所管會計ノ監督ニ關スル事項
- 一 所管ノ官有財産及物品ニ關スル事項

- 一 廳中取締ニ關スル事項
- 一 租税ノ賦課、徵收ニ關スル事項
- 一 金融ニ關スル事項
- 一 備人ニ關スル事項

第一部

警務課

- 一 高等警察ニ關スル事項
- 一 行政警察ニ關スル事項
- 一 司法警察ニ關スル事項
- 一 衛生及病院ニ關スル事項

水産課

- 一 水産行政ニ關スル事項
- 一 水産調査ニ關スル事項
- 一 水産試験ニ關スル事項

交通課

- 一 郵便、電信、電話ニ關スル事項

官規

- 一 通信事業ノ會計ニ關スル事項
- 一 驛傳ニ關スル事項
- 一 輕便鐵道ニ關スル事項
- 一 船舶、海運、航路及補助金ヲ交付スル海運會社又ハ箇人ノ業務監督ニ關スル事項
- 一 氣象測候ニ關スル事項
- 一 水陸運輸ニ關スル事項

庶務課

- 一 内地人ノ海外旅行、出稼ニ關スル事項
- 一 兵事及戶籍ニ關スル事項
- 一 社寺及宗教ニ關スル事項
- 一 賑恤、救濟及慈善ニ關スル事項
- 一 教育及學藝ニ關スル事項
- 一 商工業ニ關スル事項
- 一 度量衡ニ關スル事項
- 一 各部ノ主管ニ屬セサル事項

臨時建築課

- 一 廳舎官舎ノ建築設計及施行ニ關スル事項
- 一 營繕工事ノ設計及施行ニ關スル事項
- 一 前事項ノ外建築營繕ニ關スル事項

第二部

拓殖課

- 一 殖民地ノ選定計畫其ノ他殖民ニ關スル事項
- 一 殖民地ノ處分ニ關スル事項
- 一 市街豫定地ノ計畫及處分ニ關スル事項
- 一 農業、牧畜、開墾ノ調査、試験及指導ニ關スル事項

土木課

- 一 土木工事ノ設計及施行ニ關スル事項
- 一 土木工費ノ調査ニ關スル事項
- 一 河川、道路、港灣ノ調査ニ關スル事項
- 一 水面埋立ニ關スル事項

林務課

- 一 森林原野ノ調査ニ關スル事項

官規